

令和3年度 第3回福岡地方最低賃金審議会 資料目次 (その1)

資料No.1	福岡地方最低賃金審議会 第52期委員名簿	1
[福岡県最低賃金 関連]		
資料No.2	福岡県最低賃金専門部会 委員名簿 (令和3年度)	3
資料No.3	福岡地方最低賃金審議会 福岡県最低賃金専門部会運営規程	5
資料No.4-1	最低賃金の改定に関する意見書 (平和・労働・人権北九州共闘センター)	9
資料No.4-2	令和3年度福岡地方最低賃金改定に関する意見書 (エフコープ生協労働組合)	13
資料No.4-3	最低賃金の引上げ等に関する意見書 (非正規雇用フォーラム・福岡)	17
資料No.4-4	福岡県最低賃金の改正決定に係る意見書 (福岡県自治体労働組合総連合)	19
資料No.4-5	令和3年最低賃金改定に関する意見書 (福岡県労働組合総連合)	31
資料No.4-6	最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書 (福岡県医療労働組合連合会)	33
資料No.5-1	最低賃金の改定に関する意見書 (福岡県)	35
資料No.5-2	低賃金労働者の生活を支え、新型コロナ禍の地域経済を活性化させる ために最低賃金額の引上げを求める会長声明 (福岡県弁護士会)	37
資料No.6	賃金分布に関する資料	39
資料No.7	福岡県最低賃金額・影響率及び未満率 (過去5年間)	79
資料No.8	「業務改善助成金・福岡働き方改革推進支援センター」案内リーフレット	81
資料No.9	令和3年度 地域別最低賃金額改定の目安について (答申)	83
[別冊 II 補充・追加資料] ※「令和3年度 第1回福岡地方最低賃金審議会」配布資料		
II-資料No.1-3	生活保護と最低賃金 (厚生労働省・福岡労働局)	89
II-資料No.2-9-1	令和3年 賃金改定状況調査結果 (厚生労働省)	97
II-資料No.2-9-2	賃金改定状況調査結果の訂正について (厚生労働省)	107
II-資料No.3-5	月例経済報告【令和3年6~7月】 (内閣府)	121
II-資料No.2-10	令和3年 福岡県賃金実態調査結果 (福岡労働局)	141

105

福岡地方最低賃金審議会
第52期委員名簿

資料番号
NO. 1

(令和3年4月1日任命：五十音順)
(令和3年5月28日任命) ※1
(令和3年6月23日任命) ※2
(令和3年7月19日任命) ※3

区分	氏名	現職	
公益代表委員	高田 亜朱華	弁護士	
	富山 敦	弁護士	
	平井 佐和子	西南学院大学 法学部 教授	
	◎平木 真朗	西南学院大学 商学部 准教授	
	○丸谷 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授	
労働者代表委員	河村 敏昭	自治労全国一般福岡地方労働組合 書記長	
	黒崎 美紀	安川電機労働組合 中央執行委員	※3
	小陳 武志	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 副事務局長	
	野中 篤志	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 事務局長	
	浜田 紀子	UAゼンセン 福岡県支部 次長	
使用者代表委員	金子 亮輔	イオン九州株式会社 人事教育部長	
	小島 良俊	福岡県商工会連合会 専務理事	※2
	境 正義	福岡県商工会議所連合会 専務理事	
	中村 牟孝	福岡県経営者協会 専務理事	※1
	吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事	

(注)◎は会長、○は会長代理である





資料番号

NO. 2

福岡県最低賃金専門部会 委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	現職
公益代表委員	平井 佐和子 ひらい さわこ	西南学院大学法学部 教授
	平木 真朗 ひらき しんお	西南学院大学商学部 准教授
	丸谷 浩介 まるたに こうすけ	九州大学大学院 法学研究院 教授
労働者代表委員	河村 敏昭 かわむら としあき	自治労全国一般福岡地方労働組合 書記長
	小陳 武志 こじん たけし	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 副事務局長
	浜田 紀子 はまだ のりこ	UAゼンセン福岡県支部 次長
使用者代表委員	境 正義 さかい まさよし	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	中村 年孝 なかむら としたか	福岡県経営者協会 専務理事
	吉岡 秀樹 よしおか ひでき	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

SECRET

MEMORANDUM FOR THE DIRECTOR

NO.	DATE	DESCRIPTION	STATUS
1	1/15/54
2	1/20/54
3	1/25/54
4	2/1/54
5	2/10/54
6	2/15/54
7	2/20/54
8	2/25/54
9	3/1/54
10	3/10/54
11	3/15/54
12	3/20/54
13	3/25/54
14	4/1/54
15	4/10/54
16	4/15/54
17	4/20/54
18	4/25/54
19	5/1/54
20	5/10/54
21	5/15/54
22	5/20/54
23	5/25/54
24	6/1/54
25	6/10/54
26	6/15/54
27	6/20/54
28	6/25/54
29	7/1/54
30	7/10/54
31	7/15/54
32	7/20/54
33	7/25/54
34	8/1/54
35	8/10/54
36	8/15/54
37	8/20/54
38	8/25/54
39	9/1/54
40	9/10/54
41	9/15/54
42	9/20/54
43	9/25/54
44	10/1/54
45	10/10/54
46	10/15/54
47	10/20/54
48	10/25/54
49	11/1/54
50	11/10/54
51	11/15/54
52	11/20/54
53	11/25/54
54	12/1/54
55	12/10/54
56	12/15/54
57	12/20/54
58	12/25/54
59	1/1/55
60	1/10/55
61	1/15/55
62	1/20/55
63	1/25/55
64	2/1/55
65	2/10/55
66	2/15/55
67	2/20/55
68	2/25/55
69	3/1/55
70	3/10/55
71	3/15/55
72	3/20/55
73	3/25/55
74	4/1/55
75	4/10/55
76	4/15/55
77	4/20/55
78	4/25/55
79	5/1/55
80	5/10/55
81	5/15/55
82	5/20/55
83	5/25/55
84	6/1/55
85	6/10/55
86	6/15/55
87	6/20/55
88	6/25/55
89	7/1/55
90	7/10/55
91	7/15/55
92	7/20/55
93	7/25/55
94	8/1/55
95	8/10/55
96	8/15/55
97	8/20/55
98	8/25/55
99	9/1/55
100	9/10/55

福岡地方最低賃金審議会 福岡県最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県最低賃金専門部会（以下「部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項（第6条第6項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、そ

の旨を部会長に適切な方法で通知しなければならない。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適切な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和3年3月16日から施行する。

2021年 7月 12日

福岡地方最低賃金審議会
会 長 平木 真朗 殿



平和・労働・人権
北九州共闘センター
議 長 竹内 俊一

最低賃金の改定に関する意見書

日頃より、労働者の生活と労働条件の向上のためにご尽力いただいていることにつきまして、心より敬意を表します。

昨年2月以降の新型コロナウイルス感染により、多くの労働者・国民が厳しい生活に追いやられていなかで、定額給付金などをはじめとして、政府としても様々な支援策を講じているところです。しかし、最も労働者の生活の糧となっている「賃金」が抑制され、なかでも一番のセーフティーネットとなっている最低賃金が、昨年では、中央最低賃金審議会の目安では据え置き、福岡地方最低賃金についてはわずかに1円だけの引き上げに終わり、甚だ不十分なものとなりました。このような事態に対し、労働者、労働組合だけでなく、政治の側からも最低賃金の引き上げに対しての意見や具体的な提言が出されています。

私どもの組織の所在する北九州市においても、本年6月16日、北九州市議会本会議において「全国一律最低賃金制度の段階的な実施を求める意見書」が、3名の市議会議員を除くすべての議員の賛成で採択されました。

この意見書は ①地域別の最低賃金を設定する理由とされる生計費について、都市部と地方との間で大差がないという事実を認定し ②地域別最低賃金の格差が地域間の経済格差を固定し、地方から大都市への人口流出の原因となっている事実を認定し ③全国一律最低賃金制度の実現のために、中小企業への積極的な財政支援策が必要であると明記するなど、事実に立脚し具体的手立てまで示した画期的な意見書であるといえます。しかも、党派問わずほぼ全会一致といっても過言ではない賛同を得ており、衰退したとはいえ全国でも有数の工業地帯であり、政令市からの要請であることなどを含め、非常に重く受け止められなければならない意見書といえます。

この意見書の背景にあるものは、何よりも低すぎる最低賃金の存在が根底にあり、必要のない格差と弊害をもたらす現行制度に対する疑問を幅広い層が共有しているという点です。さらに政治の世界でいえば、政府も最低賃金について「加重平均1000円」を方針に掲げ、野党各党においては最低賃金1500円の実現などを政策に掲げ、与党である自党内では「最低賃金一元化推進議員連盟」が結成され、昨年12月には菅内閣に提言が出されているなど、最低賃金についての問題意識は一般化しています。

中央、地方の最低賃金審議会は、こうした中央、地方の政治の場からの発信、多くの人々に共有されている疑問と問題点、要求にどう応えるのかが問われています。

このような観点に立てば、福岡最低賃金審議会における今年度改定については、現状の東京と福岡の最低賃金の格差を、少なくとも高卒初任給における東京と福岡の格差まで縮小することと、最低必要な生計費と合わせて検討するならば、最低賃金は1000円まで引き上げることが必要です。

そして、無用な地域間格差をもたらす都道府県のランク分けと、その目安制度を廃止し、早期に最

低賃金の全国一律制を確立すべきですが、そのための必要な措置、合意のための議論などを考慮すれば「段階的な実施」が現実的と考えます。このようなことも含め、最低賃金の全国一律制は全国的な課題だけに国や中央最低賃金審議会に対して意見具申すべきです。

当然のことながら、最低賃金引き上げに関しては、中小企業の支援策が必要です。ごく一握りの大企業に対して溢れんばかりの財政支援策が施されている中で、中小企業の最低賃金引き上げにあたっての支援策が困難とはいえないはずですが。先に述べた自民党「最低賃金一元化推進議員連盟」は最低賃金引き上げにあたって、約450兆円といわれる「内部留保」に着目し、これに課税をかけて中小企業支援の原資とすることを提案していますが、社会保険料の負担軽減なども含めて支援策の方法は決して難しい課題とはいえないと考えます。

つきましては、以上のことを要約して、貴職に下記項目を要請いたします。

【要請項目】

- 1、福岡県の最低賃金を当面1000円に引き上げ、早期に1500円を実現するための議論を行うこと。
- 2、国や中央最低賃金審議会に対し、最低賃金全国一律制度の実現を求めること。
- 3、国に対し、最低賃金の引き上げにあたって、中小・零細企業に対しては社会保険料の負担軽減など十分な支援策を講じること。

【添付資料】

資料① 本年6月16日北九州市議会において採択された「全国一律最低賃金制度の段階的な実施を求める意見書」

資料② 下関市立大学 関野 秀明 教授による、資料①の意見書についての評価

以上

【資料①】

全国一律最低賃金制度の段階的な実施を求める意見書

1978年から各都道府県をA～Dのランクに分け、地域別最低賃金の額を各地方最低賃金審議会が各都道府県の労働局長へ答申する、いわゆる目安制度が導入され、最低賃金額の地域間格差を是正する制度が導入されました。

しかし近年、最低賃金の地域間格差はむしろ拡大傾向にあり、全国の地域間最低賃金額の格差を是正する機能を持つはずであった目安制度は、有効に機能しないどころか、その格差を定着化させる制度になりつつあります。

そもそも最低賃金は労働者の生計費とともに、賃金及び通常事業の賃金支払能力を考慮の要素としていますが、賃金や企業の支払能力の差異は、地域ではなく企業規模や職種による差異が多いことが明らかになっています。

また、地域別の最低賃金を設ける要素ともなっている生計費については、都市部と地方との間で大きな差が無いことが団体の調査によって明らかになっています。

むしろ医療機関で受診する金額や車検の法定費用等、費用負担については全国一律のものがある反面、最低賃金に地域間格差があるのは矛盾しているところであり、引き続き地域別最低賃金の目安制度を継続することは地域間の経済格差を固定させ、地方から大都市への人口流出の原因を放置することに繋がり、結果として国民経済の健全な発展を阻害することになります。

よって、本市議会は、政府に対し、次の措置を講じるよう強く要請します。

- 1 全国一律最低賃金制度を段階的に設けること。
 - 2 全国一律最低賃金制度の導入に当たり、影響を受ける中小企業等への事業者負担を軽減する積極的な措置を講じ、中小企業に大きな負担を強いることのないように配慮しながら、段階的に地域間格差の是正に取り組むこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和3年6月16日

北九州市議会

提出先 内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

【資料②】

北九州市議会「全国一律最低賃金制度の段階的な実施を求める意見書」3つのポイント

下関市立大学経済学部教授 関野秀明

2021年6月16日に北九州市議会が採択した「全国一律最低賃金制度の段階的な実施を求める意見書」は、全国一律最低賃金制度の必要性と実現可能性について重要な3つのポイントを示したという事実において、歴史的な意義を持つものです。

第一のポイントは、地域別の最低賃金を設定する理由とされる生計費について、都市部と地方との間で大差がないという事実を認定したことです。中澤秀一静岡県立短大准教授等の調査研究は、2019～20年の「25歳単身者、賃貸ワンルーム25m²居住」の最低生計費（月額税込）が「最賃Aランク・東京都北区24.9万円」「最賃Bランク京都市24.5万円」「最賃Cランク岡山市24.5万円」「最賃Dランク那覇市24.6万円」と、ほぼ差がないことを明らかにしています。いずれのケースも、都市部は家賃が高いが交通費が安く（自家用車が不要）、地方は家賃が安いが交通費が高い（自家用車が必要）ため、生計費合計に差がないことを示しています。

第二のポイントは、地域別最低賃金の格差が地域間の経済格差を固定し、地方から大都市への人口流出の原因となっている事実を認定したことです。総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査（2019年）」は、2万人以上の大規模人口流入が東京、千葉、埼玉、神奈川、愛知、大阪という最賃Aランク県でのみ発生し、その他大多数の道県で人口流出が起きていることを示しています。

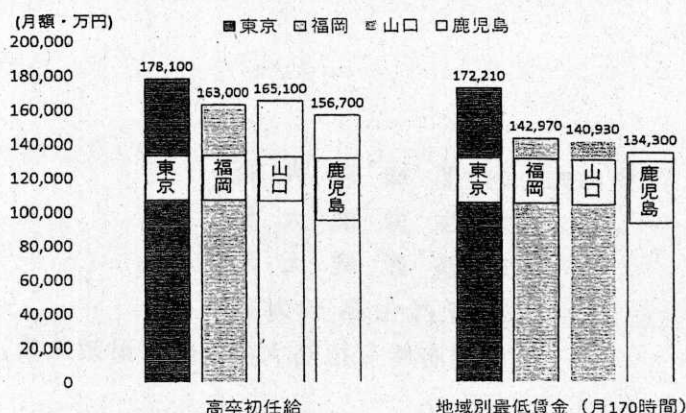
第三のポイントは、全国一律最低賃金制度の実現のために、中小企業への積極的な財政支援策が必要であると明記したことです。政府資料によると2014年度以降、政府予算における「中小企業対策費（支出済歳出額）」は概ね3千億円～4千億円程度で推移しています。他方で、大企業への財政支援策、租税特別措置（研究開発減税、受取配当益金不算入制度、外国子会社配当益金不算入制度、連結納税制度等）は毎年4兆円以上の大企業減税を実施しています。全国一律最低賃金制に向けた地方の最低賃金底上げのためには、事業所数で99%、従業員数で70%を占める中小企業への本気の財政支援策が必要です。

今こそ、全国一律最低賃金制に向けて、「段階的な」地域別最低賃金の地域間格差の縮小に取り組む時です。図1は、高卒初任給における東京と福岡の格差が月15,100円（=178,100円-163,000円）であるのに対し、地域別最低賃金における東京と福岡の格差が月29,240円（172,210円-142,970円）に達することを示しています。地域経済の振興のために、若者が定住する魅力ある地域社会の実現のために、このような地域別最低賃金の地域間格差を「段階的に」縮小することが必要です。

この「意見書」は、全国一律最低賃金制度を段階的に目指す政労使が今後、協力・共同を進める礎となる歴史的な意義を持っています。

この「意見書」は、全国一律最低賃金制度を段階的に目指す政労使が今後、協力・共同を進める礎となる歴史的な意義を持っています。

図1 高卒初任給格差と地域別最低賃金格差との比較（2019年）



（出所：厚労省「賃金構造基本統計調査」「最低賃金改定状況」より筆者作成）

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗 殿



2021年7月13日

エフコープ生協労働組合
中央執行委員長 伊藤 秀紀

令和3年度福岡地方最低賃金改定に関する意見書

日頃より労働者の生活と労働条件の向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

福岡県の最低賃金は、2020年度の改定により1円引き上げられて842円になりました。しかし、842円では厚生労働省が算定基礎としている月173.8時間働いたとしても月に14万6340円、年間175万6080円にしかなりません。実際には月に173.8時間も働くことは難しいため、実態を反映した労働時間150時間で計算すると、月に12万6300円、年間151万5600円にしかならず、このような低賃金では、憲法25条に保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができないばかりか、働いてもまともな生活ができないワーキングプアから抜け出すこともできません。実際、福岡県労連が実施し、エフコープ生協労組も参加した「最低生計費試算調査」では、福岡市で20代の若者が憲法25条に保障された「ふつうの暮らし」をするためには、時間当たり1500円、月額23万円、年収280万円が必要という結果が出ています。福岡県の最低賃金842円は、「ふつうの暮らし」に必要な額の半分程度しか満たしておらず、大幅な最低賃金の引き上げが必要なことは明らかです。

一昨年地域別最低賃金の改定では、最高の東京都と最低の鹿児島県では1時間当たり223円の金額差がありましたが、昨年の改定で最高の東京都と最低の7県の金額差が2円縮まり221円となりました。これは、昨年の中央最低賃金審議会が、コロナ禍で苦しんでいる労働者の状況も顧みず目安額を示さなかったことに対して、40地方最低賃金審議会が1～3円の引き上げを行ったことは、労働者の生活の苦しさを反映し、コロナ禍によってさらに疲弊する地域経済の立て直しを求め、この間の地域間格差の拡大に対する地方の中央に対する「抵抗」「反乱」にほかなりません。2020年改訂の地域別最低賃金は、一番高い東京都が1013円、福岡県が842円、最も低い7県が792円となっていますが、これはそれぞれの都道府県で憲法25条に保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができるにふさわしい賃金として各地方最低賃金審議会が答申し、労働局長が定めた金額にほかなりません。さらに言えば、東京都では時間当たり1013円で営むことができる生活を、福岡県では842円で、一番低い県では792円でほぼ同水準の生活を営むことができる賃金として示しているのだと思われませんが、福岡地方最低賃金審議会としてぜひその根拠をお示しください。

地域別最低賃金を人口動態調査と重ね合わせてみると、地域間格差の拡大が最低賃金の低い地域から高い地域へ流出させ、このことが地域経済を疲弊させる一因ともなっ

いることが見て取れます。全労連がこの間全国で実施している「最低生計費試算調査」でも、大都市であろうと地方都市であろうと「ふつうの暮らし」を送るためには時間当たり1400円から1600円の賃金が必要という結果が出ており、地域経済活性化のためには、全国一律最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅な引き上げ、賃金引き上げのための中小企業への支援策の充実が不可欠です。

新型コロナウイルス感染拡大により繰り返される緊急事態宣言などにより、中小零細事業者は、十分な補償もない営業自粛や外出自粛要請で長期の休業を強いられ、多くの事業者が倒産や廃業の危機にさらされています。また、倒産や廃業による解雇や雇止め、営業自粛による休業のために収入の道を断たれる労働者が多く発生しています。また、コロナ禍の下で国民の暮らしを支える「エッセンシャルワーカー」と呼ばれる労働者の多くは、低賃金・不安定雇用の非正規労働者です。これらの人々の雇用と暮らしを守り、コロナ禍で疲弊した日本経済を立て直すためには、何よりも最低賃金をはじめとした賃金の引き上げを図り、国民総生産(GDP)の6割を占める個人消費を引き上げることが不可欠です。最低賃金引き上げのためには、中小企業の経営を支える助成も必要であり、私たちは中小企業への助成として、多くの中小企業が求めている社会保険料の減免などの実行も求めています。実際先進諸国では、最低賃金の引き上げにあたって企業への助成を実施していますし、フランスやドイツ、イギリスなどではコロナ禍にあっても経済再生のために最低賃金を引き上げており、アメリカのバイデン大統領は連邦政府と契約する企業の最低賃金を時給10.95ドルから15ドルに引き上げる大統領令に署名しました。さらに消費税(付加価値税)率の引き下げを行って個人消費の拡大を図っている国もあります。

最低賃金引き上げについては、国や地方でこの間様々な動きが出ています。昨年12月の福岡県議会では、「最低賃金の引き上げとコロナ禍における中小企業支援の拡充に関する意見書」が採択され、国に対して最低賃金の引き上げと地域間格差の是正、事業者に対する税や社会保険料の減免などを求めています。また、今年6月には北九州市議会で、「全国一律最低賃金制度の段階的な実施を求める意見書」が採択され、国に対して全国一律最低賃金制度、中小企業への負担軽減措置、地域間格差の是正を求めました。

さらに国レベルでは、菅内閣が閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」の中でも、「経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け」「賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1000円になることを目指す」としています。また、自民党の「最低賃金一元化推進議員連盟(衛藤征士郎会長)」は、需要回復と雇用・所得の安定、東京一極集中の是正、地方での雇用増を促すために最低賃金の引き上げと将来最低賃金制度の全国一元化を目指すことが必要だとする「最低賃金制度のあり方に関する提言」を菅首相に提出しました。さらに私たちは国会にむけて「全国一律最低賃金制度を求める請願署名」に取り組んでいますが、その請願の紹介議員に与党自民党を含む109名の議員が名を連ねています。

「福岡地方最低賃金審議会運営規定」によれば、審議会の審議は原則として公開とされているにもかかわらず、「金額審議」については一度も公開されたことはなく、非公開にする正当性も合理性もあるとは思えません。実際、鳥取地方最低賃金審議会ではすべての審議が公開され、公開することで何らかの不都合が生じているということは全く耳にしていません。今年からこれまで非公開とされていた一部の審議が公開されることになりましたが、福岡地方最低賃金審議会においても、原則公開が求められる理由と意義に鑑み、専門部会を含むすべての審議を公開とすることが必要です。

以上を踏まえて、令和3年度福岡地方最低賃金審議会の審議及び答申、最低賃金決定において、下記の通り要請します。

記

1. 令和3年度福岡地方最低賃金審議会の審議において、審議会が自主性を発揮した審議を行い、最低賃金を大幅に引き上げ1000円以上とすること。
2. 地域経済の活性化を図り、誰もが「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な全国一律最低賃金制度を確立し、最低賃金時間当たり1500円を早期に実現することおよびそのために必要な中小企業への支援策の充実を図ることを国に要請すること。
3. 国民の知る権利を保障し、審議会での公正な審議を担保するために、福岡地方最低賃金審議会のすべての審議を公開とすること。

以上

2021年7月14日

福岡県最低賃金審議会
会長 平木 真朗 殿



非正規雇用フォーラム、福岡
共同代表 落石 俊則
勝山 吉章
安元 隆治

最低賃金の引上げ等に関する意見書

貴職におかれましては、福岡県における労働者の最低賃金に関する改善に向けて真摯にとりくみを進めておられますことに心より敬意を表します。

本年の審議会に於ける大きな論点は、昨年につき新型コロナウイルス感染症による影響であると思います。しかし現時点で政府の最低賃金政策は、昨年の抑制から一転し本来の到達目標である1000円に近づけることに配慮を求めています。

貴委員会では、昨年1円という引き上げ額を決定されました。客観的な情勢は昨年より深刻になっていますが、今年の最低賃金額決定にあたり今次の政府要請に関してどのような整合性を持たせるのか注目もしています。いずれにしても引き上げの必要性について委員会の独自性に自信を持っての審議をお願い致します。

政府の基本的経済政策は新自由主義で一貫していますが、最低賃金の諮問が引き上げに転じた理由として、成長戦略会議の日本企業の生産の向上には、最賃の引き上げで生産性の低い中小企業を積極的に淘汰すべきという論調が背景にあると報道(6月23日西日本新聞)されています。さらには、自ら推進した90年代からの賃金格差政策の結果であるにも関わらず、諸外国(欧米先進国)と最低賃金が見劣りしている要因を研究することも要請しています。

私たちは、日本の産業構造を支えてきた中小企業の淘汰を目的とすることは論外として最低賃金制度と有効な諸政策が一体となって相乗効果となりうる政策にすべきだと考えています。

それには、貴委員会が最賃を適用する中小・零細企業への支援に言及することは必須であり当然の権限範囲だと考えています。また、労基法の外に置かれた類似労働者への適用、同一価値労働同一賃金の原則で最低賃金を広汎に適用し、収入と生活を安定させる政策も同様です。コロナ後の経済回復を期待する意味からも、公正な労働と最低賃金制度を社会保障そのものとして機能させることが求められています。

今日、少子高齢化が進む中で日本の経済力と国際水準に比較して見劣りする最低賃金を適正

水準に引き上げ、全国一律額の制度としてゆくことが極めて重要であると考えます。

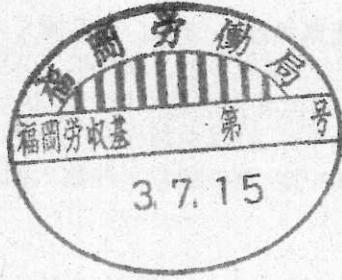
貴審議会におかれましては、以上の当組織の考えや立場をご理解いただき、2021年度地域別最低賃金の大幅な改善を答申されますよう、以下のとおり意見と要望を表明いたします。

記

- 1 地域別最低賃金の改定に当たっては、月間150時間（年間1800時間）の労働時間を設定し、健康で文化的な最低限度の生活を保障出来るよう、2021年度の改訂に於いて全国一律で最低賃金1,500円を決定すること。
- 2 最低賃金制度の有効な運用として以下の施策を決定すること。
 - 生活保護費以上とする制度目標の暫定基準である19歳単身者の県内平均を改め、家族構成別の生活保護費以上が労働力の再生産費に相当する最低賃金額と定義すること。
 - 非正規雇用に関する同一賃金政策としても、正規労働者の賃金平均の60%を保障する最低賃金額とすること。
 - 国内格差を助長する現状の4ランク制（県別の最賃額決定）を廃止し、全国一律の最低賃金制度とすること。
 - シフト外し対策として日々雇用賃金で本人の希望が無い場合、法定労働時間の60%を見なし労働時間として最低賃金時給を乗じること。
- 3 最低賃金を1500円まで引き上げる期間は、影響を受ける中小零細企業に対して負担を軽減する以下の有効な措置・支援策を講じること。
 - ① 毎年地域別最低賃金に引き上げる額、もしくは労使合意で企業内最低賃金を1500円以下に定める場合は最低賃金との差額について、対象労働者に支払う差額賃金合計額を、納税する消費税から控除できる制度を支援策として定めること。
 - ② 賃金格差の下限を憲法の生存権とする認識を広く社会に啓蒙し、有効な政策を実施することで「最賃引き上げが倒産に直結する」との議論に終止符を打つこと。

以上

福岡地方最低審議会
会長 平木 真朗 様



福岡県自治体労働組合総連合
執行委員長 磯田 英実

福岡県最低賃金の改正決定に係る意見書

1. 改正の必要性について、有と考える。

2. 最低賃金法第1条は、法の目的として次のように決めている。第一義的に、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図ること。第二義的には、こうした制度の実施によって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資することであり、国民経済の健全な発展に寄与することである。元々、労働基準法で定めていた最低賃金制度を独立させたものであるが、今日的には第二義的な目的も重要であることは明らかである。

当組合では、昨年末に二つの調査を行い発表した。最低賃金の大幅引き上げと全国一律の制度を実現することは、最低賃金法の目的とコロナ感染症に苦しむ日本社会の復興に照らしても重要であると考えられる。

3. 福岡県が公開している「経済波及効果分析ツール (42 部門)」を使って、最低賃金を現行の 842 円から 1,500 円に引き上げた場合の福岡県内の経済波及効果の試算を行った。その結果について述べてみる。(詳細は、巻末の「福岡県労連・情報」を参照ください。)

- ①引き上げの総合波及効果約は、3,351 億円 (1.8 倍) となった。
- ②粗付加価値額は、1,872 億円であり 2017 年の県内総生産 (19 兆 6,792 億円) の 0.95 % に及んだ。
- ③効果が生まれる分野は、サービス部門、商業、不動産、金融・保険と続いている。
- ④新たに生まれる雇用は 13,549 人となった。
- ⑤この結果、所得税や市県民税、健康保険や年金の掛金の増収が期待されると共に、年金受給金額が増え、低年金の改善の一助となる。

⑥最賃引き上げの及ぶ労働者の範囲を確定することが大変であった。福岡労働局が最低賃金審議会に提出している「令和 2 年福岡県賃金実態調査結果 (地域別最低賃金用)」と総務省が発表している福岡県内の自治体非正規職員数を使用した。国家公務員の非常勤職員や公的外郭団体や自治体公共施設など指定管理を受けた企業などで働く非正規職員など、調査の人数には含むことができなかった。したがって、波及効果はもっと大きな数字になることが予想される。

ちなみに、独立行政法人 労働政策研究・研修機構は、2016 年 5 月に厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(賃金センサス) を使って「2007 年の最低賃金法改正後の労働者の賃金の状況」を発表している。このまとめでは、パートタイム労働者の賃金に影響を及ぼし、賃金分位の低い労働者の賃金の底上げが報告されている。大いに参考になるものである。

⑦最低賃金の引き上げが地域経済への波及を確実なものにするためには、国や自治体の中・小・零細企業に対する支援が重要である。新型コロナウイルス対策のために、この間、雇用調整金、持続化給付金や家賃支援給付金などが支給され、社会の底上げが防がれた。このような政策的な判断が求められる。

4. 「パート・アルバイトの時給の高い福岡市を中心とした圏域に、時給の低い県内各自治体から人口が流入している」。2年に1度の調査の3回目、「県内各地の求人時給額」と「人口移動」の調

査を昨年末に行った。コロナ禍ど真ん中の今回の調査は、昨年12月2日に、TOWN WORK Netで2,679件(2年前3,044件)を地域別に抽出し、平均時給と金額別割合を算出して人口動態と比べた。抽出した仕事は、資格のいらぬ比較的簡易な、居酒屋、ファミレス、キッチンスタッフ、コンビニ、ドラッグストア、電話応対、看護助手、介護助手、保育補助、歯科助手のアルバイト・パートの仕事を使用した。なお、高校生は除いている。

人口移動と求人時給の特徴は、(詳細は、巻末に付けた「福岡県労連・情報」を参照ください)

- ① 2年前、4年前と比較して、福岡市と周辺への人口移動がさらに加速した。同時に、人口減少地域も前回調査より減少が加速した。人口の増・減と求人時給の相関関係が益々はっきりしてきた。
- ② 全体平均の引上げ額・率は67円・7.8%と最低賃金の引上げ53円・6.7%を超えたこと。
- ③ 天神の平均時給が112円増加して1,000円を超え、時給1,000円以上の割合が件数・割合とも前回から大幅に増え69.41%となった。
- ④ 福岡市と北九州市の平均時給が900円をこえた。
- ⑤ 平均上昇率(7.8%)以上の引上げ地域を見ると福岡10.4%・北九州7.4%・大牟田9.1%・田川7.5%・久留米8.7%・飯塚8.2%の上昇となった。
- ⑥ 最低賃金額の求人割合が前回より高い地域は、宗像・古賀・福津地域、筑紫野・春日・大野城・那珂川地域、糟屋郡地域、直方・鞍手地域、行橋・京都地域の5つの地域になった。
- ⑦ 先日2020年国勢調査(速報値)が発表され、福岡県の人口増加が公表された。しかし、住民基本台帳での福岡県の人口は、今回初めてマイナス(2,075人)に転じた。福岡市と周辺自治体(糸島市、宗像市、古賀市、福津市、筑紫野市、春日市、太宰府市、那珂川市、糟屋郡)への人口流入は依然として続いており、今回の調査では14,936(前回12,013)人の増となった。減少地域は、今回17,011(前回5,625)人の減少となり、増・減の地域共、進行している。このことにより、福岡市を中心とした地域に、人口が一極集中していることが判る。しかし、福岡県の地方創生総合戦略の資料をみると、福岡市を中心とした地域は、対東京圏で転出超過である。

5. 最低賃金法第9条3項に「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」の記述がある。昨年の意見書でも具体的に述べたが、生活保護との整合性の問題である。生活保護と最低賃金の比較にあたって、5点にわたって指摘した。異議の申し立てでは、法改正時の衆参の厚生労働委員会での論戦・答弁を一部指摘した。問題は、福岡県最低賃金審議会として法改正の趣旨をどのように最低賃金改正に反映するかである。

法改正から既に10年以上経過しており、福岡市内の生活保護扶助費は2級地以下で良いと言っているようなものである。最低賃金の決定に生活保護費を正確に反映すべきである。昨年6月時点で福岡市の生活保護費と比較・計算すると時給1,111円である。

以上

福岡県労連・情報

KENROREN・information

2021年03月19日(金)号外
福岡県労働組合総連合
福岡市博多区博多駅南1-9-8
☎092-433-1833 fax092-433-1822

お詫び

昨年12/18付「県労連」情報で、下記試算結果をお知らせしていましたが、一部間違いがありました。今回、修正を行いましたので、お知らせします。謹んでお詫び申し上げます。

福岡県経済波及効果分析ツール(42部門)を使った試算

最低賃金 1,500 円で、約 **1.8** 倍の **経済波及効果**

総合波及効果3,351億1,400万円(粗付加価値額約1,872億円)に!
新たに13,549人の新規雇用が生まれること明らかに!
国・地方税、社会保険料等なども増額で波及がおよぶ!
県内総生産(19兆7千億円)の0.95%に相当
中・小・零細企業支援のあり方がカギに!

昨年の最低賃金の引き上げ審議は、新型コロナウイルス感染症拡大の中で行われ、全国の審議会で激論が交わされました。結果として、福岡での地域別最低賃金は、1円の引き上げ842円となりました。政府公約である毎年3%の引き上げ、我々の切実な要求である全国一律で時給1,500円の実現とは程遠い内容です。

今回、福岡県経済波及効果分析ツール(42部門)を使って、最低賃金を1,500円に引き上げた場合の経済波及効果の試算を行いました。その結果は、総合波及効果約3,351億円(1.8倍)・粗付加価値額約1,872億円と県内総生産(19兆6,792億円・2017年)の0.95%に及びます。一番大きな効果が生まれるのは、サービス部門で、次いで商業、不動産、金融・保険と続いています。また、所得税や市県民税、健保や年金の掛金にも波及し、新たに生まれる雇用は13,549人にのぼります。重要なことは国や県が行うべき、中・小・零細企業支援のあり方がカギになります。

試算にあたっては、福岡労働局が最低賃金審議会に提出している「令和2年福岡県賃金実態調査結果(地域別最低賃金用)」と総務省が発表している福岡県内の自治体非正規職員数を使用しました。引き続き、最低賃金の引き上げに対する議論が進みますよう、多くのみなさんのご意見をお寄せください。

1. 試算にあたっての前提条件

- ①最賃引き上げの及ぶ労働者について、次の限られた数を使用しました。
- 令和2年福岡県賃金実態調査結果(地域別最低賃金用)賃金分布表(1)から1時間当たり所定内賃金額別の人数を使用しました。
時給1,500円未満 74.10% 274,986人 **※詳細8ページ**
 - 時給871円以上は、10円幅のために中間の5円を使用しました。
 - 最低賃金に近い賃金で働いている県内自治体非正規職員の人数を使用しました。

総務省資料 2016年4月1日 15,379人

時給が不明の為、福岡労働局の資料と同じ引上げ額・割合として計算しました。

- 国家公務員の非常勤職員や公的外郭団体や指定管理者施設の非正規職員、高卒初任給など最低賃金付近で働く労働者については、人数が不明のため、調査の人数には含めていません。

- ②賃金の引上げ額は、令和2年福岡県賃金実態調査結果（地域別最低賃金用）賃金分布表（1）の賃金額と1,500円の差の加重平均額を用いました。
- ③年間労働時間については、福岡労働局が最低賃金の審議の時に使用する、週40時間・年52週の2,080時間を用いました。
- ④可処分所得の算出については、総務省家計調査年報の最新版2019の勤労世帯の収入10分位の最低ランクで示されている「84.4%」を用いました。
- ⑤消費転嫁率は、84.4%を用いました。
- ⑦福岡県のHPで現在公開されている「平成27年（2015年）福岡県経済波及効果分析ツール」を使用しました。

2. 計算方法と結果

①最低賃金を時給1,500円にした場合

- 最低賃金額を「1,500円」とします。

- 1人の年収ベースでのアップ額は、

令和2年福岡県賃金実態調査結果から、加重平均を算出

※詳細3ページ

引き上げ額の計算 $434 \text{円} \times 2,080 \text{時間} = 902,720 \text{円}$

可処分所得の算出 $902,720 \text{円} \times 84.4\% = 761,896 \text{円}$

消費転嫁率（84.4%） $761,896 \text{円} \times 84.4\% = 643,040 \text{円}$

- 総額の算出

1人当たりの年収増に、可処分所得と消費転嫁率を計算して消費支出額を転出します。

$643,040 \text{円} \times (274,986 \text{人} + 15,379 \text{人}) = 186,716,296,220 \text{円}$

- 総額 186,716,296,220円を消費構成比率をかけて、42分類に対する金額を決定する。

- 福岡県経済波及効果分析ツール(42部門)に金額を入力・分析 ※詳細7ページ

②結論

※詳細4ページ以降

最低賃金を時給1,500円に引き上げた場合の経済波及効果

需要増加額（当初）186.720百万円 → 総合波及効果 福岡県190,988百万円

県外144,126百万円

以上

最賃引き上げによる引上げ総額

最低金額 1500 円

時間額 単位:円	採用 時間額	引上げ額 a	労働者数 b	総額 a×b
840以下	840	660	7,205	4,755,300
841	841	659	8,844	5,828,196
842	842	658	546	359,268
843	843	657	208	136,656
844	844	656	307	201,392
845	845	655	1,589	1,040,795
846	846	654	314	205,356
847	847	653	456	297,768
848	848	652	169	110,188
849	849	651	2	1,302
850	850	650	21,936	14,258,400
851	851	649	237	153,813
852	852	648	258	167,184
853	853	647	248	160,456
854	854	646	214	138,244
855	855	645	1,382	891,390
856	856	644	66	42,504
857	857	643	148	95,164
858	858	642	46	29,532
859	859	641	49	31,409
860	860	640	3,693	2,363,520
861	861	639	254	162,306
862	862	638	238	151,844
863	863	637	239	152,243
864	864	636	164	104,304
865	865	635	745	473,075
866	866	634	278	176,252
867	867	633	153	96,849
868	868	632	2	1,264
869	869	631	197	124,307
870	870	630	3,118	1,964,340
871-879	875	625	1,376	860,000
880-889	885	615	5,744	3,532,560
890-899	895	605	4,224	2,555,520
900-909	905	595	27,186	16,175,670
910-919	915	585	1,530	895,050
920-929	925	575	7,084	4,073,300
930-939	935	565	3,876	2,189,940
940-949	945	555	3,906	2,167,830
950-959	955	545	6,547	3,568,115
960-969	965	535	3,575	1,912,625
970-979	975	525	3,781	1,985,025
980-989	985	515	3,061	1,576,415
990-999	995	505	2,195	1,108,475
1000-1099	1050	450	41,902	18,855,900
1100-1199	1150	350	32,036	11,212,600
1200-1299	1250	250	28,137	7,034,250
1300-1399	1350	150	26,082	3,912,300
1400-1499	1450	50	19,439	971,950
計			274,986	119,262,146

加重平均額

434

1. 500円の場合

842 円
1,500 円

434 円 加重平均額 A

40 h/週
52 週

2,080 年間の労働時間 B

902,720 円 年収増 C=A×B
0.844 可処分所得割合 D
0.844 消費転嫁率 E

643,040 円 ① C×D×E

労働局資料

50,362 社 100人未満の製造業、その他30人未満の会社
371,106 人 労働者数

274,986 人 ②対象労働者

自治体非正規職員

15,379 人 総務省資料
③ 2016/4/1

①×(②+③)
186,716,296,220 円 ③

42部門別の経済波及効果分析 分析結果

総合結果

分析テーマ	最低賃金1500円で、経済波及効果(試算)
-------	-----------------------

需要増加額 (当初)	186,720 (百万円)	➔	総合波及効果	福岡県	190,988 (百万円)
				県外	144,126 (百万円)

単位:百万円

	生産誘発額(生産増加額)			うち粗付加価値額		
	福岡県	県外	合計	福岡県	県外	合計
直接効果 ①	126,147	49,296	175,443	78,479	23,778	102,257
第1次間接波及効果 ②	41,802	64,992	106,794	23,759	30,357	54,116
第2次間接波及効果 ③	23,039	29,838	52,878	14,785	16,037	30,822
総合波及効果 ①+②+③	190,988	144,126	335,114	117,023	70,173	187,196

(四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。以下の図表も同様。)

(用語の説明)

生産誘発額	最終需要(家計消費・設備投資等)の増加により直接・間接に誘発された生産額。
粗付加価値額	生産活動によって新たに生み出された価値、賃金・利益等。
直接効果	最初に発生した最終需要のうち、県内(県外)でまかなわれる財・サービスの額。
第1次間接波及効果	直接効果が発生したことにより誘発された原材料等の生産額の合計。
第2次間接波及効果	直接及び第1次間接波及効果に伴う雇用者所得(賃金・俸給)増加が消費につながることで誘発された生産額の合計。
総合波及効果	直接効果、第1次間接波及効果、第2次間接波及効果の合計。通常「経済波及効果」という場合、この額を指す。

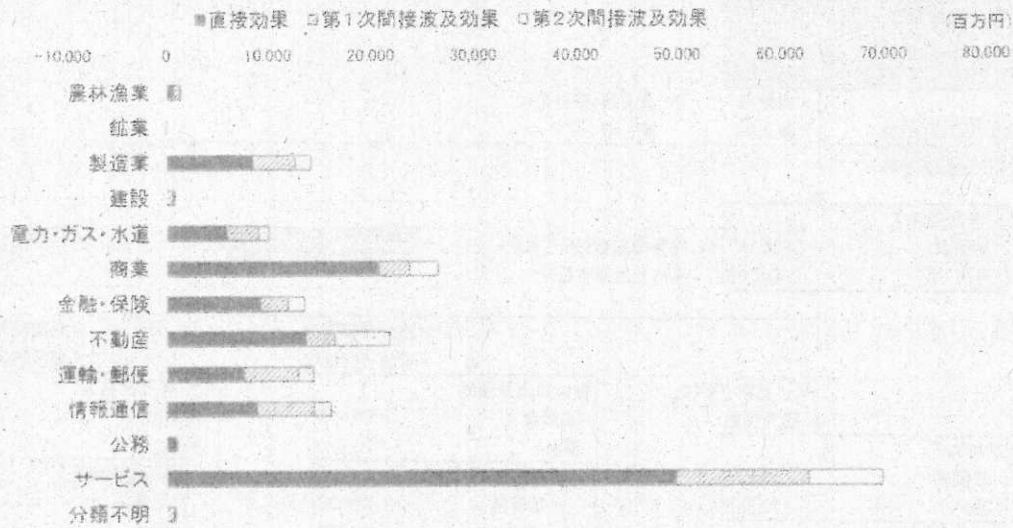
波及効果倍率

波及効果倍率(総合波及効果/需要増加額(当初))

福岡県	1.0229
県外	0.7719
合計	1.7947

部門別の分析結果(福岡県分のみ)

13部門



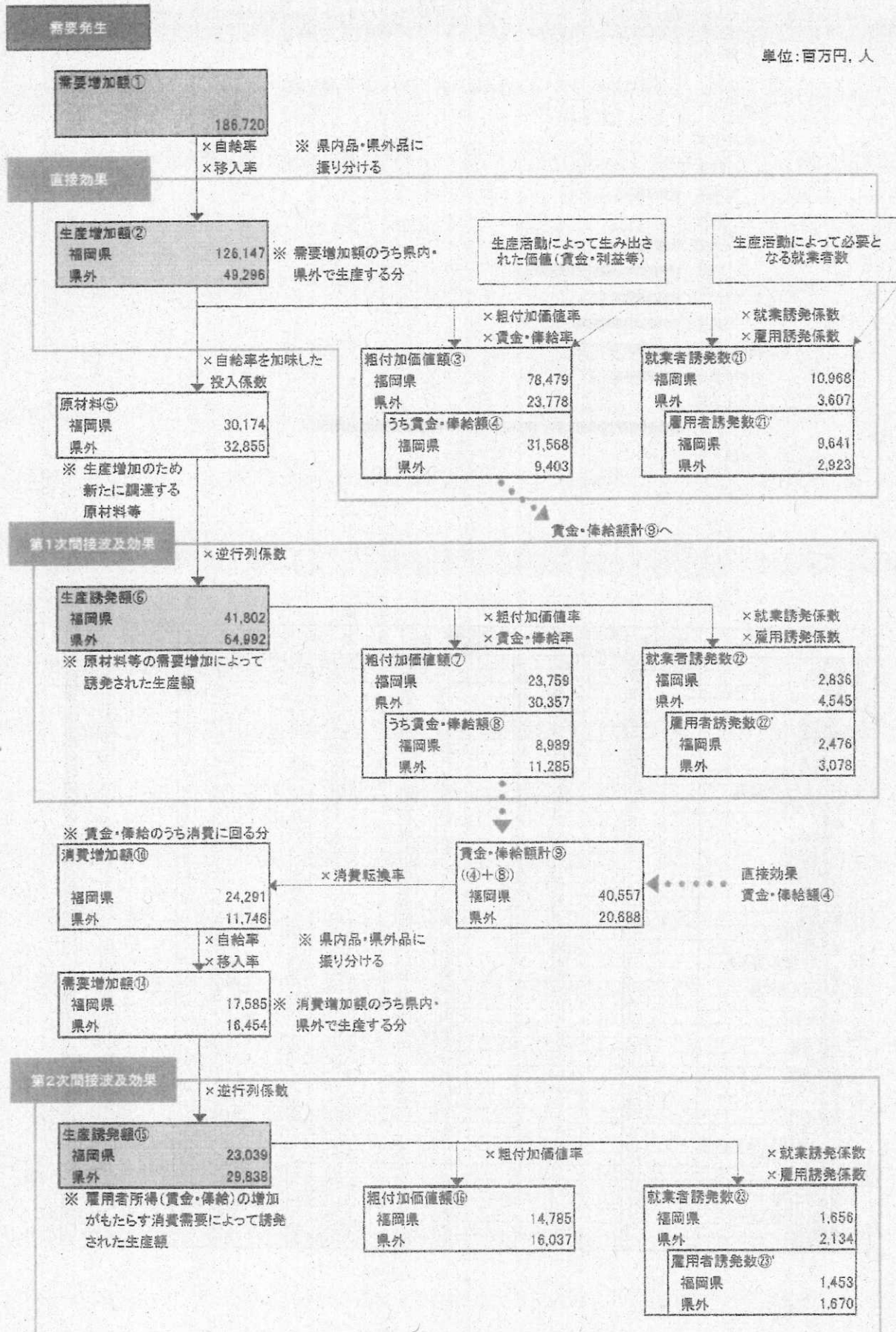
42部門

単位：百万円、人

	直接効果	第1次間接波及効果	順位	第2次間接波及効果	順位	総合効果	順位	粗付加価値額	順位	雇用者数	順位
01 農業	643	463	13	130	17	1,236	19	639	18	76	16
02 林業	44	12	39	7	37	62	37	34	35	3	32
03 漁業	44	43	33	10	34	97	34	49	33	4	30
04 鉱業	0	76	31	9	35	85	35	41	34	3	33
05 飲食料品	5,655	1,315	8	824	10	7,794	10	3,626	12	278	13
06 繊維製品	172	29	35	23	31	225	31	92	30	22	22
07 ハルブ・紙・木製品	46	265	21	39	27	340	27	142	29	20	25
08 化学製品	229	315	18	66	24	610	24	214	23	10	28
09 石油・石炭製品	339	228	24	66	23	634	23	99	26	4	31
10 プラスチック・ゴム製品	207	317	17	65	25	590	25	220	22	22	23
11 窯業・土石製品	49	92	30	18	33	158	33	72	31	6	29
12 鉄鋼	-15	229	23	34	29	247	30	65	32	2	36
13 非鉄金属	12	21	37	4	38	37	38	9	39	1	40
14 金属製品	79	167	27	31	30	278	28	122	27	17	26
15 はん用機械	1	12	38	2	41	15	41	7	40	1	39
16 生産用機械	1	29	36	4	39	34	39	16	37	1	37
17 業務用機械	2	9	40	1	42	13	42	5	41	1	41
18 電子部品	14	52	32	9	36	75	36	25	36	2	34
19 電気機械	403	41	34	52	26	496	26	198	25	24	21
20 情報通信機器	27	1	41	3	40	30	40	12	38	1	38
21 輸送機械	814	329	16	141	16	1,284	16	214	24	12	27
22 その他の製造工業製品	521	362	15	195	21	983	20	485	19	59	19
23 建設	0	684	11	109	19	803	22	401	20	61	18
24 電力・ガス・熱供給	4,487	2,468	7	800	11	7,755	11	3,023	13	198	14
25 水道	1,449	671	12	241	15	2,361	15	1,247	15	66	17
26 廃棄物処理	372	761	10	129	18	1,262	17	824	16	103	15
27 商業	20,778	3,022	4	2,739	2	26,538	1	19,077	1	2,793	1
28 金融・保険	9,202	2,773	6	1,567	5	13,542	7	9,599	3	671	7
29 不動産	13,710	2,791	5	5,308	1	21,609	2	18,103	2	299	12
30 運輸・郵便	7,863	5,310	3	1,502	6	14,474	6	7,265	7	845	6
31 情報通信	9,920	5,600	2	1,675	3	16,195	3	8,152	6	408	10
32 公務	726	189	25	106	20	1,020	19	703	17	56	20
33 教育・研究	6,471	101	29	737	12	7,310	12	5,498	9	530	8
34 医療・福祉	13,063	251	22	1,494	7	14,807	4	9,245	4	1,597	3
35 他に分類されない会員制団体	2,359	272	20	298	14	2,929	14	1,857	14	348	11
36 対事業所サービス	2,403	10,694	1	1,637	4	14,734	5	9,086	5	1,431	4
37 宿泊業	159	0	42	20	32	180	32	94	29	20	24
38 飲食サービス	11,344	118	28	1,293	8	12,755	8	5,162	10	2,011	2
39 娯楽サービス	5,821	179	26	688	13	6,787	13	4,653	11	446	9
40 その他の対個人サービス	7,769	425	14	823	9	9,116	9	6,257	8	1,216	5
41 事務用品	0	301	18	37	28	338	28	0	42	0	42
42 分類不明	7	774	9	98	22	878	21	370	21	2	35

フローチャート

単位:百万円,人



42部門別の経済波及効果分析 入力シートその2

該当する部門(商品)に需要増加額を入力してください。単位は百万円です。入力が終わりましたら、「分析結果へ」ボタンを押してください。

5 42部門別需要増加額の入力

13部門	42部門	金額 (百万円)	備考	
	合計	186,720		
01 農林漁業	01 農業	2,487	穀類、いも・豆類、野菜、果実、その他の食用作物、非食用作物、畜産、農業サービス	
	02 林業	142	木材、炭材、特用林産物	
	03 漁業	255	海面漁業、内水面漁業	
02 鉱業	04 鉱業	-5	石炭・原油・天然ガス、砂利・砕石、その他の鉱物	
03 製造業	05 飲食料品	19,366	畜産食料品、水産食料品、精穀・胚粉、めん・パン・菓子類、農産保存食料品、砂糖・油脂・調味料類、その他の食料品、酒類、その他の飲料、飼料・有機質肥料(別掲を除く。)、たばこ	
	06 繊維製品	3,074	紡績糸、織物、ニット生地、染色整理、その他の繊維工業製品、織物製・ニット製衣服、その他の衣服・身の回り品、その他の繊維既製品	
	07 ハルブ・紙・木製品	257	木材・その他の木製品、家具・装飾品、ハルブ・紙・板紙、加工紙、紙製容器、その他の紙加工品	
	08 化学製品	2,176	ソーダ工業製品、その他の無機化学工業製品、石油化学系基礎製品、脂肪族中間物・環状中間物・合成染料・有機顔料、合成ゴム、その他の有機化学工業製品、合成樹脂、化学繊維、医薬品、油剤加工製品・界面活性剤、化粧品・歯磨、塗料・印刷インキ、農薬	
	09 石油・石炭製品	3,847	石油製品、石炭製品	
	10 プラスチック・ゴム製品	699	プラスチック製品、タイヤ・チューブ、その他のゴム製品	
	11 窯業・土石製品	110	ガラス・ガラス製品、セメント・セメント製品、陶磁器、建設用土石製品、その他の窯業・土石製品	
	12 鉄鋼	-25	鉄鉄・鉅鋼、熱間圧延鋼材・鋼管、冷延・めっき鋼材、鉄線造品(鉄)、その他の鉄鋼製品	
	13 非鉄金属	127	非鉄金属製錬・精製、電線・ケーブル、その他の非鉄金属製品	
	14 金属製品	206	建設用金属製品、建築用金属製品、ガス・石油機器・暖房・調理装置、その他の金属製品	
	15 はん用機械	10	ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機、運搬機械、冷凍機・温度調整装置、その他のはん用機械	
	16 生産用機械	5	農業用機械、建設・鉱山機械、繊維機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体製造装置、その他の生産用機械	
	17 業務用機械	71	事務用機械、サービス用・娯楽用機器、計測機器、医療用機械器具、光学機械・レンズ・武器	
	18 電子部品	118	電子デバイス、その他の電子部品	
	19 電気機械	2,332	産業用電気機器、民生用電気機器、電子応用装置、電気計測器、その他の電気機械	
	20 情報通信機器	2,915	通信機器、映像・音響機器、電子計算機・同附属装置	
	21 輸送機械	4,265	乗用車、トラック・バス、その他の自動車、二輪自動車、自動車部品・同附属品、船舶・同修理、鉄道車両・同修理、その他の輸送機械・同修理	
	22 その他の製造工業製品	2,293	印刷・製版・製本、なめし革・革製品、毛皮、がん具・運動用品、その他の製造工業製品、再生资源回収・加工処理	
	04 建設	23 建設	0	住宅建築、非住宅建築、建設補修、公共事業、その他の土木建設
	05 電力・ガス・水道	24 電力・ガス・熱供給	5,634	電力、都市ガス、熱供給業
		25 水道	1,538	水道
	12 サービス	26 廃棄物処理	374	廃棄物処理
06 商業	27 商業	34,071	卸売(マージン)、小売(マージン)	
07 金融・保険	28 金融・保険	10,883	金融、保険	
08 不動産	29 不動産	13,845	不動産仲介及び賃貸、住宅賃貸料、住宅賃貸料(帰国者賃)	
09 運輸・郵便	30 運輸・郵便	9,136	鉄道旅客輸送・鉄道貨物輸送、道路旅客輸送、道路貨物貨物輸送、自家輸送(旅客自動車)、自家輸送(貨物自動車)、外洋輸送、沿海・内水面輸送、港湾輸送、航空輸送、貨物利用運送、倉庫、こま包、その他の運輸附帯サービス、郵便・信書便	
10 情報通信	31 情報通信	10,889	通信、放送、情報サービス、インターネット附帯サービス、映像・音声・文字情報制作	
11 公務	32 公務	726	公務(中央)、公務(地方)	
12 サービス	33 教育・研究	6,844	学校教育、社会教育・その他の教育、学術研究機関、企業内研究開発	
	34 医療・福祉	13,210	医療、保健衛生、社会保険・社会福祉、介護	
	35 他に分類されない会員制団体	2,422	他に分類されない会員制団体	
	36 対事業所サービス	2,931	物品賃貸業、貸自動車業、広告、自動車整備、機械修理、その他の対事業所サービス	
	37 宿泊業	2,471	宿泊業	
	38 飲食サービス	12,140	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス	
	39 娯楽サービス	6,933	映画館、興行場・興行団、競輪・競馬等の競走場・競技団、スポーツ施設提供業・公園・遊園地、遊戯場、その他の娯楽	
40 その他の対個人サービス	7,940	洗濯業、理容業、美容院、浴場業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業、写真業、冠婚葬祭業、個人教授業、各種修理業(別掲を除く。)、その他の対個人サービス		
03 製造業	41 事務用品	0	事務用品(仮設部門)	
13 分類不明	42 分類不明	7	分類不明	

賃金分布表(1) 令和2年 地域別最低賃金対象産業 就業形態別、全地区

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
~840	7,205	1.94	1.94	4,115	1.73	1.73	3,090	2.35	2.35
841	8,844	2.38	4.32	523	0.22	1.95	8,320	6.33	8.68
842	548	0.15	4.47	241	0.10	2.05	308	0.23	8.91
843	208	0.06	4.53	181	0.08	2.13	26	0.02	8.93
844	307	0.08	4.61	272	0.11	2.24	37	0.03	8.96
845	1,589	0.43	5.04	320	0.13	2.37	1,268	0.96	9.93
846	314	0.08	5.12	7	0.00	2.38	307	0.23	10.16
847	456	0.12	5.25	29	0.01	2.39	427	0.32	10.48
848	169	0.05	5.29	0	0.00	2.39	169	0.13	10.61
849	2	0.00	5.29	0	0.00	2.39	3	0.00	10.62
850	21,936	5.91	11.20	0	0.00	2.39	20,371	15.50	26.11
851	237	0.06	11.27	187	0.08	2.47	49	0.04	26.15
852	258	0.07	11.34	152	0.06	2.53	107	0.08	26.23
853	248	0.07	11.40	30	0.01	2.54	218	0.17	26.40
854	214	0.06	11.46	31	0.01	2.56	184	0.14	26.54
855	1,382	0.37	11.83	289	0.12	2.68	1,092	0.83	27.37
856	66	0.02	11.85	41	0.02	2.70	24	0.02	27.39
857	148	0.04	11.89	7	0.00	2.70	143	0.11	27.50
858	48	0.01	11.90	43	0.02	2.72	2	0.00	27.50
859	49	0.01	11.92	26	0.01	2.73	23	0.02	27.52
860	3,693	1.00	12.91	474	0.20	2.93	3,220	2.45	29.97
861	254	0.07	12.98	0	0.00	2.93	254	0.19	30.16
862	238	0.06	13.04	5	0.00	2.93	233	0.18	30.34
863	239	0.06	13.11	91	0.04	2.97	148	0.11	30.45
864	164	0.04	13.15	33	0.01	2.98	130	0.10	30.55
865	745	0.20	13.35	68	0.03	3.01	676	0.51	31.06
866	278	0.07	13.43	163	0.07	3.08	117	0.09	31.15
867	153	0.04	13.47	100	0.04	3.12	52	0.04	31.19
868	2	0.00	13.47	2	0.00	3.12	0	0.00	31.19
869	197	0.05	13.52	5	0.00	3.12	192	0.15	31.34
870	3,118	0.84	14.36	34	0.01	3.14	3,084	2.35	33.68
871 ~ 879	1,376	0.37	14.73	760	0.32	3.46	616	0.47	34.15
880 ~ 889	5,744	1.55	16.28	1,552	0.65	4.11	4,192	3.19	37.34
890 ~ 899	4,224	1.14	17.42	1,100	0.46	4.57	3,124	2.38	39.72
900 ~ 909	27,186	7.33	24.75	3,146	1.32	5.89	24,040	18.29	58.01
910 ~ 919	1,530	0.41	25.16	1,173	0.49	6.38	2,357	1.79	59.80
920 ~ 929	7,084	1.91	27.07	1,550	0.65	7.03	3,534	2.69	62.49

賃金分布表(1) 令和2年 地域別最低賃金対象産業 就業形態別、全地区

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
830 ~	3,876	1.04	28.11	1,140	0.48	7.51	2,736	2.08	64.57
840 ~	3,906	1.05	29.16	2,146	0.90	8.41	1,760	1.34	65.91
850 ~	6,547	1.78	30.93	1,762	0.74	9.15	4,785	3.64	69.55
860 ~	3,575	0.98	31.89	1,896	0.80	9.95	1,678	1.28	70.83
870 ~	3,781	1.02	32.91	2,120	0.89	10.84	1,662	1.26	72.09
880 ~	3,061	0.82	33.74	2,000	0.84	11.68	1,061	0.81	72.90
890 ~	2,195	0.59	34.33	1,598	0.67	12.35	598	0.45	73.36
1,000 ~	41,902	11.29	45.62	26,086	10.96	23.31	15,815	12.03	85.39
1,100 ~	32,036	8.63	54.25	26,518	11.14	34.45	5,518	4.20	89.59
1,200 ~	28,137	7.58	61.83	23,519	9.88	44.32	4,617	3.51	93.10
1,300 ~	26,082	7.03	68.86	22,934	9.63	53.95	3,149	2.40	95.49
1,400 ~	19,439	5.24	74.10	18,393	7.72	61.68	1,046	0.80	96.29
1,500 ~	96,120	25.90	100.00	91,244	38.32	100.00	4,876	3.71	100.00
計	371,106	100.00	-	238,106	100.00	-	131,436	100.00	-
月平均賃金額	192,262			250,047			86,855		
月一人当たり労働時間数	140			168			89		
第1・20分位数	845			893			841		
第1・10分位数	850			964			846		
第1・4分位数	910			1,111			850		
中位数	1,144			1,354			900		
時間当たり平均額	1,331			1,492			1,037		

福岡県労連・情報

KENROREN・information

2021年2月8日(月)号外

福岡県労働組合総連合

福岡市博多区博多駅南1-9-8

☎092-433-1833 fax092-433-1822

北九州、久留米、大牟田などの求人時給が上がる！ 福岡市・周辺へ人口移動が一層すすむ！

「パート・アルバイトの時給の高い福岡市を中心とした圏域に、時給の低い県内各自治体から人口が流入している」。2年に1回の調査、3回目の「県内各地の求人時給額」と「人口移動」を発表しました。コロナ禍ど真ん中の今回の調査は、昨年12月2日に、TOWN WORK Netで2,679件(前回3,044件)を地域別に抽出し、平均時給と金額別割合を比較しました。

(仕事は下表、求人時給内訳表はウラ表、
人口移動数などは下表に)

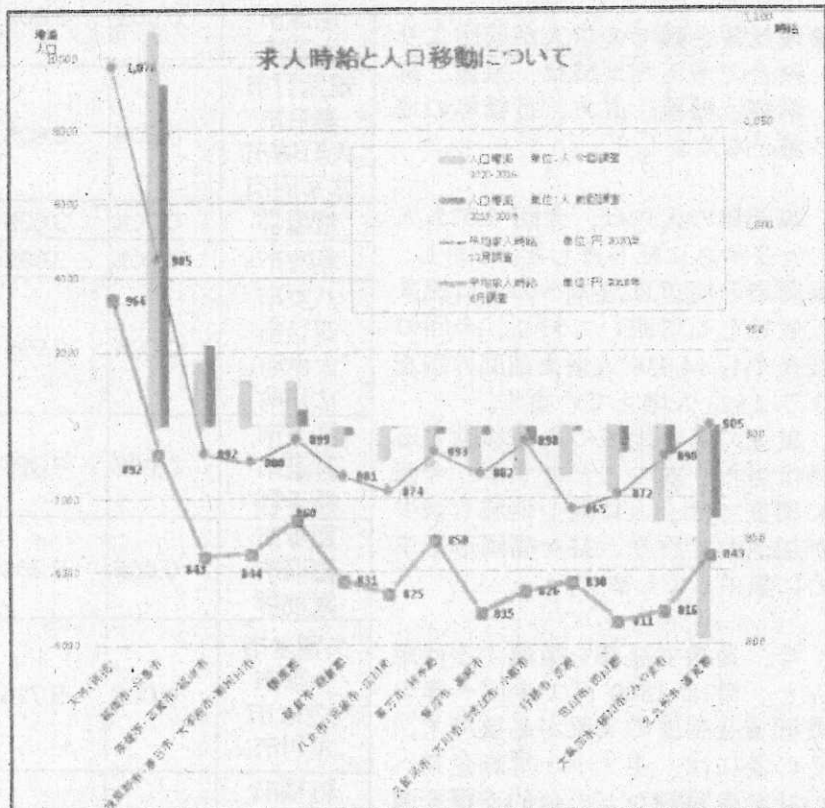
人口移動の特徴は、

●福岡市と周辺への人口移動がさらに加速したことです。

求人時給では、

●全体平均の引上げ額・率は67円・7.8%と最低賃金の引上げ53円・6.7%を超えたこと。

●天神の平均時給が112円増加し



求人時給と人口移動について

2年前より賃金の高い福岡市に人口が移動し、更に一極集中が進む！

<Town Work Netで抽出した仕事>

- ※高校生除く ○アルバイト、パート
- 居酒屋、ファミレス、キッチンスタッフ
- コンビニ、ドラッグストア、●電話応対
- 看護助手、介護助手、保育補助、歯科助手

調査項目	時給調査		人口増減 単位:人		平均求人時給 単位:円		最低賃金 単位:円					
	今回	前回	今回調査 2020-2019	前回調査 2017-2016	2020年 12月調査	2018年 6月調査	上昇額・率	今回	%	前回	%	
天神(再掲)	255	204			1,078	966	112 11.6%	4	1.6%	7	3.4%	
福岡市・系島市	998	1,093	10,726	9,293	985	892	93 10.4%	96	9.6%	112	10.2%	
宗像市・古賀市・福津市	184	311	1,726	2,216	892	843	49 5.8%	44	23.9%	36	11.6%	
筑紫野市・春日市・大牟田市・那珂川市	250	292	1,262	26	898	844	44 5.2%	63	25.2%	47	16.1%	
糟屋郡	136	152	1,222	478	899	860	39 4.5%	27	19.9%	17	11.2%	
朝倉市・朝倉郡	38	41	▲557	▲259	881	831	50 6.0%	12	31.6%	19	46.3%	
八丈市・筑後市・広川町	67	63	▲931	▲65	874	825	49 5.9%	9	13.4%	18	28.6%	
直方市・穀手郡	41	70	▲1,136	▲228	893	850	43 5.1%	18	43.9%	26	37.1%	
飯塚市・嘉穂市	79	59	▲1,360	▲271	892	815	67 8.2%	35	44.3%	30	50.9%	
久留米市・大川市・うきは市・小郡市	175	204	▲1,365	▲515	898	826	72 8.7%	36	20.6%	68	33.3%	
行橋市・京野	95	76	▲1,395	▲182	865	830	35 4.2%	29	30.6%	16	21.1%	
田川市・田川郡	31	26	▲1,802	▲757	872	811	61 7.5%	11	35.6%	16	57.7%	
大牟田市・柳川市・みやま市	60	99	▲2,642	▲803	890	816	74 9.1%	9	15.0%	31	31.3%	
北九州市・遠賀郡	525	558	▲5,823	▲2,545	905	843	62 7.4%	118	22.5%	136	23.3%	
人口計・平均求人時給	2,679	3,044	▲2,075	6,388	928	861	67 7.8%	507	19.9%	565	19.6%	
					最低賃金:円	842	789	53 6.7%				

て1,000円を超え時給1,000円以上の割合が前回40.68%から69.41%に、件数も割合も上がりました。

- 福岡市と北九州市の平均時給が900円をこえました。
- 平均以上の引上げを地域別で見ると、福岡10.4%・北九州7.4%・大牟田9.1%・田川7.5%・久留米8.7%・飯塚8.2%の上昇となりました。
- 最低賃金額での求人が前回より割合で増えた地域は、宗像、筑紫野、糟屋、直方、行橋等の地域となりました。

福岡県の人口は、今回2,075人のマイナスに転じました。しかし、福岡市と周辺自治体への人口流入は依然として続いており、今回の調査でも14,936人増え前回の調査より2,923人増えています。

賃金の高い地域に人が移動するのは当たり前のことですが、今回の調査では、人口減少地域も減少が加速しており、益々福岡市を中心に集中してします。

今、地域で経済を循環する仕組みと、時給1,500円で全国一律の最低賃金制度の実現が必要です。その為には、中・小・零細企業への社会保険料などの公的支援を強めることです。

2018年度の日商・東商「最低賃金引上げの影響に関する調査」を見ても「税・社会保険料負担の軽減」が65.2%と第1位であり、中小企業・小規模事業者の共通の要求であることは明らかです。

●2020年12月調査

求人時給調べ

Town Work Net調べ

	1501-2000円	1001-1500円	1000円	900-999円	843-899円	842円
<再掲>						
天神地区	0.00%	57.25%	12.16%	18.82%	10.20%	1.57%
福岡市	0.00%	27.86%	10.72%	25.35%	26.45%	9.62%
糸島市						
福津市	0.00%	3.80%	5.43%	37.50%	29.35%	23.91%
宗像市						
古賀市						
筑紫野市	0.00%	3.60%	4.80%	33.60%	32.80%	25.20%
春日市						
大野城市						
太宰府市						
糟屋郡	0.00%	3.68%	6.62%	46.32%	23.53%	19.85%
朝倉市	0.00%	2.63%	0.00%	34.21%	31.58%	31.58%
八女市						
筑後市	0.00%	2.99%	1.49%	28.36%	53.73%	13.43%
大木町						
広川町						
直方市	0.00%	7.32%	9.76%	24.39%	14.63%	43.90%
宮若市						
鞍手郡						
飯塚市	0.00%	3.80%	3.80%	30.38%	17.72%	44.30%
嘉麻市						
嘉穂郡						
久留米市	0.00%	5.71%	8.57%	34.86%	30.29%	20.57%
小郡市						
うきは市						
大川市						
行橋市	0.00%	0.00%	5.26%	13.68%	50.53%	30.53%
豊前市						
京築郡						
田川市	0.00%	6.45%	0.00%	16.13%	41.94%	35.48%
田川郡						
大牟田市	0.00%	8.33%	1.67%	31.67%	43.33%	15.00%
柳川市						
みやま市						
北九州市	0.00%	7.81%	7.81%	27.24%	34.67%	22.48%
中間市						
遠賀郡						



2021年 7月 15日

福岡県労働組合総連合
議長 山下和博

令和3年最低賃金改定に関する意見書

日頃より、働く者の労働条件の改善、くらしの向上、また新型コロナウイルス感染拡大防止対策関連業務にご尽力のことと存じます。

さて、昨年からのコロナ感染拡大で、日本経済が深刻な停滞に陥っています。そうした中、「エッセンシャルワーカー」と呼ばれる労働者の多くは低賃金・不安定雇用のなかではたらく国民の暮らしを支えています。

中小零細企業で働く労働者やフリーランスと呼ばれる個人事業主は、大幅な収入減や解雇・失業の危機にさらされています。こうした労働者が安心して暮らせる状況を作るためには、売り上げや収入が落ち込んでいる事業者を直接支援して事業の継続を促すとともに、最低賃金の引き上げなどによる低賃金の是正が不可欠です。

昨年は中央最低賃金審議会が目安額を示さない中でも、最低賃金の引き上げと地域間格差の是正を求める地方の切実な声が、47都道府県のうち40県の引き上げに繋がったことを中央最低審議会も地方最低賃金審議会も重く受け止めなければなりません。

目安ありきの審議ではなく、労働者が8時間働いて健康で文化的な生活を営むことができる賃金、また福岡地方の経済発展のため、真摯に議論し県民が納得できる賃金改定が求められます。

福岡県議会では昨年12月、景気回復には労働者の賃金を引き上げ、GDPの6割を占める国民の消費を引き上げることが不可欠であり、また若い労働者が流失することで地域経済の疲弊をもたらし、自治体税収の減少をもたらしていること、雇用維持のためには経営基盤が厳しい中小企業への支援強化が求められるとして「最低賃金の引き上げとコロナ禍における中小企業支援の拡充に関する意見書」が全会一致で採択されました。

また、北九州市議会では6月、「全国一律最賃制度の導入を求める意見書」を国に提出するよう求めた陳情に自民党市議からも賛同意見が出され、賛成多数で意見書が採択されています。

以上のことから、私たちは、最低賃金の引き上げと大胆な中小企業支援策がコロナ危機克服と貧困に苦しむ労働者救済の絶対条件だと考え、下記の通り要請します。

記

1. 福岡県の最低賃金842円を今すぐ1,000円以上に引き上げ、早急に1,500円以上を実現するための議論を開始すること
2. 中央最低賃金審議会と国に対し全国一律最低賃金制度の実現を求めること。
3. 国に対し、最低賃金引き上げのために中小企業が一番の支援策として求めている「税・社会保険料負担の軽減」など実効的な支援策の拡充を求めること。
4. 福岡地方最低賃金審議会のすべての審議会や専門部会の公開・傍聴を実現するとともに、福岡県労連所属の労働者が意見陳述する機会を必ず設けること。

コロナ危機克服、生活改善、地域経済の好循環に向けた生活保障賃金の確立を
 福岡県の最低賃金 842 円を 1,000 円以上に引き上げ
 全国一律で時間額 1,500 円以上の最低賃金実現を求める要請

福岡地方最低賃金審議会会長 様
 福岡労働局長 藤枝 茂 様

2021年 月 日

○要請趣旨○

日頃から、働く者の労働条件の改善、くらしの向上、また新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響による各種支援金の申請等の業務にご尽力のことと存じます。

さて、昨年からのコロナ感染拡大で、日本経済が深刻な停滞に陥っています。そうした中、「エッセンシャルワーカー」と呼ばれる労働者の多くは低賃金・不安定雇用のなかではたらく国民の暮らしを支えています。

中小零細企業で働く労働者やフリーランスと呼ばれる個人事業主は、大幅な収入減や解雇・失業の危機にさらされています。こうした労働者が安心して暮らせる状況を作るためには、売り上げや収入が落ち込んでいる事業者を直接支援して事業の継続を促すとともに、最低賃金の引き上げなどによる低賃金の是正が不可欠です。

昨年は中央最低賃金審議会が目安額を示さない中でも、最低賃金の引き上げと地域間格差の是正を求める地方の切実な声が、47 都道府県のうち 40 県の引き上げに繋がったことを中央最低審議会も地方最低賃金審議会も重く受け止めなければなりません。

福岡県議会では昨年 12 月、景気回復には労働者の賃金を引き上げ、GDP の 6 割を占める国民の消費を引き上げることが不可欠であり、また若い労働者が流失することで地域経済の疲弊をもたらす、自治体税収の減少をもたらしていること、雇用維持のためには経営基盤が厳しい中小企業への支援強化が求められるとして「最低賃金の引き上げとコロナ禍における中小企業支援の拡充に関する意見書」が全会一致で採択されました。

以上のことから、私たちは、最低賃金の引き上げと大胆な中小企業支援策がコロナ危機克服と貧困に苦しむ労働者救済の絶対条件だと考え、貴職に下記の通り要請します。

○要請事項○

1. 福岡県の最低賃金 842 円を今すぐ 1,000 円以上に引き上げ、早急に 1,500 円以上を実現するための議論を開始すること
 中央最低賃金審議会と国に対し全国一律最低賃金制度の実現を求めること。
3. 国に対し、最低賃金引き上げのために中小企業が一番の支援策として求めている「税・社会保険料負担の軽減」など実効的な支援策の拡充を求めること。
4. 福岡地方最低賃金審議会のすべての審議会や専門部会の公開・傍聴を実現するとともに、福岡県労連所属の労働者が意見陳述する機会を必ず設けること。

7/15 1614 筆 福岡県労働組合総連合
 7/21 1616 筆 福岡県労働組合総連合



福岡地方最低賃金審議会会長 殿
福岡労働局長 殿



福岡県医療労働組合連合会
執行委員長 原 正勝

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数います。非常に低い賃金水準におさえられ、厚生労働省の2021年度賃金構造基本統計調査によれば、看護師と教員の所定内賃金を比較すると看護師は123,300円低い実態にあり、更に介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で72,365円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています（グラフ参照）。

私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納できません。

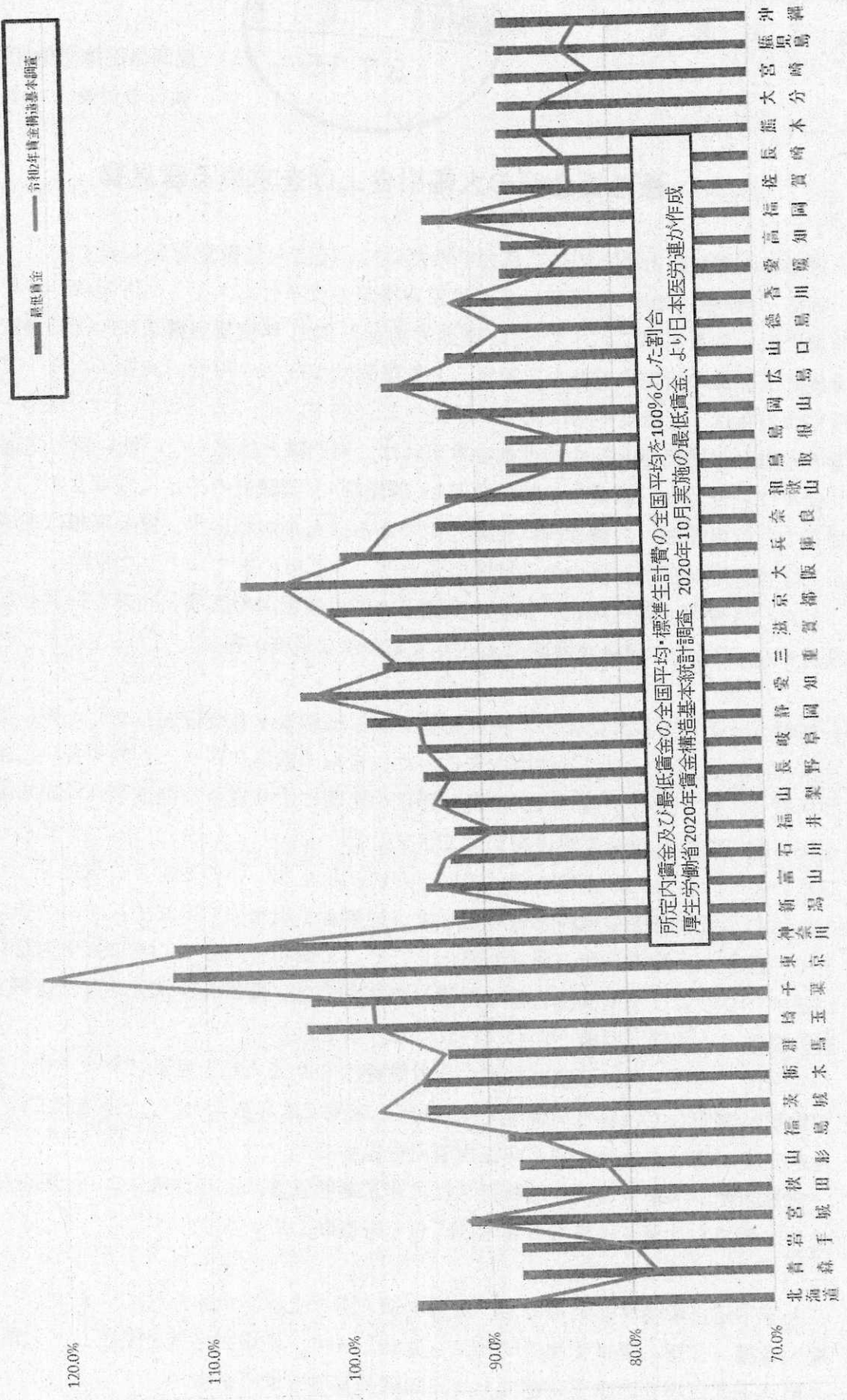
新型コロナウイルスによるパンデミックから1年6ヶ月が経過しましたが、この間医療従事者は、国民のいのちと健康を守るため、自らの感染リスクにも向き合い、強い行動制限も受け入れ、コロナ禍での医療経営悪化の影響により賃金を削減されながらも、責任感や使命感でなんとか医療現場を支えてきました。しかし、いまだにコロナ禍の収束が見通せない中で、これだけ頑張り続けているのに、救えないいのちを目の当たりにしたとき、ついに心が折れて医療現場を去ってしまう従事者が出始めています。コロナ禍が長引くことで、医療・介護事業所の経営も悪化し、そこで働く労働者の心身の疲弊も極限に達している中、このような低賃金状態を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。

補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。

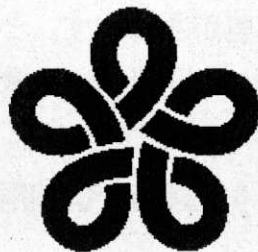
人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

医療・福祉業の所定内賃金の地域別最低賃金の関係(2020年度)



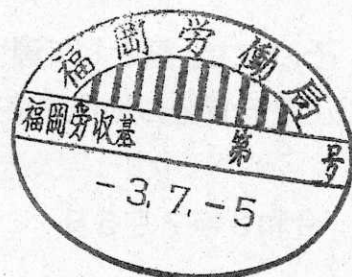
福岡地方最低賃金審議会会長
平木 真朗 殿

最低賃金の改定
に関する意見書



令和3年7月

福岡県



最低賃金の改定に関する意見書

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増えています。

日本経済を持続的な成長軌道へ戻していくためには、地方創生を強力的に推進し、誰もが住み慣れたところで「働く」「暮らす」「育てる」ことが当たり前に行える地域社会をつくっていくことが大切です。

その基本となるのは、労働者の生活を支える賃金です。経済の好循環を生んでいくためには、今後も継続的に消費が喚起されていくことが重要です。最低賃金の持続的な引上げは、すべての所得層での賃金上昇、消費の拡大、企業収益向上の好循環に資するものと考えられます。経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和3年6月18日閣議決定）においても、「地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。」とされているところです。

一方で、今回の最低賃金の改定に当たっては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響の大きさを考慮する必要があります。とりわけ、経営基盤が弱く、雇用維持に懸命な努力をしている地域の中小企業への影響が大きく、国による支援の強化が不可欠です。

国におかれましては、このような趣旨を御理解の上、下記のとおり実現されますよう提言致します。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症により、厳しい経営状況に置かれている地域の中小企業・小規模事業者に対して、経営力の強化や経営の安定化を進めるための施策を実施するなど総合的な支援・諸施策を強力的に実施すること。
- 2 その上で、国として適切かつ着実な最低賃金引上げを継続するとともに、これ以上最低賃金の地域間格差が拡大しないよう、必要な措置を講ずること。

令和3年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

低賃金労働者の生活を支え、新型コロナ禍の地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げを求める会長声明

新型コロナウイルスの感染拡大により、経営基盤が脆弱な多くの中小事業者が倒産、廃業に追い込まれる懸念が広がる中、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して引上げを抑制すべきという議論が多数を占め、中央最低賃金審議会は、2020年度の地域別最低賃金額の引上げ額について目安額の提示を見送った。これを受けて、各地の審議会も引上げ額を抑制し、福岡県では、前年度比1円の引上げ（842円）にとどまった。

しかし、労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額の引上げを後退させてはならない。フランスでは、2021年1月に10.15ユーロ（約1320円）から10.25ユーロ（約1333円）に引き上げられた。ドイツでは、2021年1月に9.50ユーロ（約1235円）へ引き上げられ、さらに同年7月から9.60ユーロ（約1248円）へ、2022年1月に9.82ユーロ（約1277円）へ、同年7月に10.45ユーロ（約1359円）へ引上げとなることが決定された。イギリスでも、2021年4月から25歳以上のフルタイム労働者の最低賃金が8.72ポンド（約1325円）から8.91ポンド（約1354円）に引き上げられた。このように多くの国で、コロナ禍で経済が停滞する状況下においても最低賃金の引上げが実現しており、我が国でも2021年度の大規模引上げが必要である。

本来、雇用の維持・確保と労働者の賃金ないし最低賃金の引き上げは、対立関係にあるものではない。とはいえ、最低賃金の引き上げが中小事業者の経営状況に与える影響も無視できるものではなく、特に現在の新型コロナ禍においては、中小事業者の倒産、廃業による労働者の失業という事態を生じさせないためにも、国や地方自治体において中小事業者に対する各種支援策をさらに拡充すべきである。

最低賃金引上げに伴う中小事業者への支援策について、「業務改善助成金」制度があるが、利用件数はごく少数であり（福岡県では令和2年度2月末現在で申請40件、交付決定35件に止まる）、効果は非常に限定的である。最低賃金の引上げと円滑な事業運営を両立させる観点からは、例えば、諸外国で採用されている最低賃金の大幅な引き上げの緩和措置として社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を実施するなど、有効かつ十分な複数の支援策を用意すべきである。

また、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことは重大な問題である。2020年の最低賃金は、最も高い東京都で時給1013円であるのに対し、最も低い7県は時給792円（福岡県は842円）であり、221円（福岡県は171円）

の開きがある。最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が縮まるどころか、むしろ拡大している。都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、都市部での一極集中から来る様々なリスクを分散する上でも極めて効果がある。

福岡地方最低賃金審議会は、昨年度、中央最低賃金審議会の引上げの目安額が示されない中で最低賃金の引き上げを答申し、さらに、国や県に対し中小事業者支援策の拡充を求めるなど4点の付帯決議を示した。この積極的な姿勢は高評価されるべきであり、本年度も積極的な答申を期待したい。

新型コロナ禍で地域経済が疲弊している今こそ、最低賃金の引上げによって地域経済を活性化することが求められている。そこで、当会は、国及び福岡県に対し、最低賃金の引上げの観点から中小事業者への十分な支援策の実現ないし実施を求めるとともに、福岡地方最低賃金審議会に対し、最低賃金額のさらなる引上げを図り、地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活の確保に資するべく最低賃金を大きく引き上げる答申を行うよう求める。

2021年（令和3年）7月7日



福岡県弁護士会

会長 伊藤 巧 示

賃金分布に関する資料

(都道府県別、総合指数順)

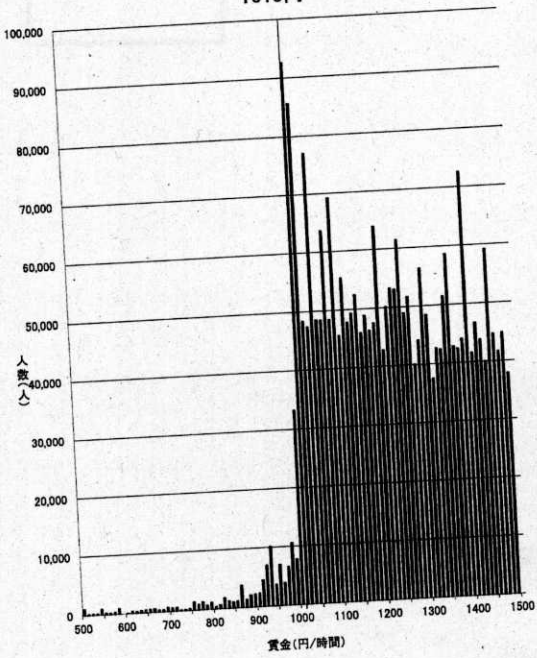
資料No. 4-1	時間当たり賃金分布 (一般労働者・短時間労働者計)	・・・ 1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布 (一般労働者) 14
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布 (短時間労働者) 27

時間当たり賃金分布(一般・短時間計)

資料No. 4-1

東京(A)

1013円



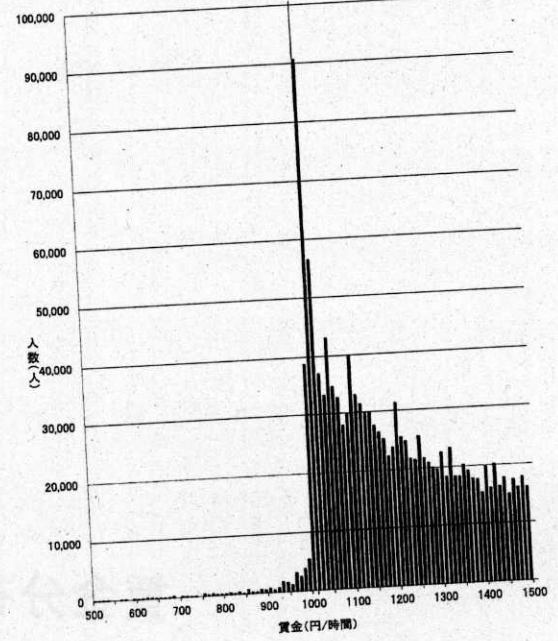
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

神奈川(A)

1011円



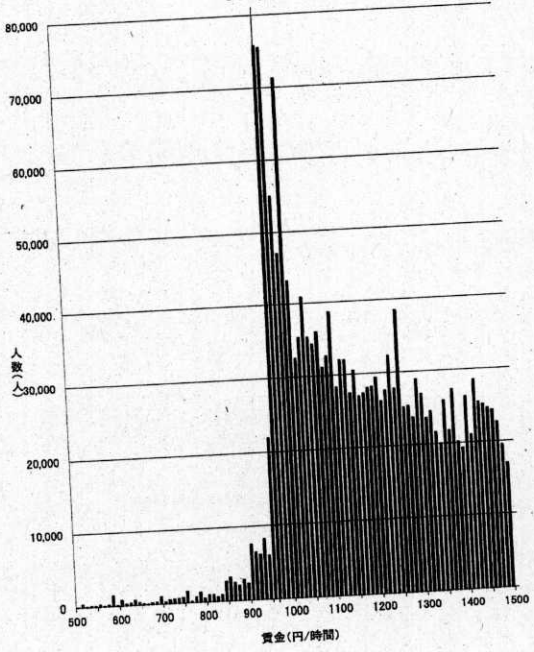
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)

964円



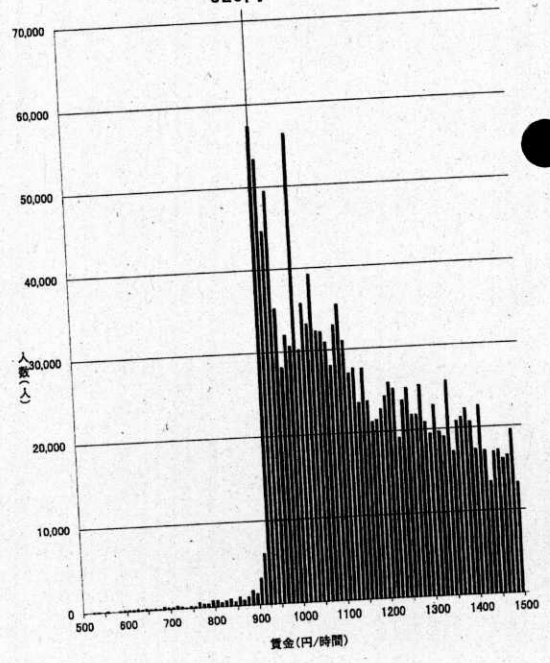
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛知(A)

926円

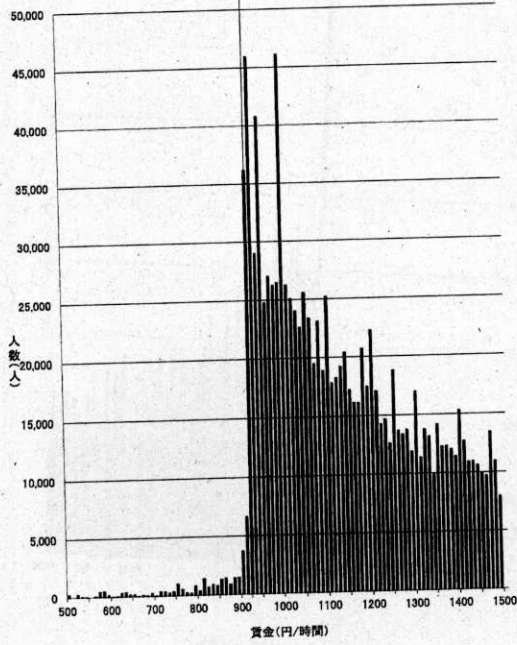


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)
926円

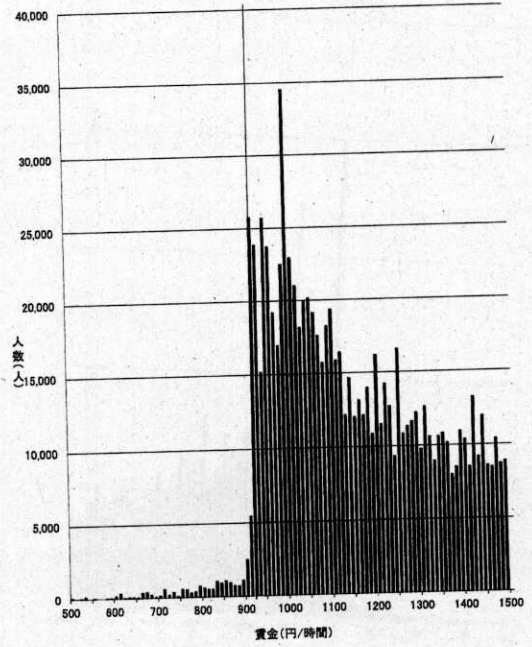


資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)
923円



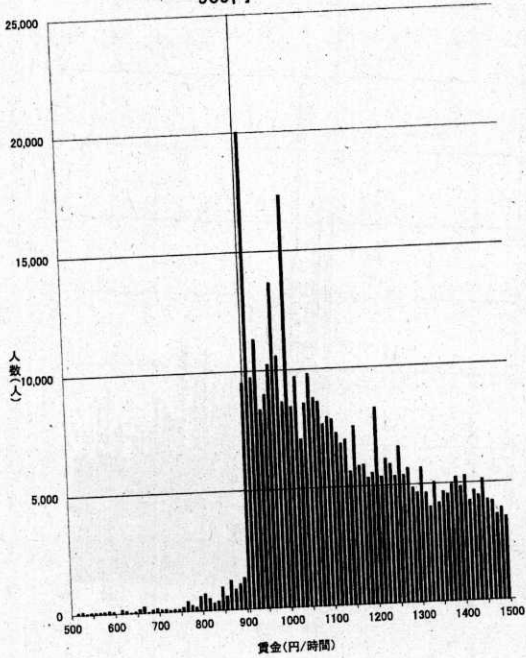
資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

909円



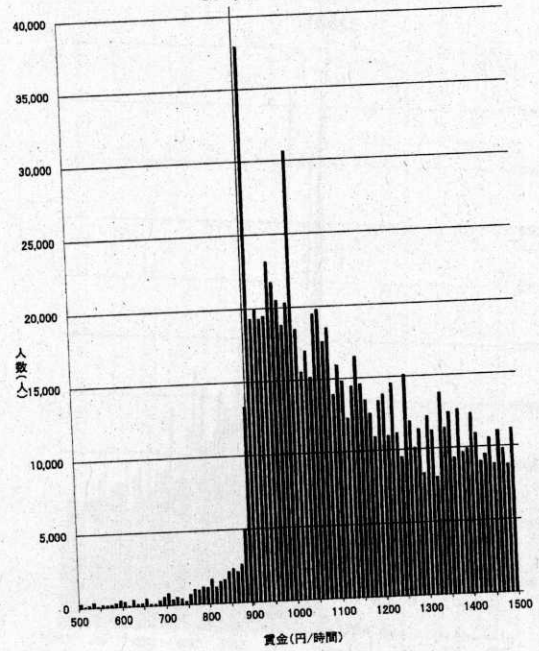
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

899円



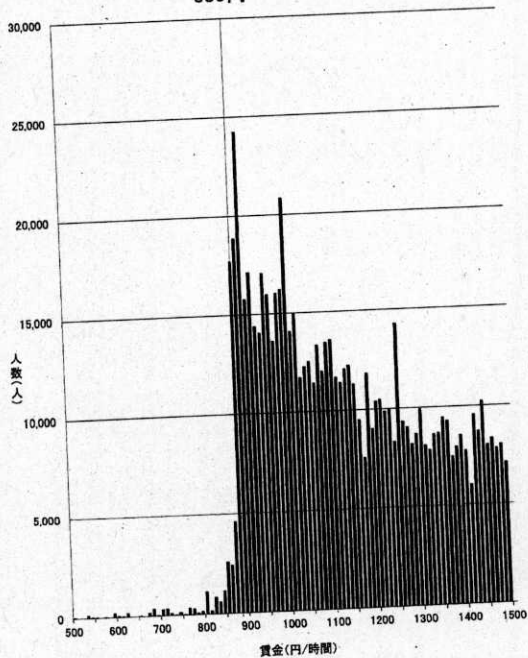
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

885円



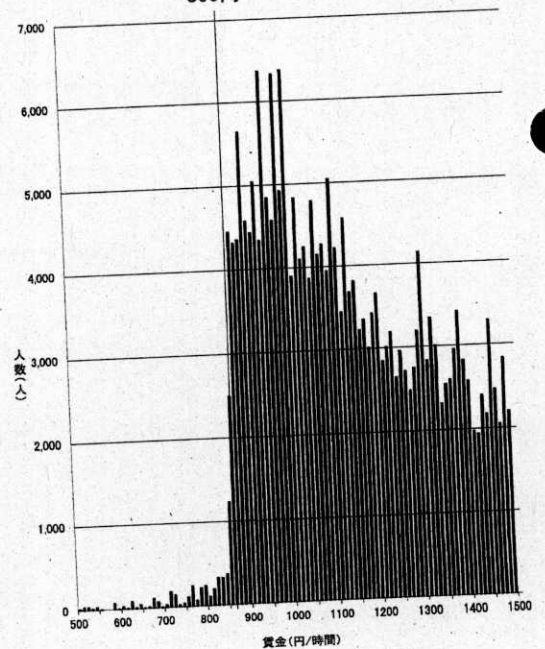
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

866円



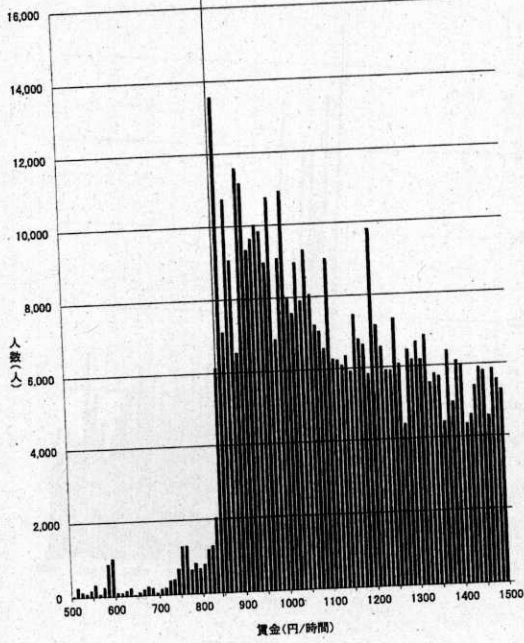
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

849円

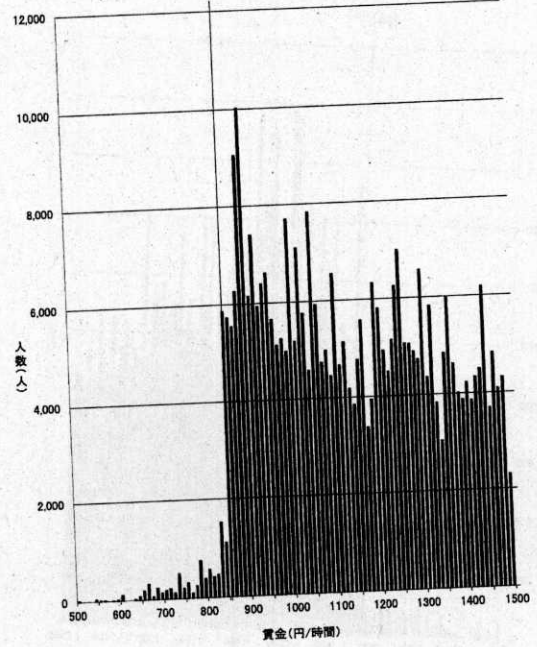


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 一般・短時間計

栃木(B)

853円

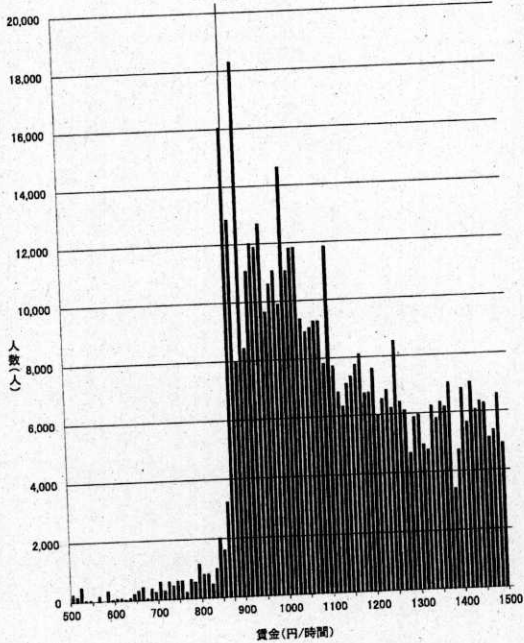


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 一般・短時間計

広島(B)

871円

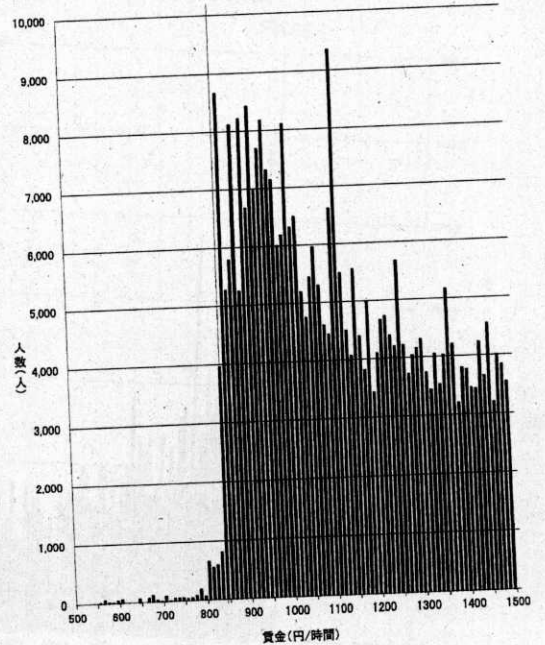


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 一般・短時間計

長野(B)

848円

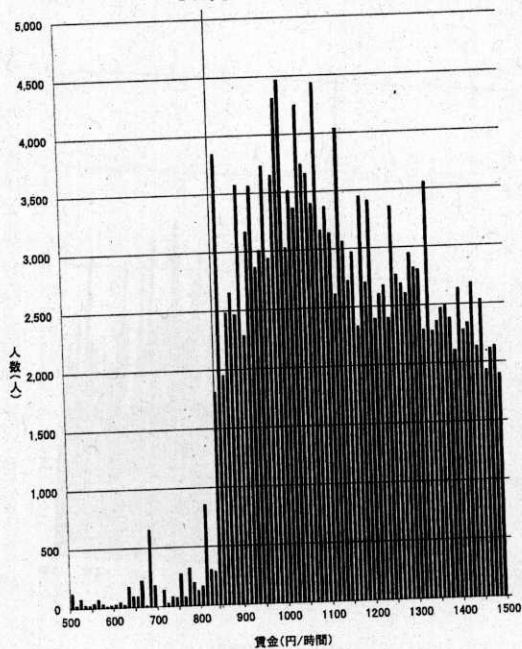


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 一般・短時間計

富山(B)

848円



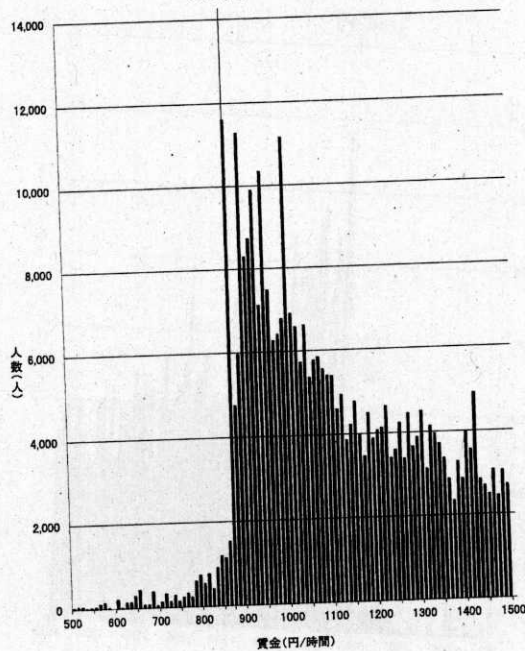
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

873円



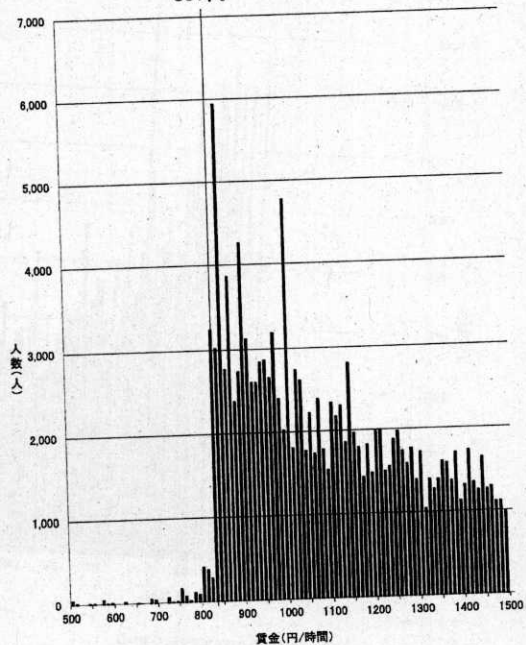
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

837円

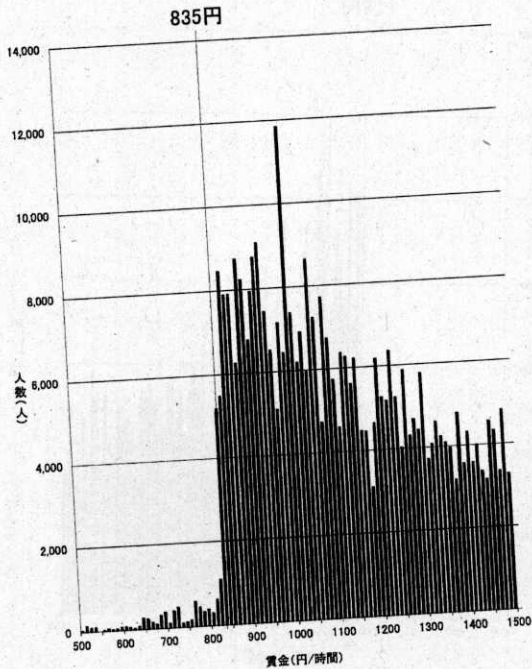


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(C)

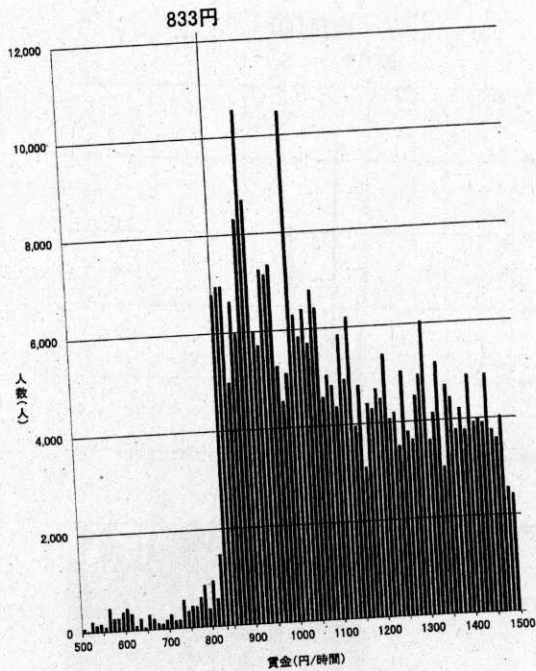


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(C)

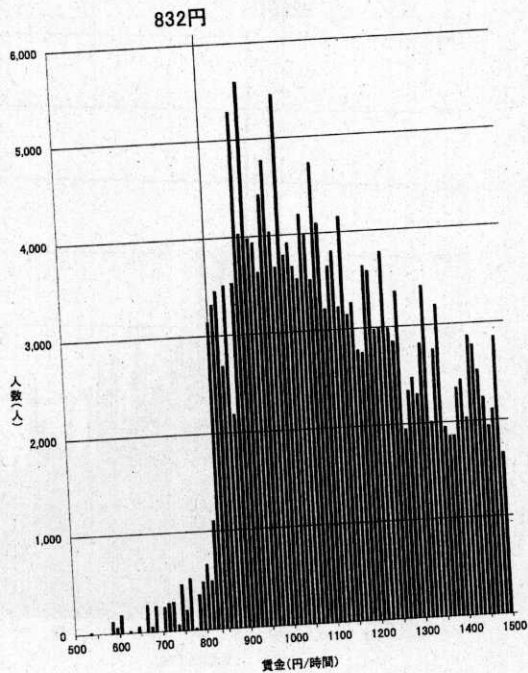


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(C)

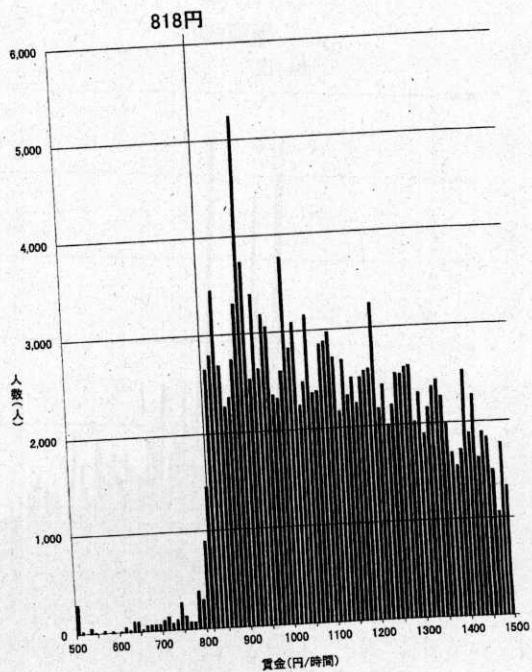


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(C)



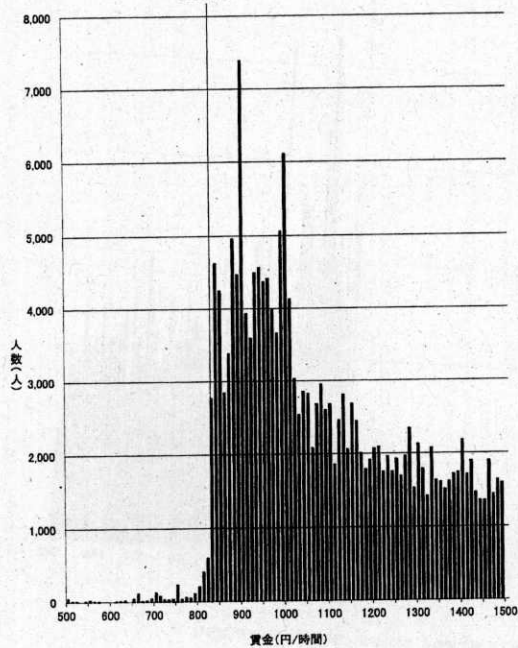
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(C)

837円



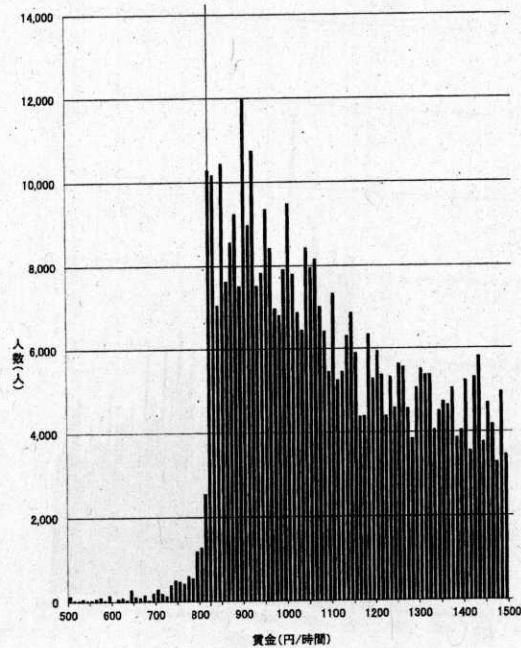
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(C)

824円



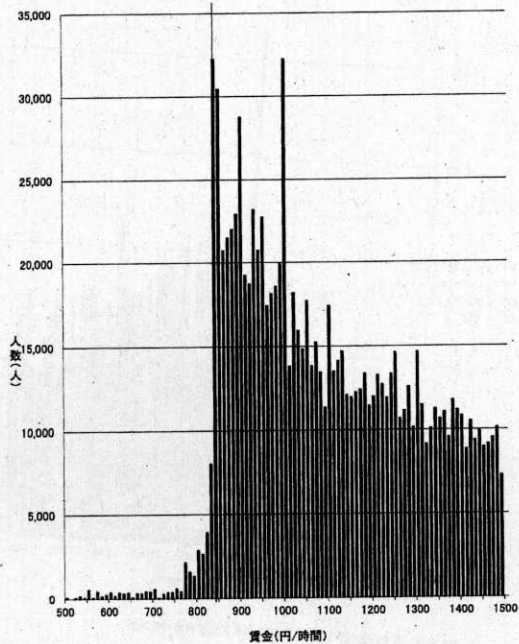
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(C)

841円



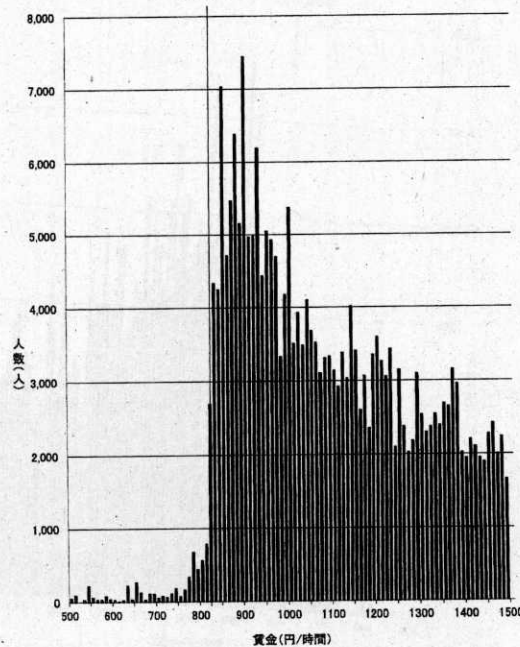
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(C)

829円



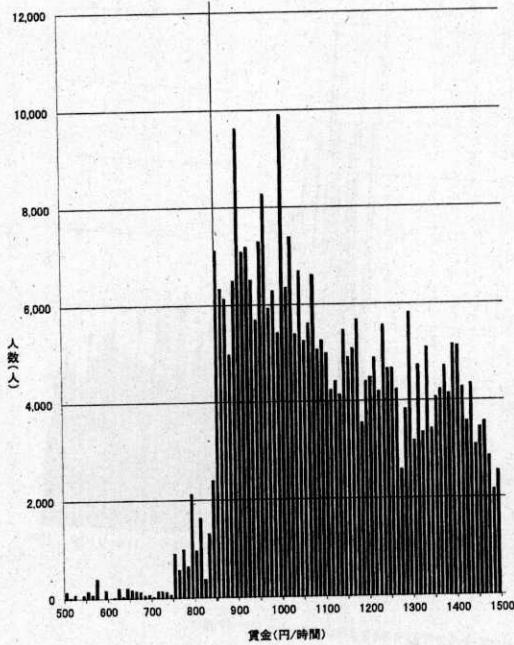
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(C)

851円



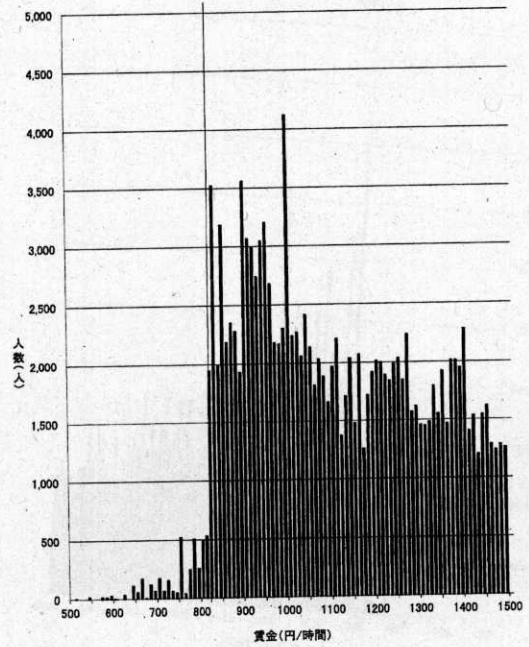
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(C)

829円



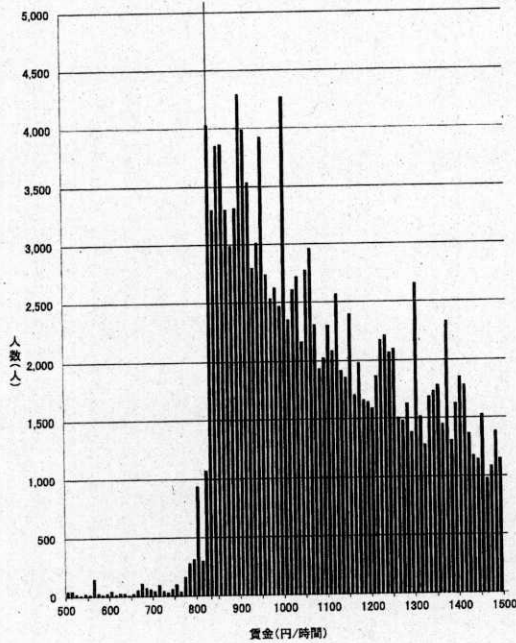
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(C)

830円



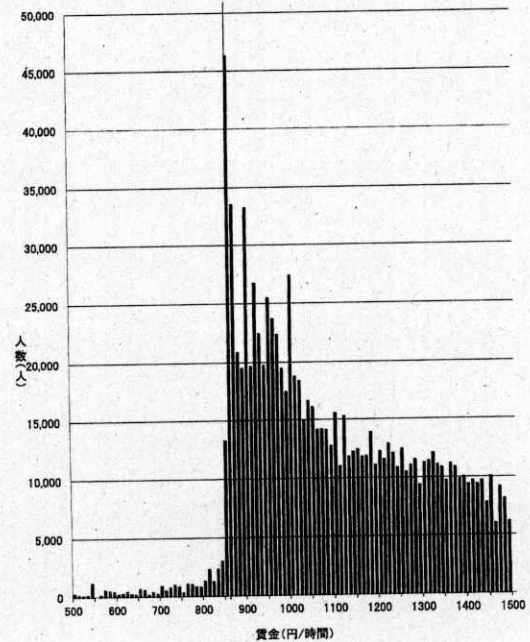
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(C)

861円

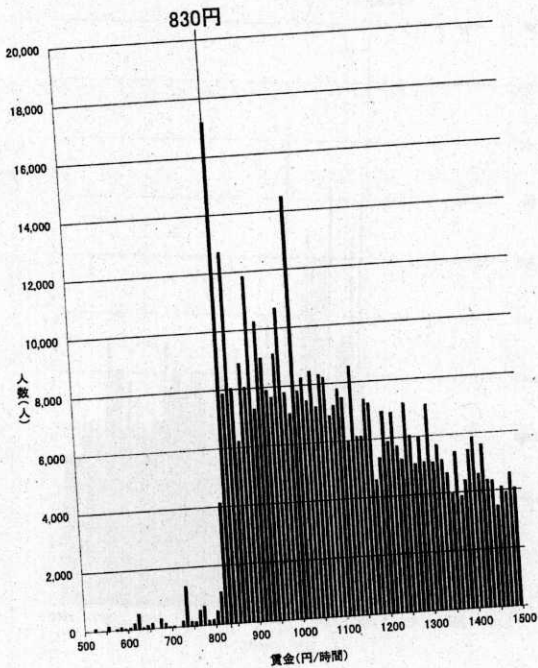


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(C)

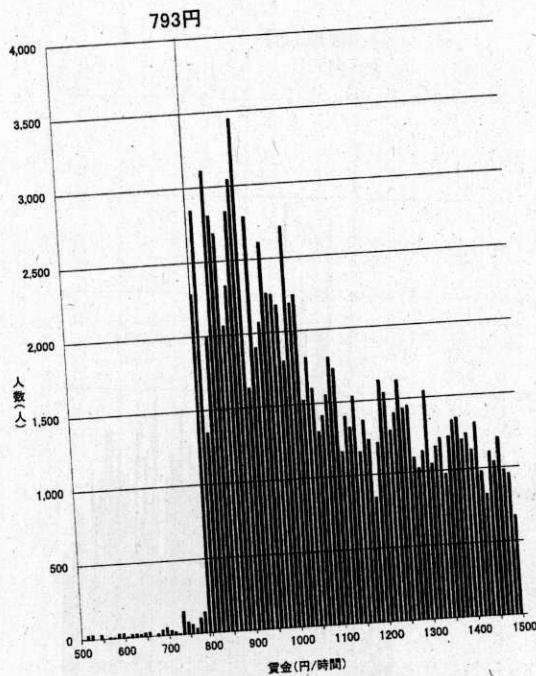


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(C)

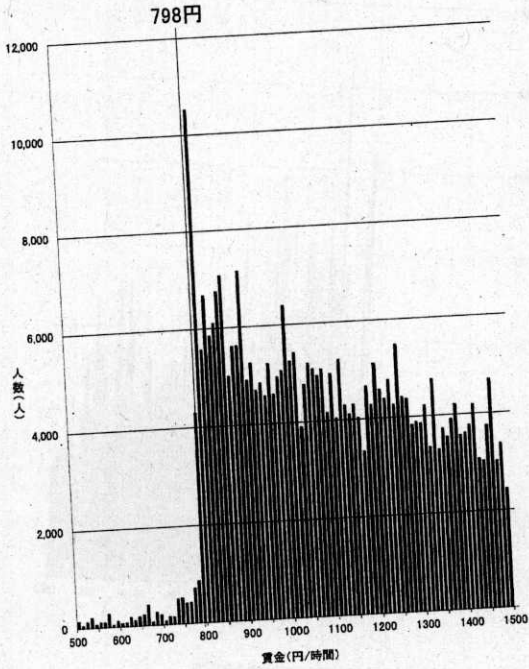


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(D)

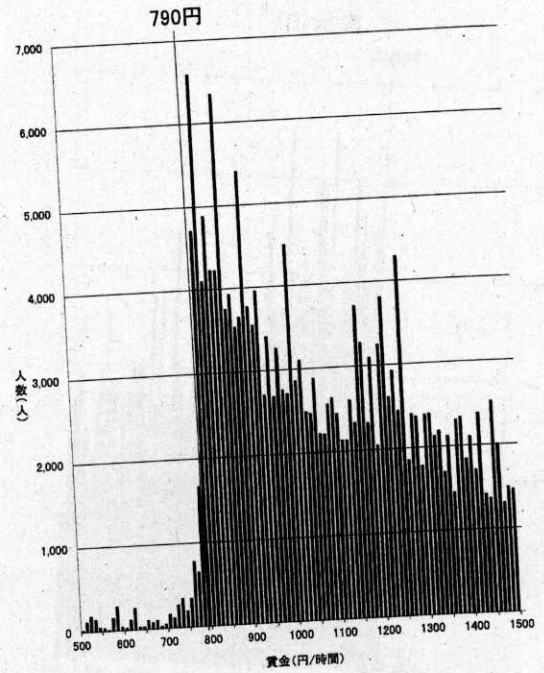


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(D)

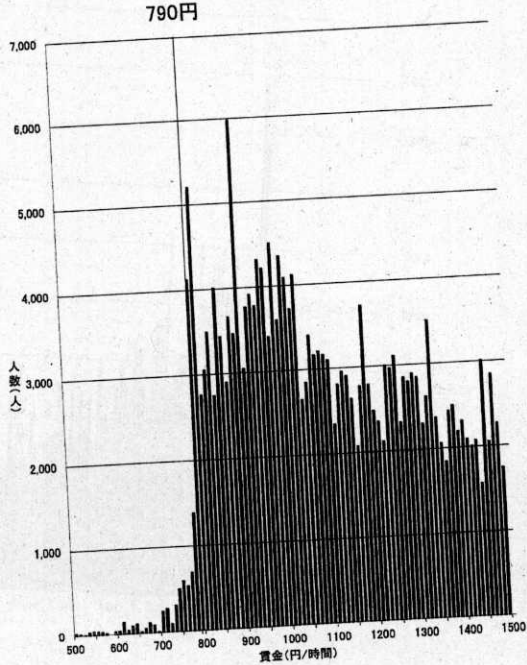


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(D)

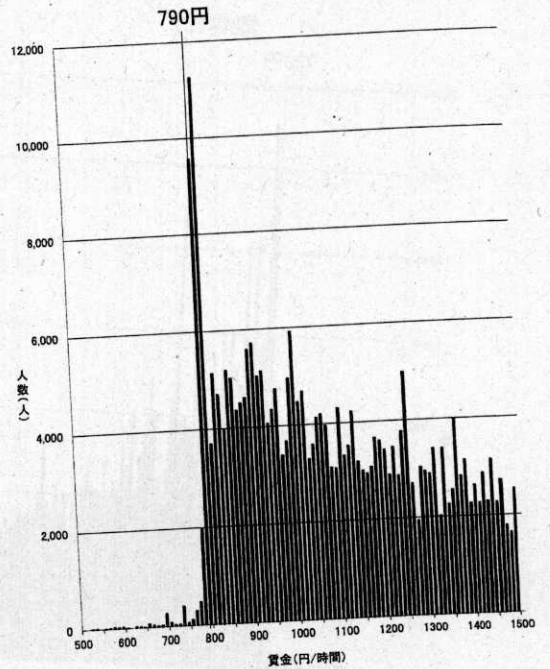


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(D)

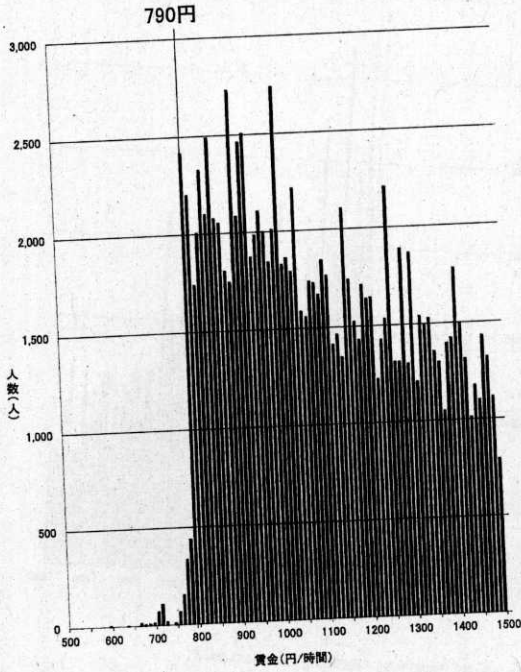


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(D)

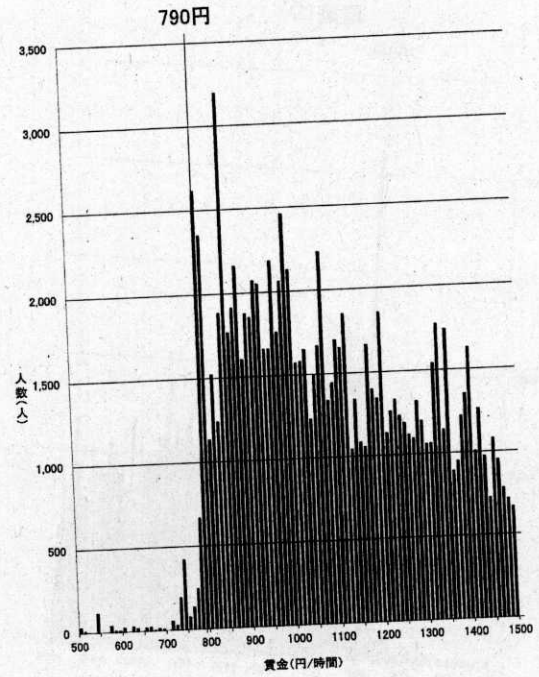


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(D)

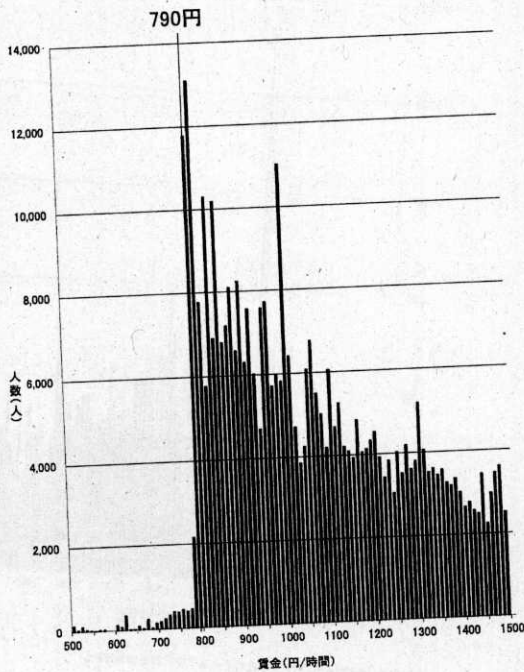


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(D)

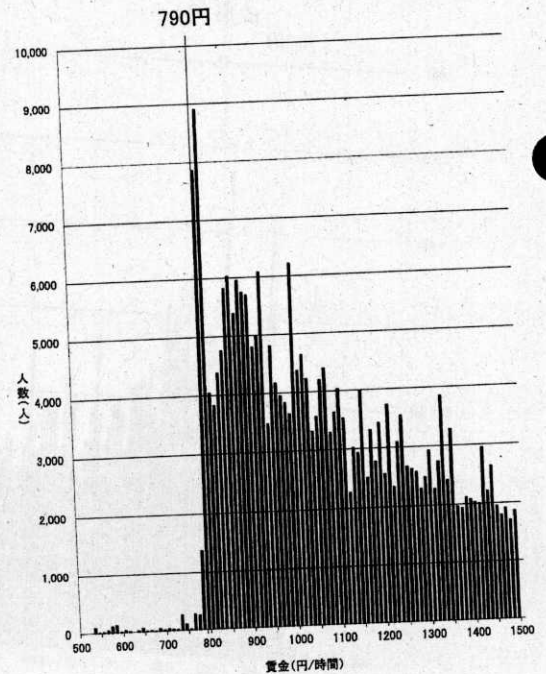


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(D)

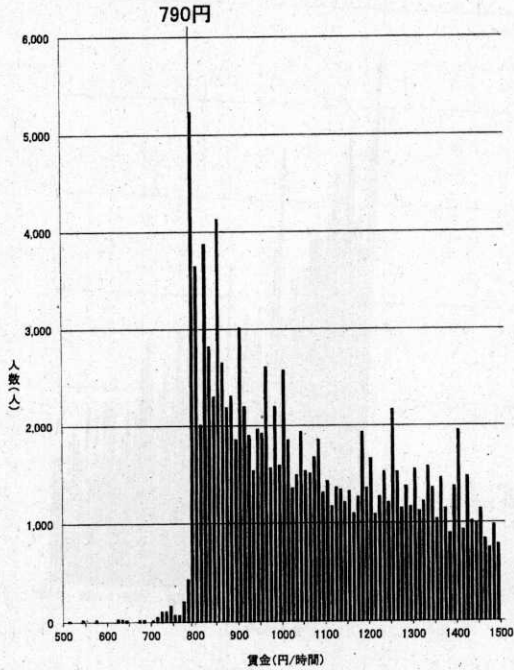


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(D)

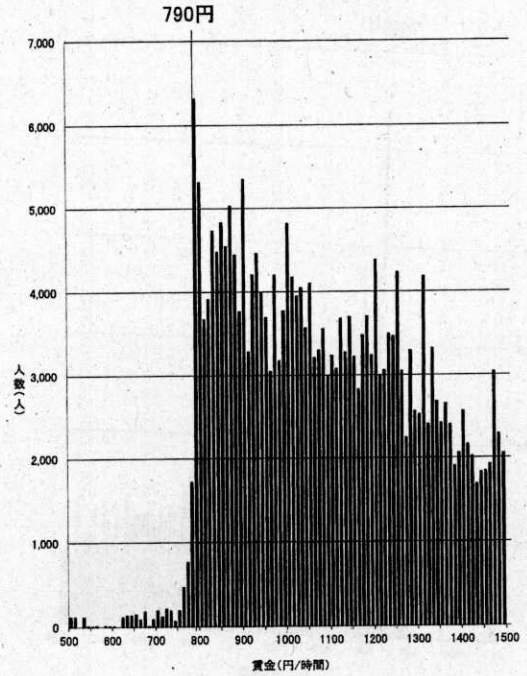


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(D)

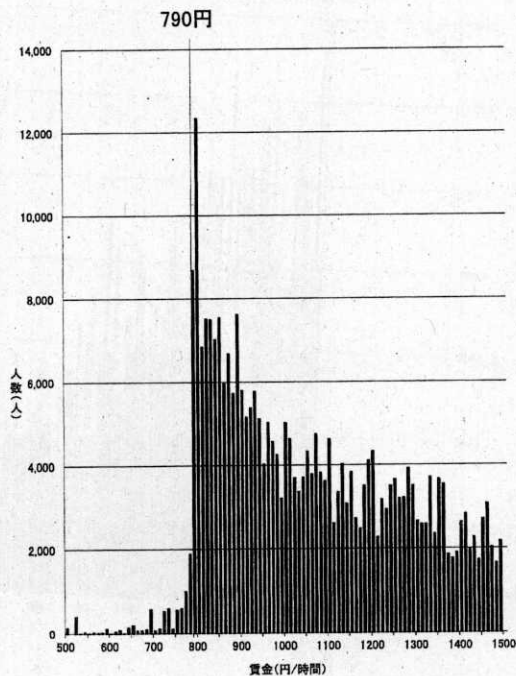


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(D)

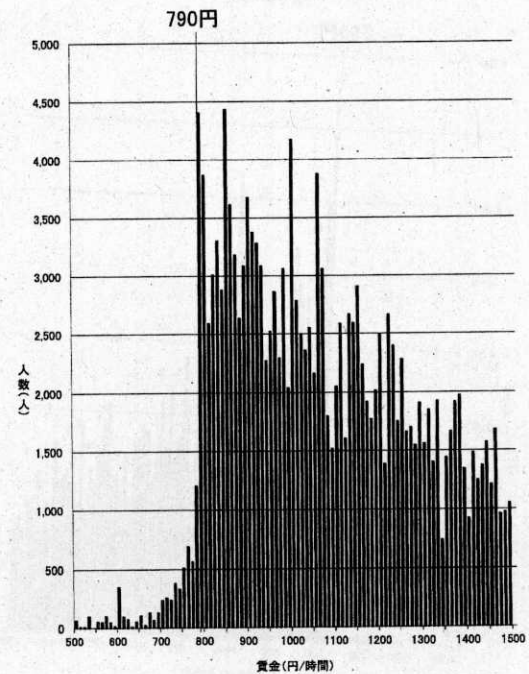


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(D)

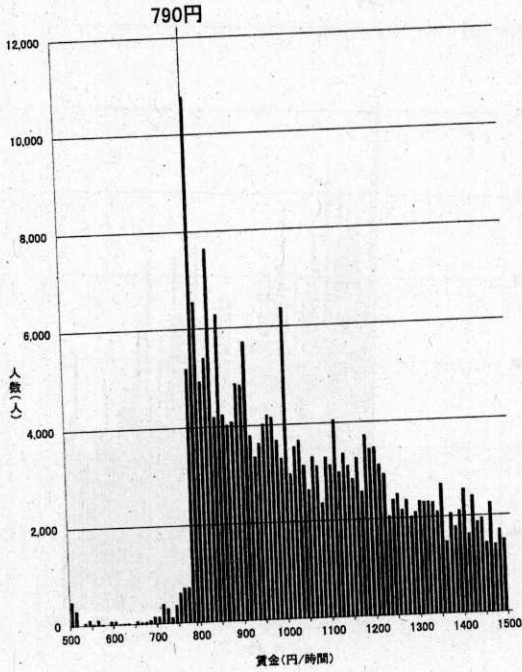


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

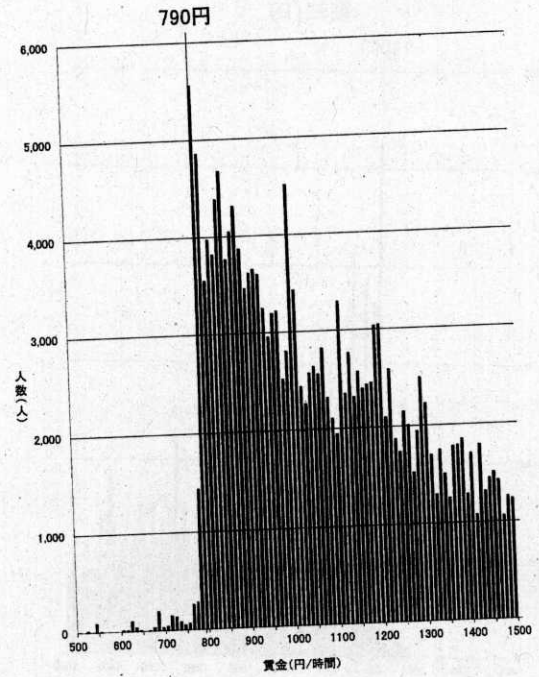
青森(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 一般・短時間計

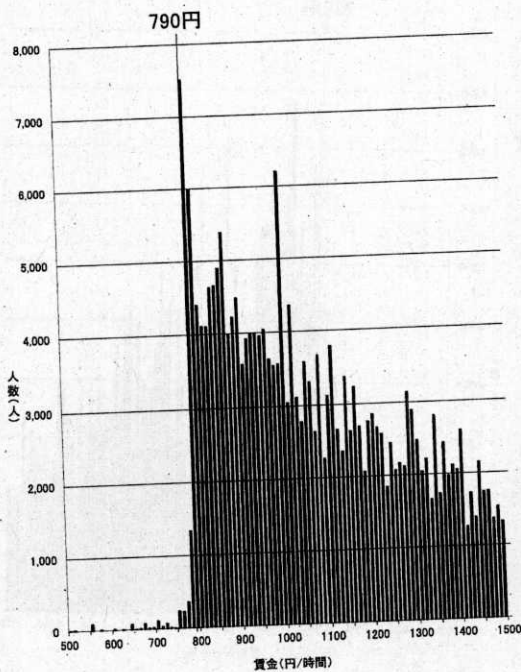
秋田(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 一般・短時間計

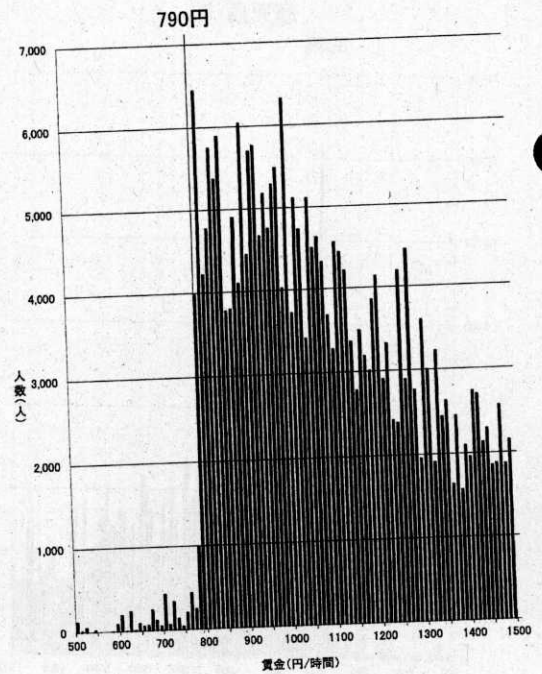
宮崎(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 一般・短時間計

沖縄(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

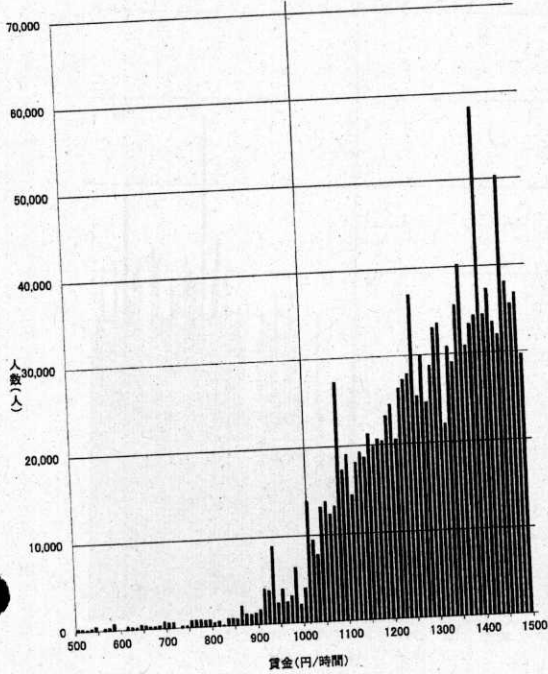
- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 一般・短時間計

時間当たり賃金分布(一般労働者)

資料No. 4-2

東京(A)

1013円



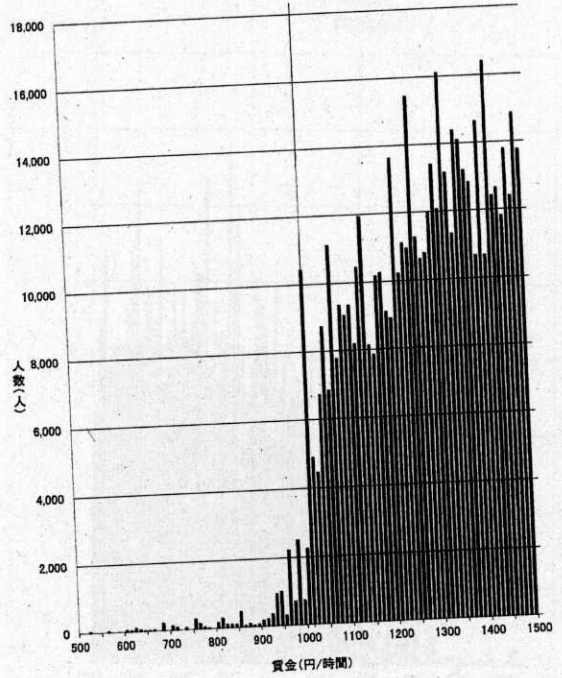
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川(A)

1011円



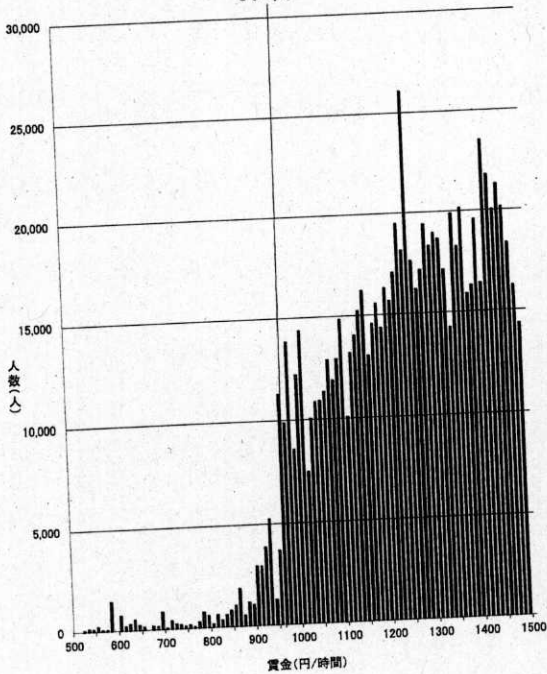
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)

964円



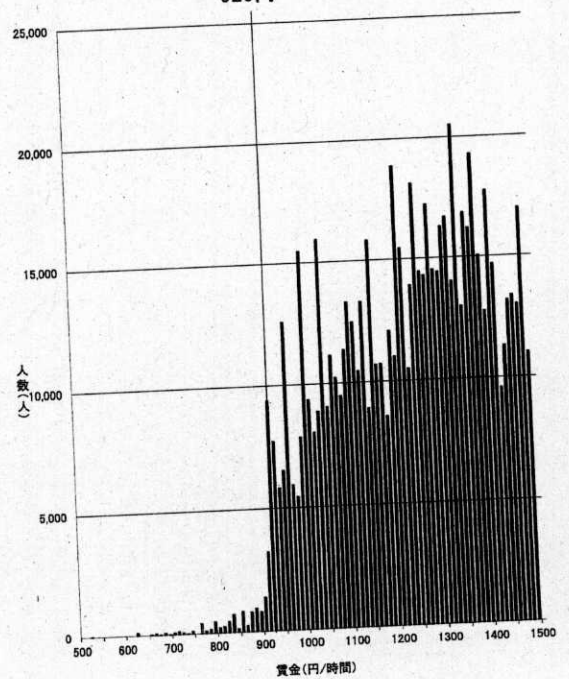
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知(A)

926円

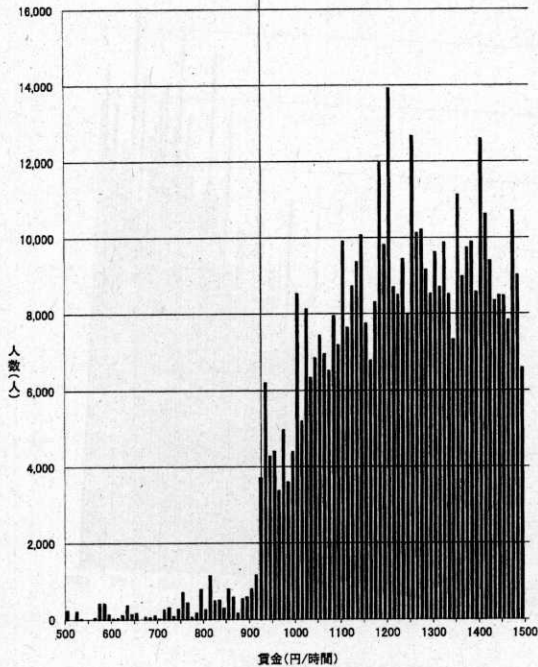


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

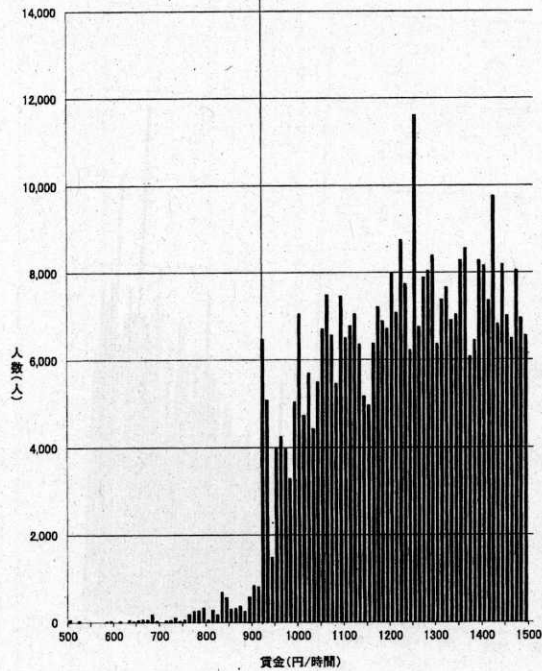
- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)
926円



千葉(A)
923円



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を/所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

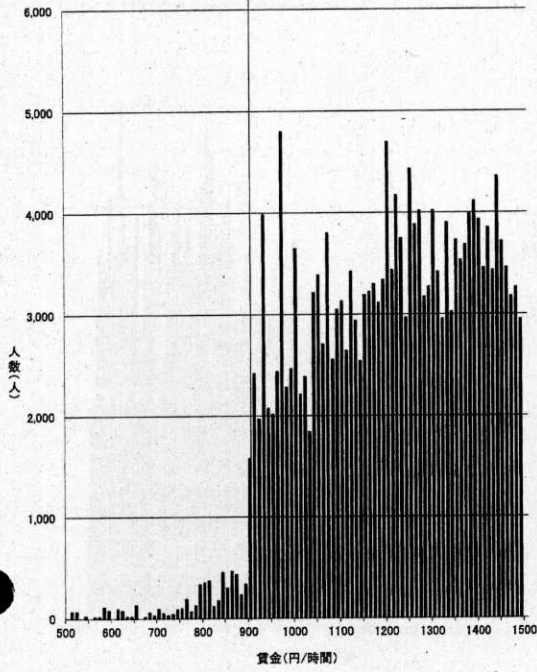
一般労働者

資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を/所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)
909円

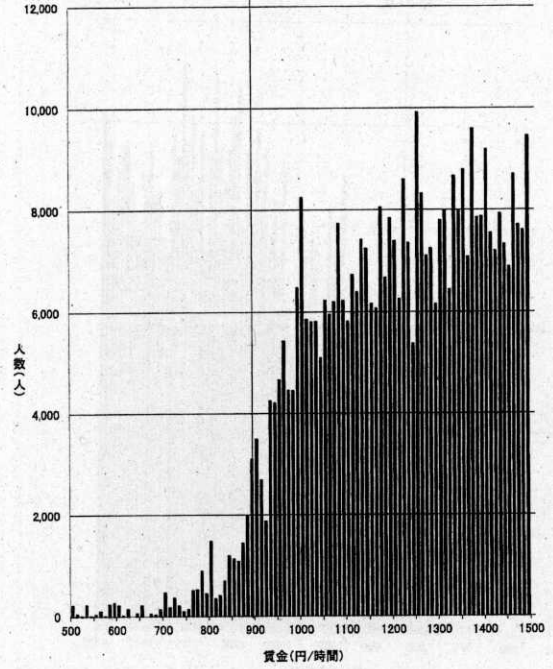


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)
899円

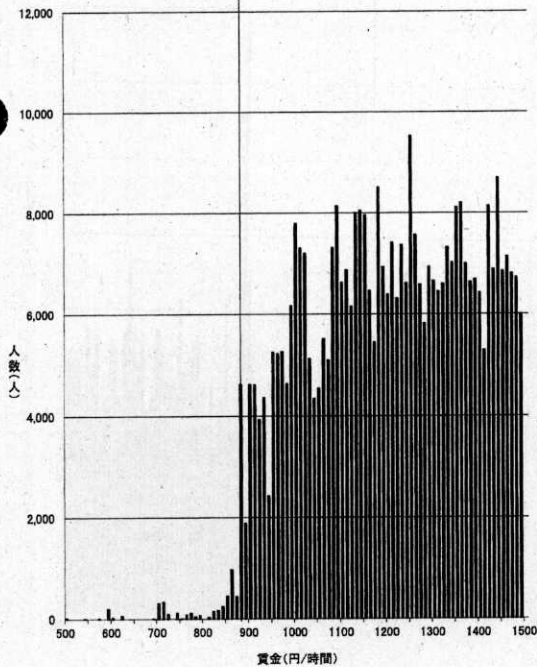


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)
885円

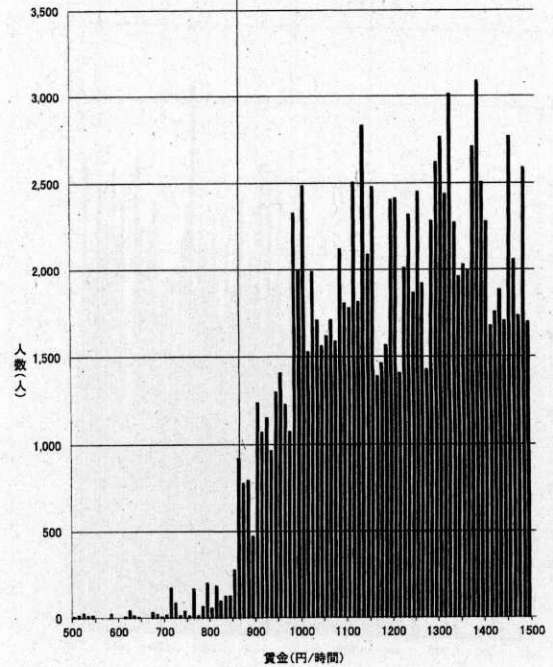


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)
866円



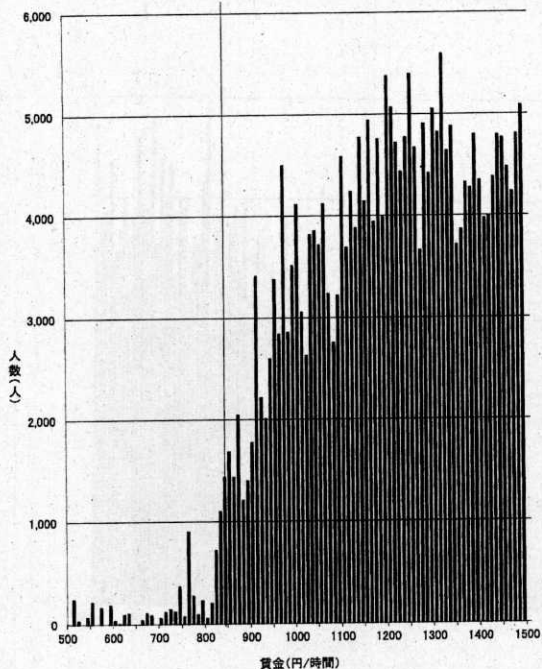
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

849円



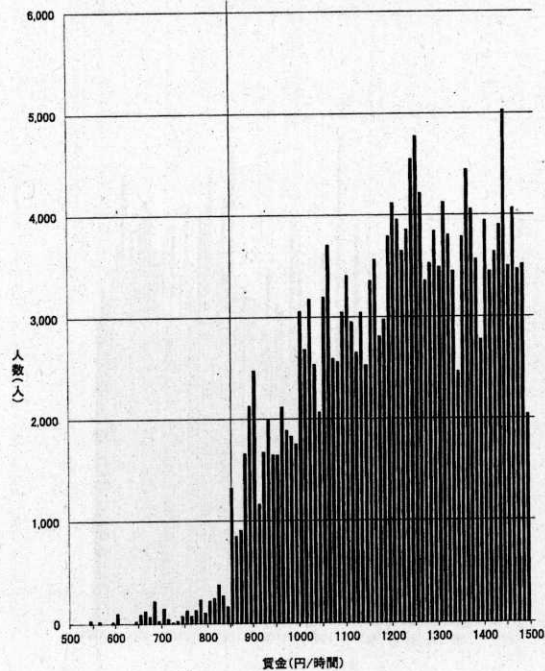
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

853円



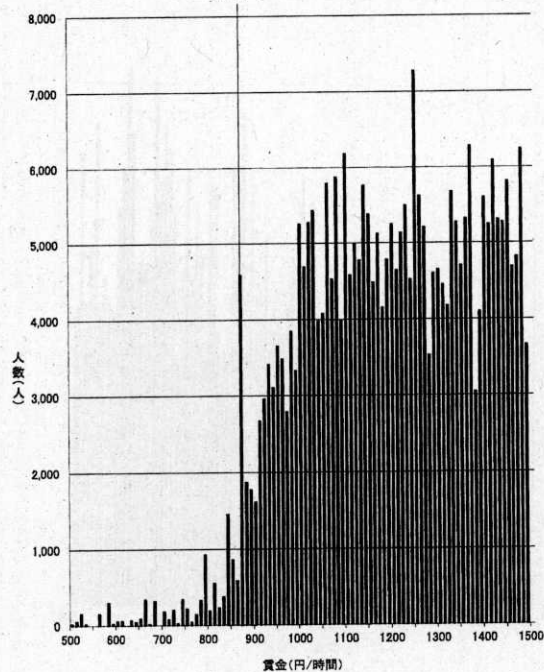
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

871円



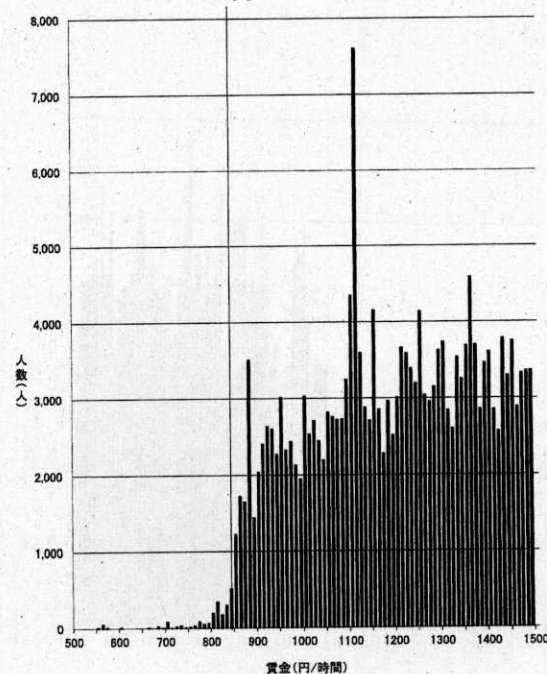
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

848円



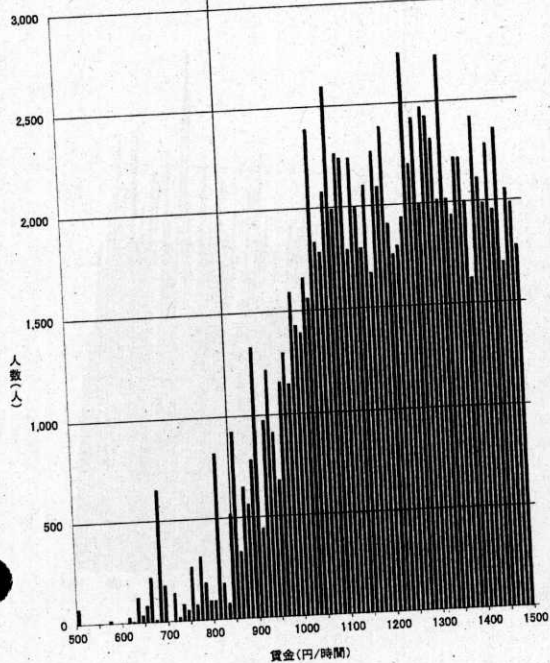
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

848円



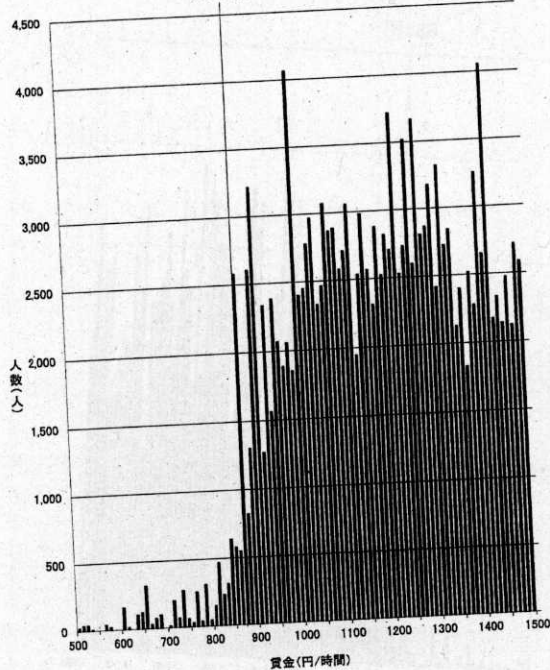
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

873円



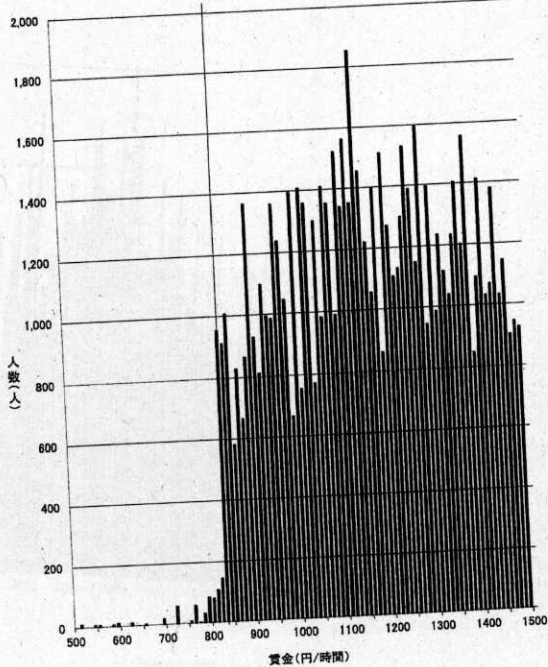
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

837円

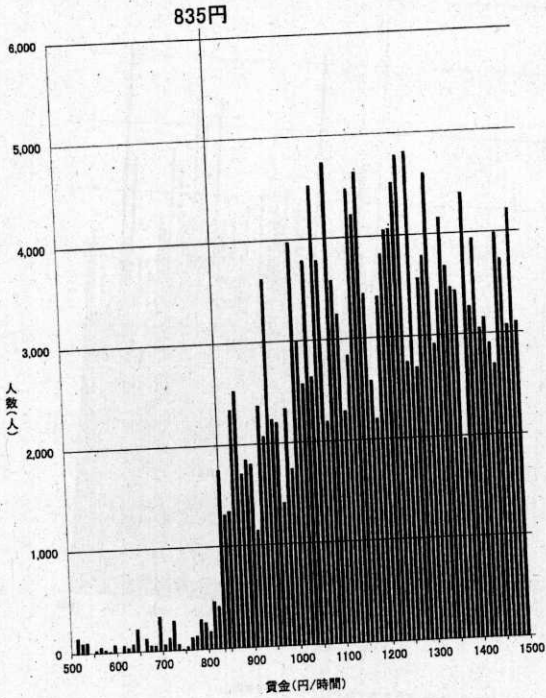


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

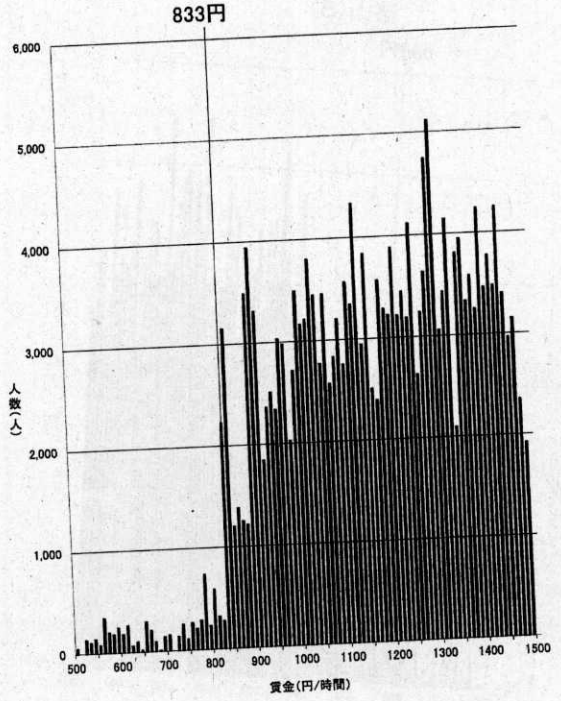
群馬(C)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 一般労働者

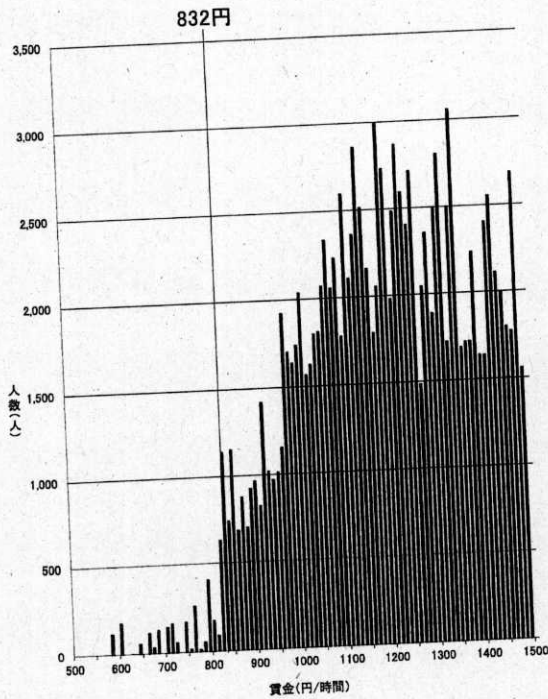
岡山(C)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 一般労働者

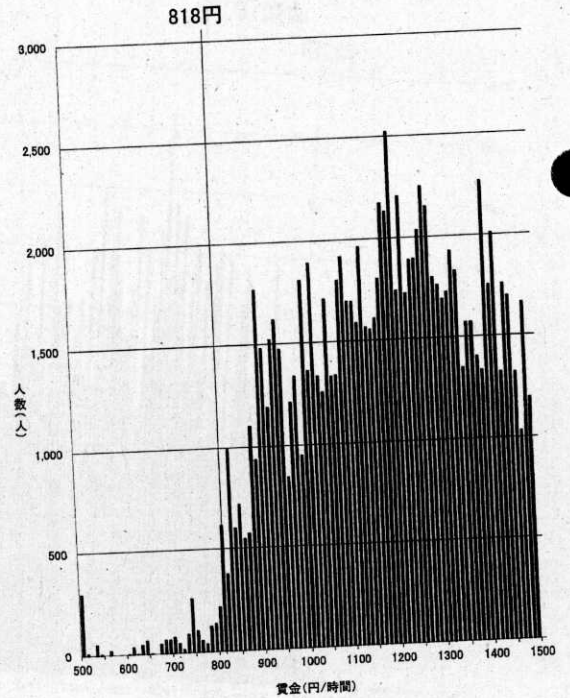
石川(C)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 一般労働者

香川(C)

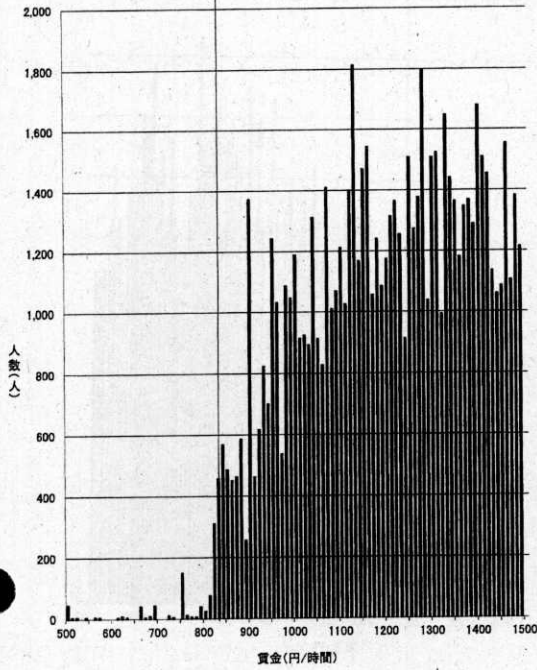


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 一般労働者

奈良(C)

837円



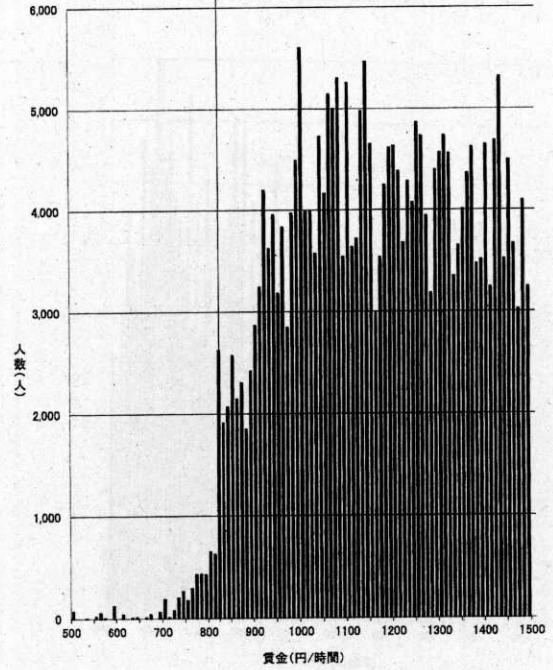
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(C)

824円



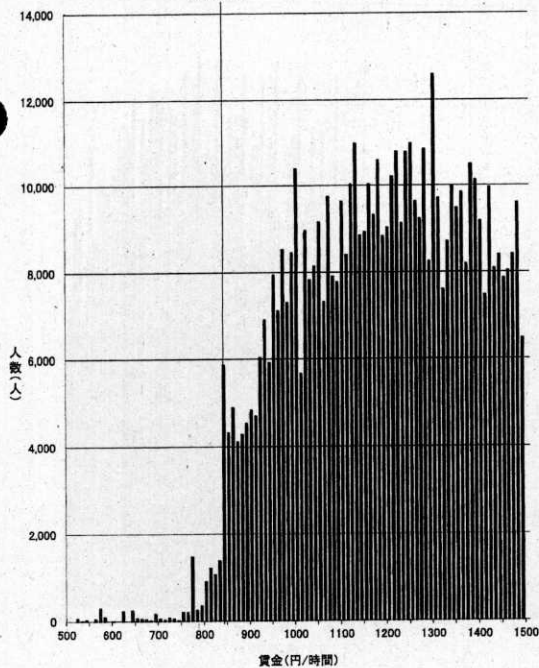
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(C)

841円



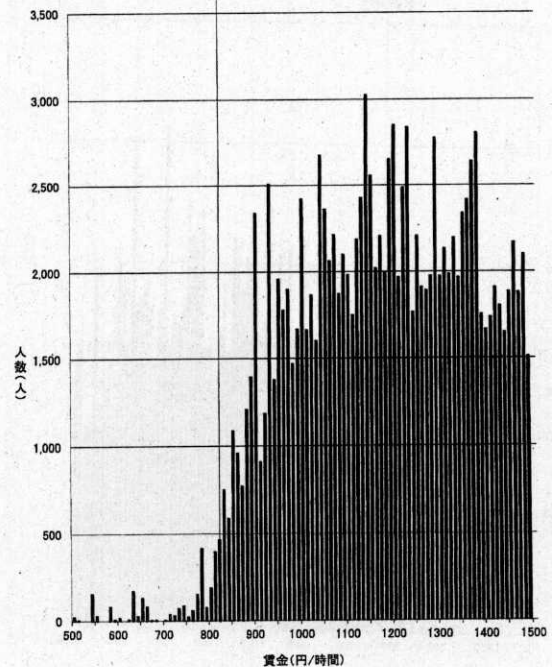
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(C)

829円

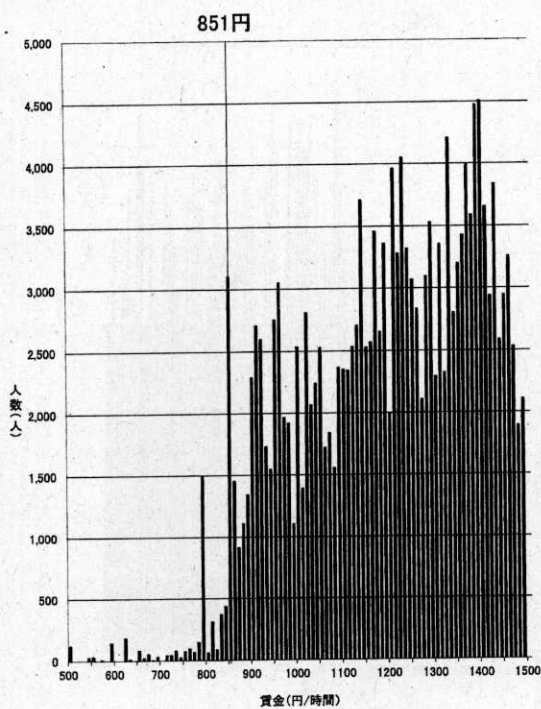


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

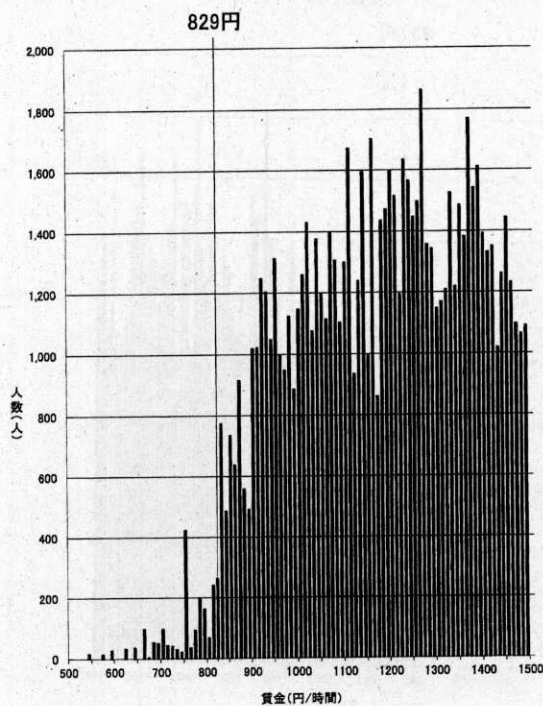
- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜(C)



福井(C)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

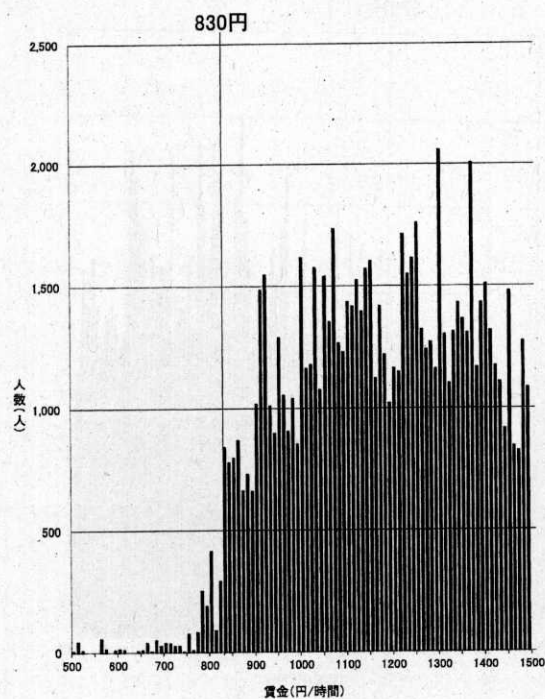
一般労働者

資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

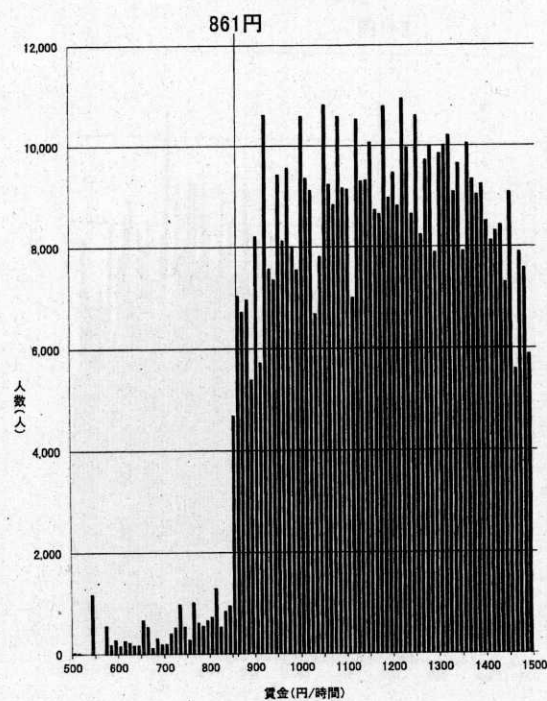
- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(C)



北海道(C)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

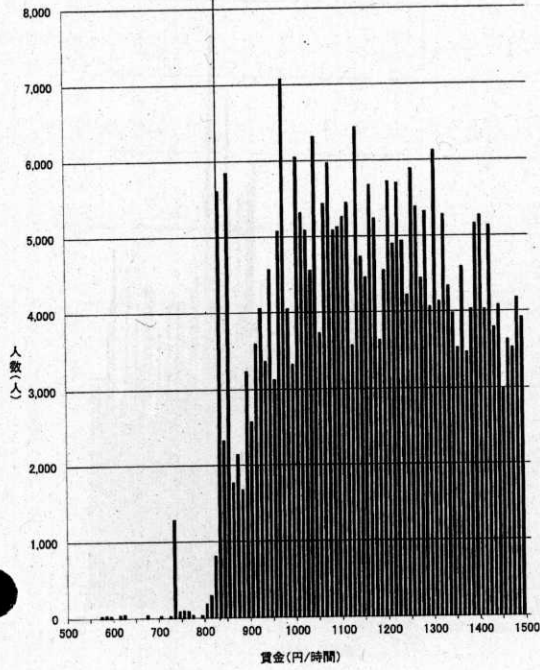
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(C)

830円



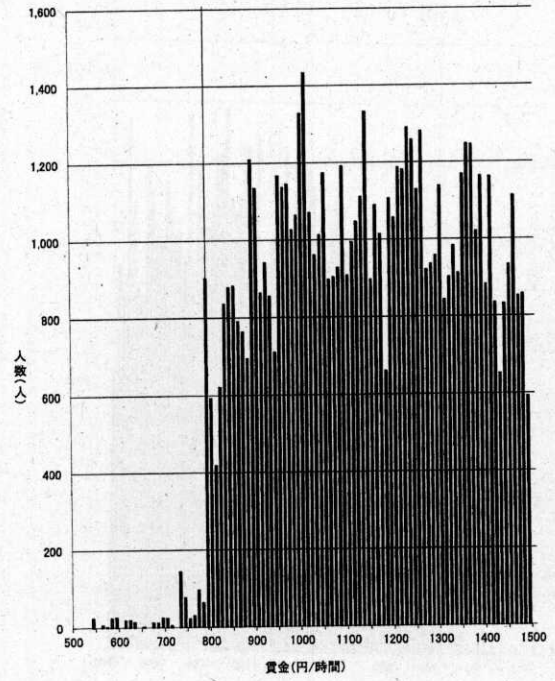
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(C)

793円



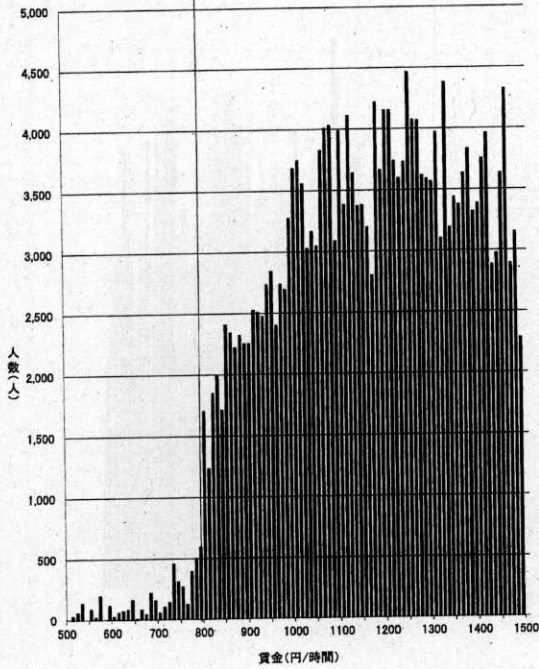
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(D)

798円



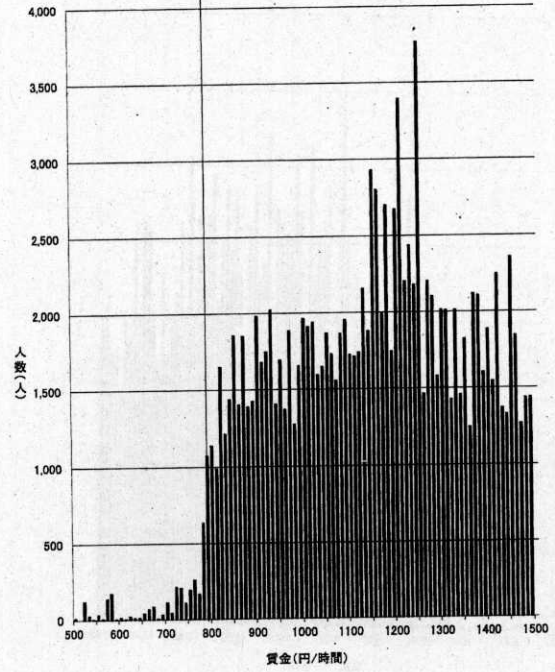
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(D)

790円



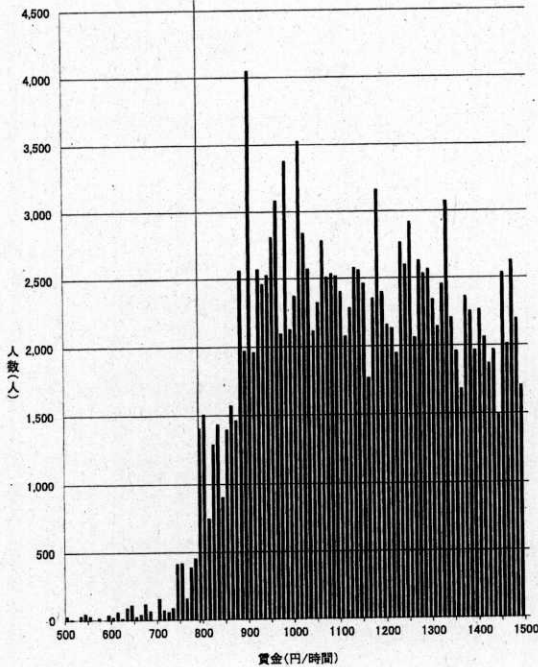
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(D)

790円



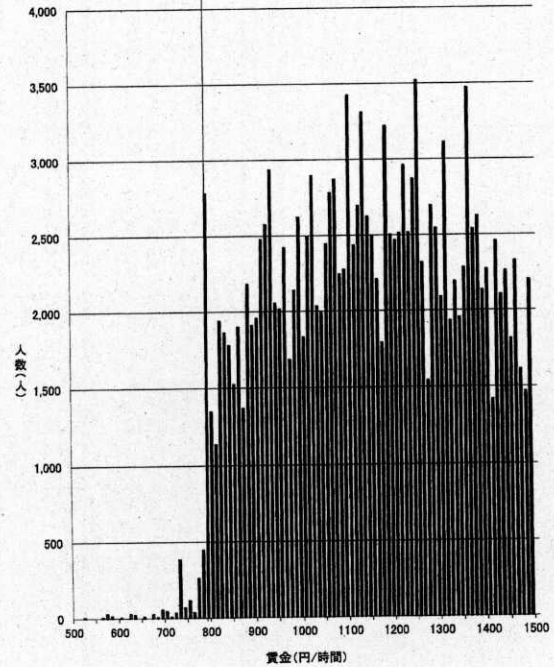
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(D)

790円

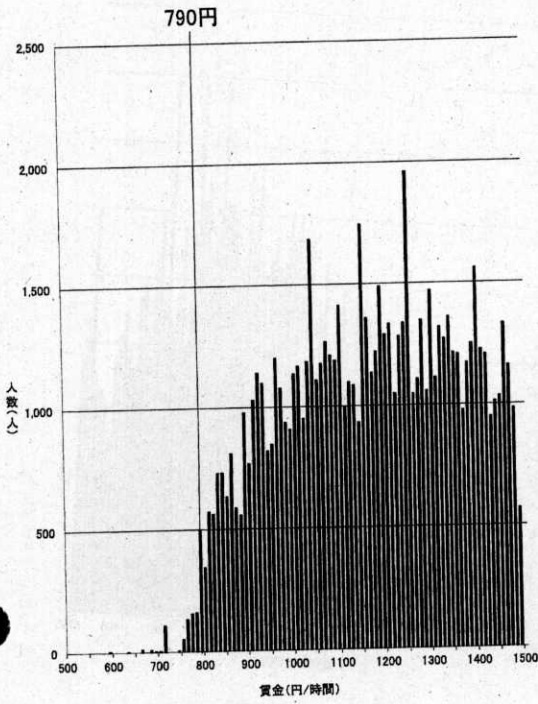


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(D)

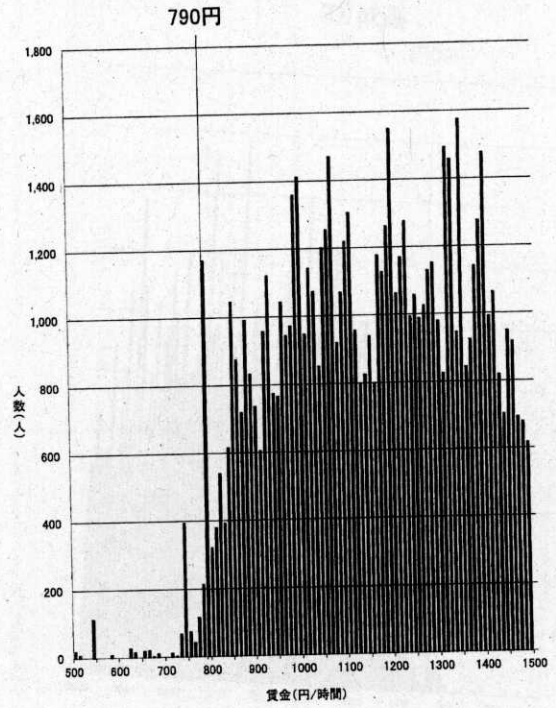


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(D)

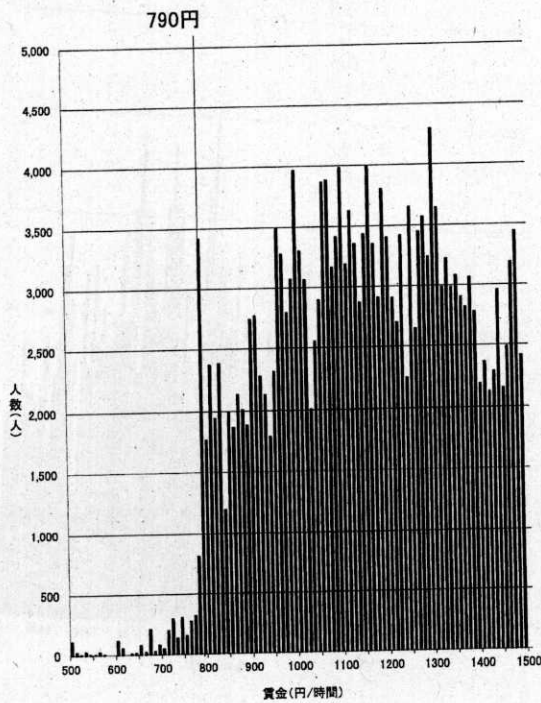


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(D)

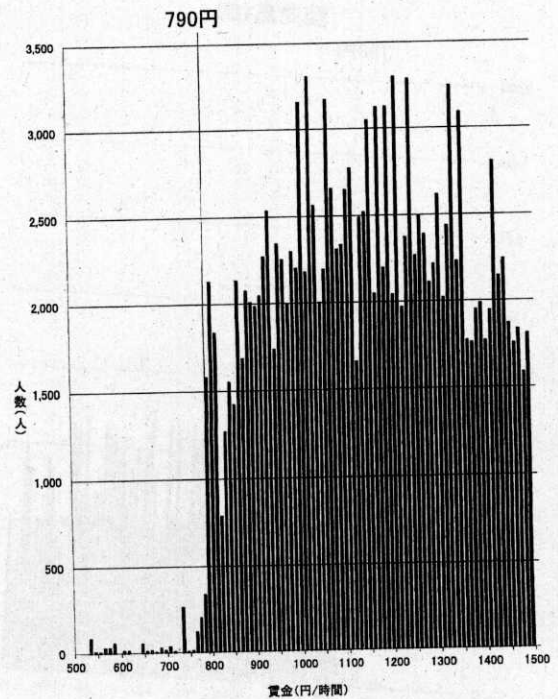


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(D)

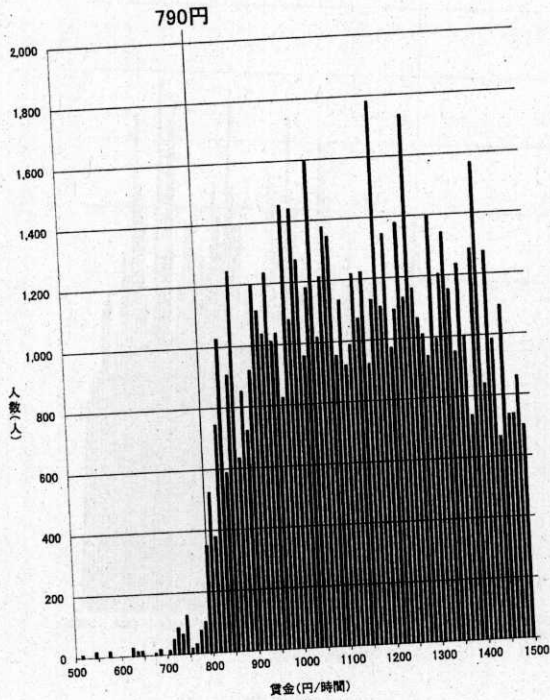


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

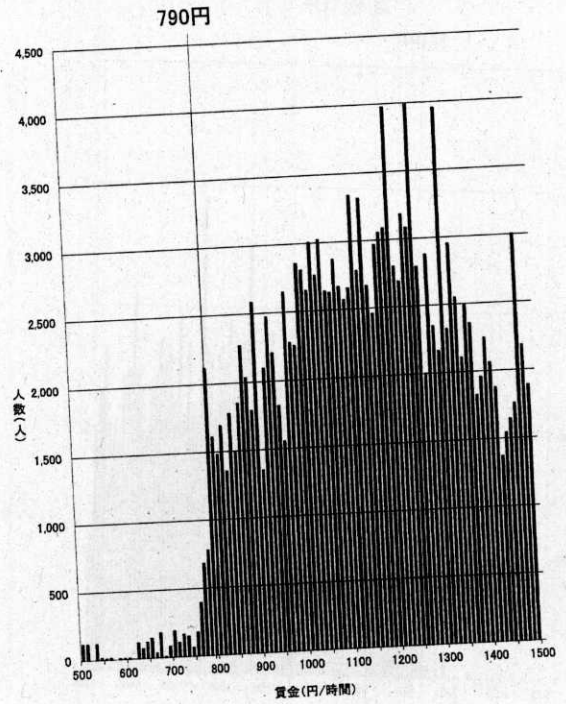
高知(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 一般労働者

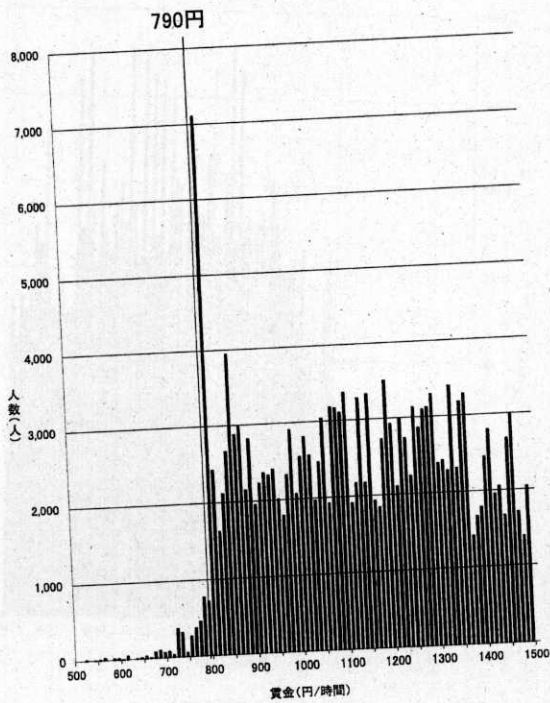
岩手(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 一般労働者

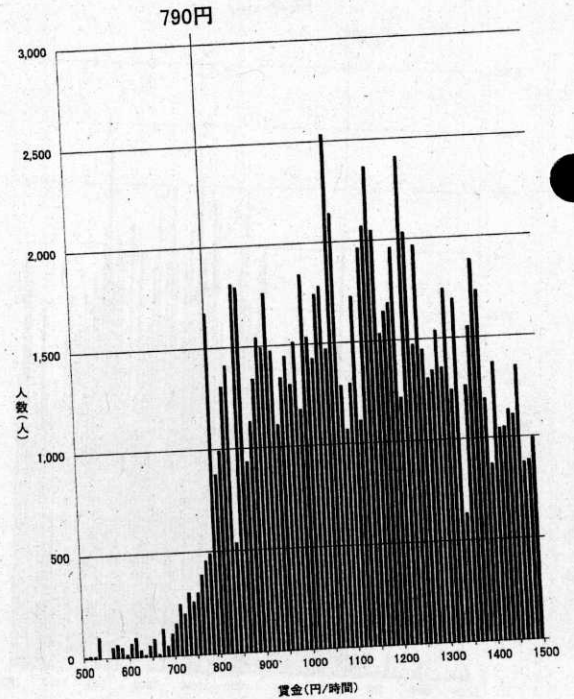
鹿児島(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 一般労働者

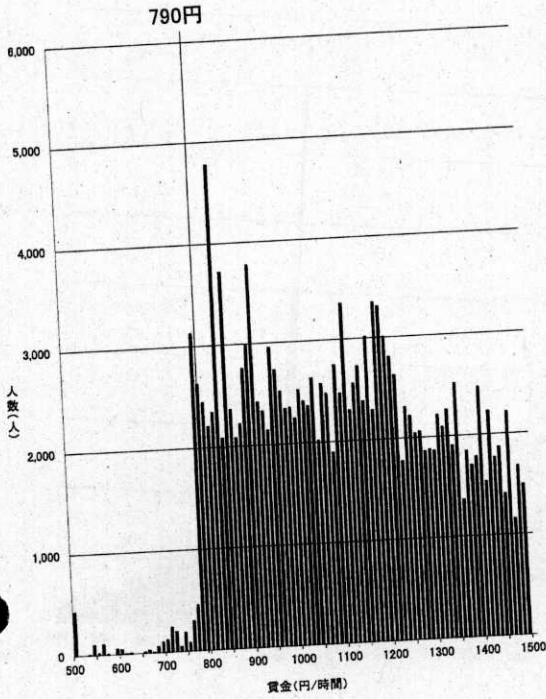
佐賀(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 一般労働者

青森(D)

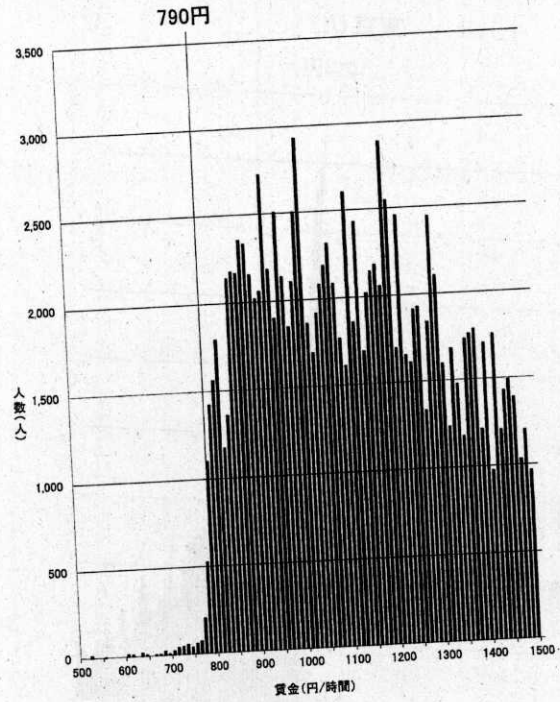


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(D)

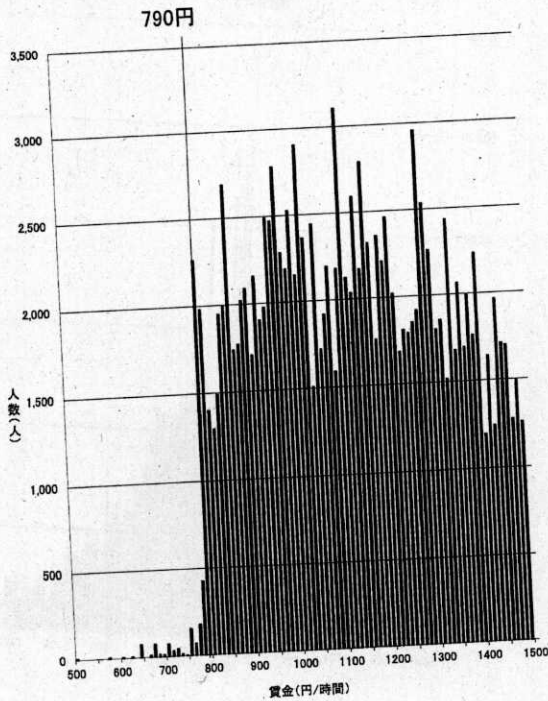


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(D)

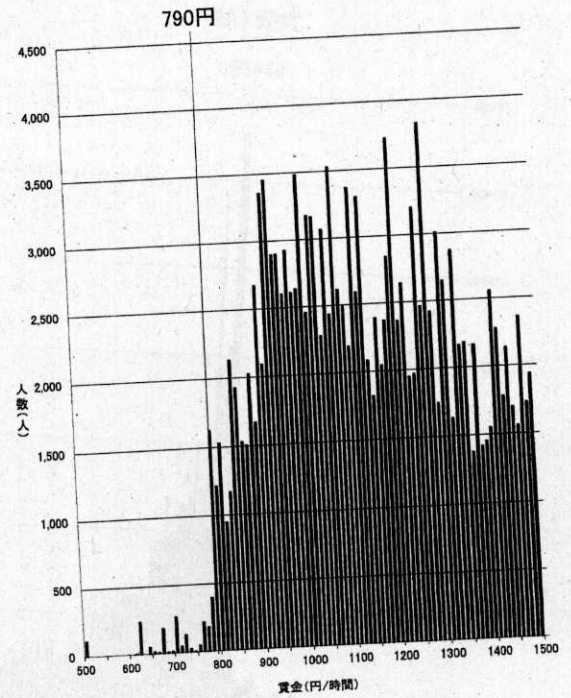


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

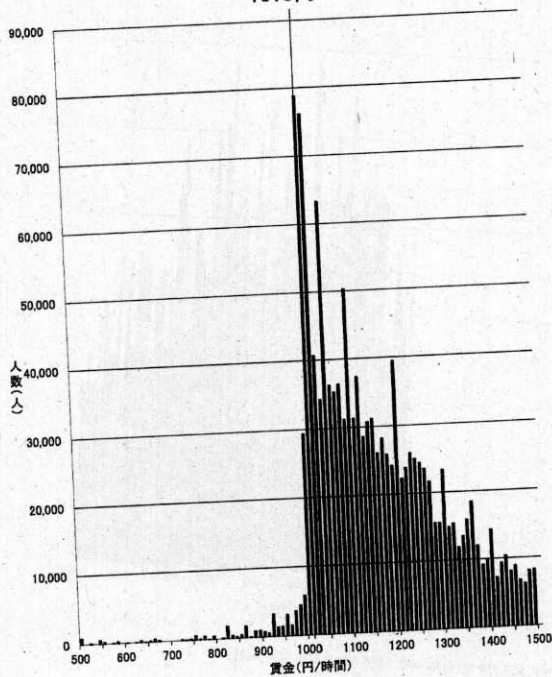
一般労働者

時間当たり賃金分布(短時間労働者)

資料No. 4-3

東京(A)

1013円



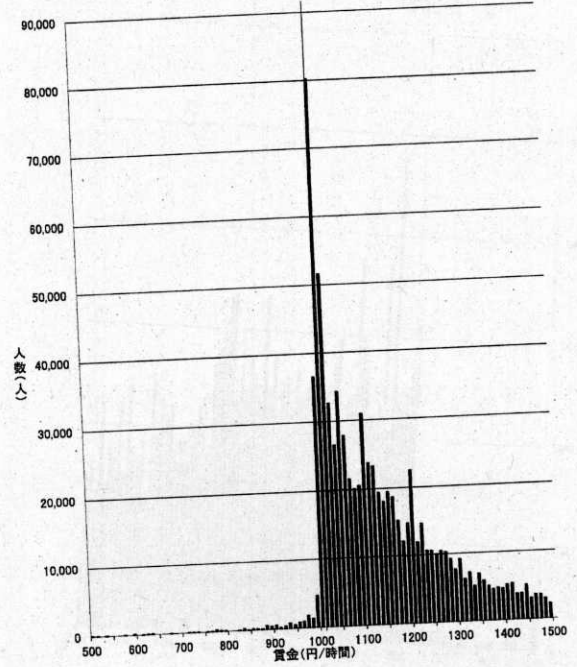
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

1011円



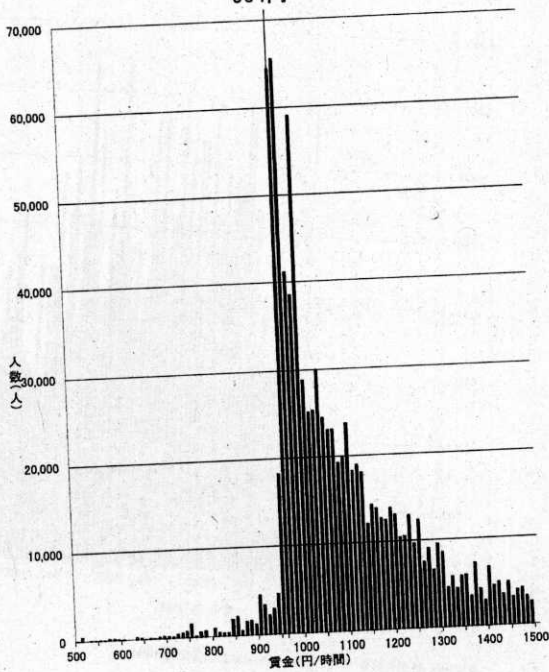
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

964円



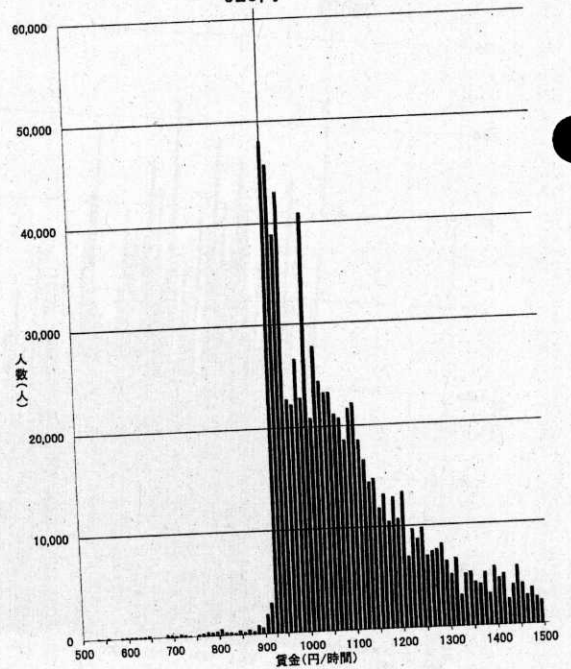
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知(A)

926円



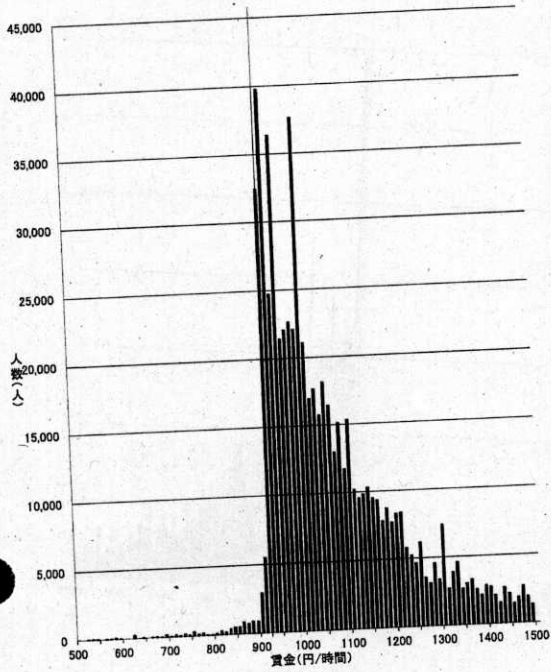
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

926円



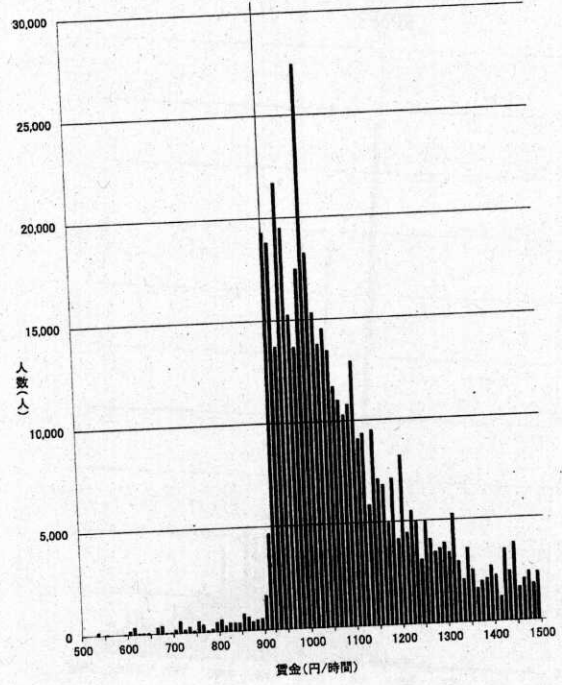
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

923円



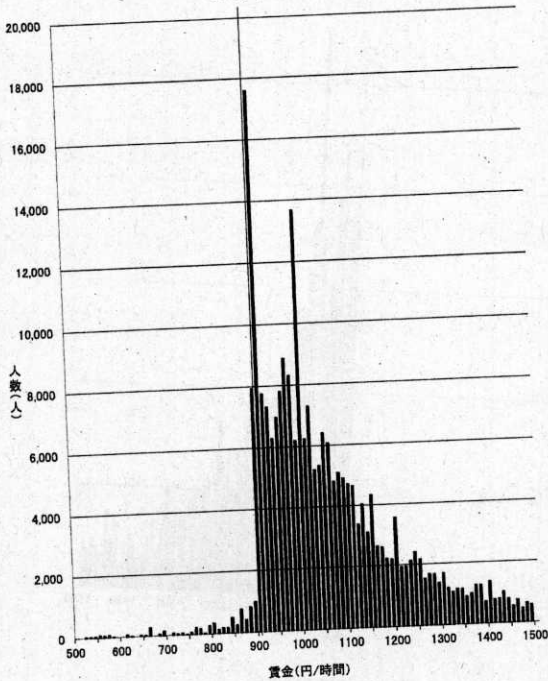
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

909円

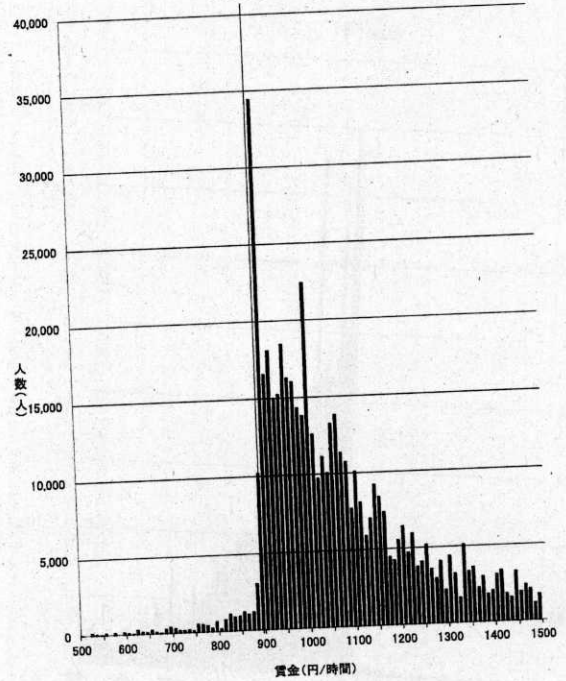


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 短時間労働者

兵庫(B)

899円

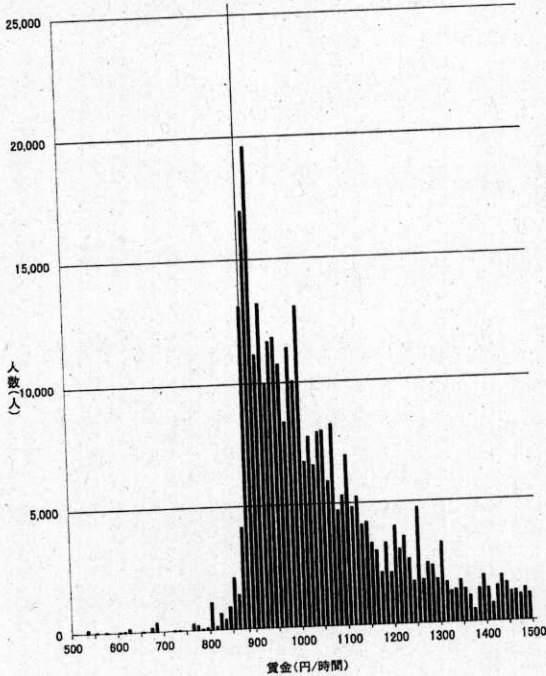


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 短時間労働者

静岡(B)

885円

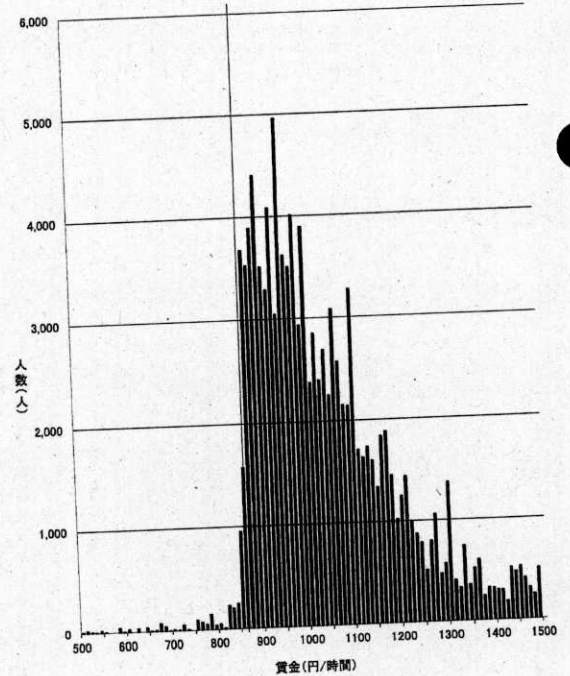


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 短時間労働者

滋賀(B)

866円

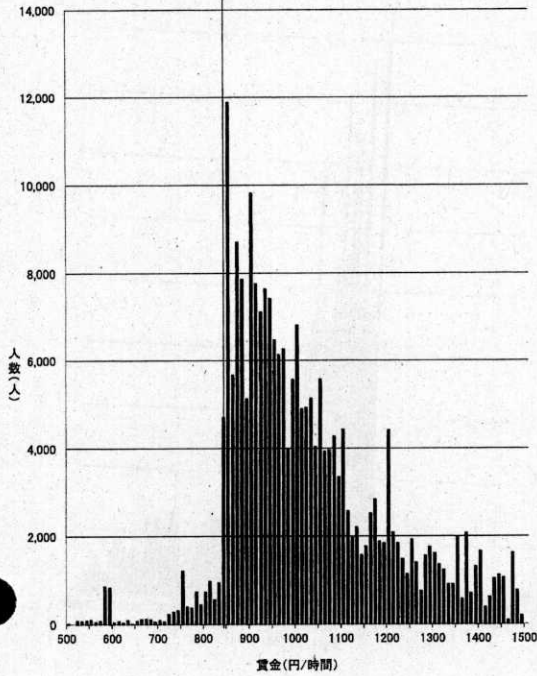


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 短時間労働者

茨城(B)

849円



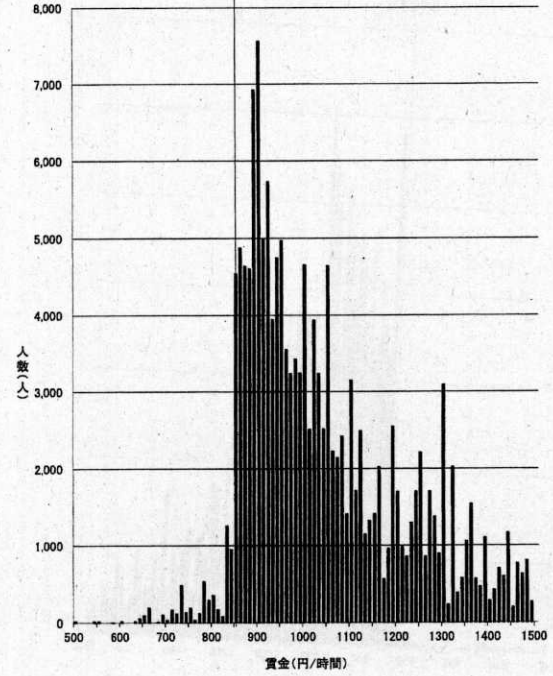
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

853円



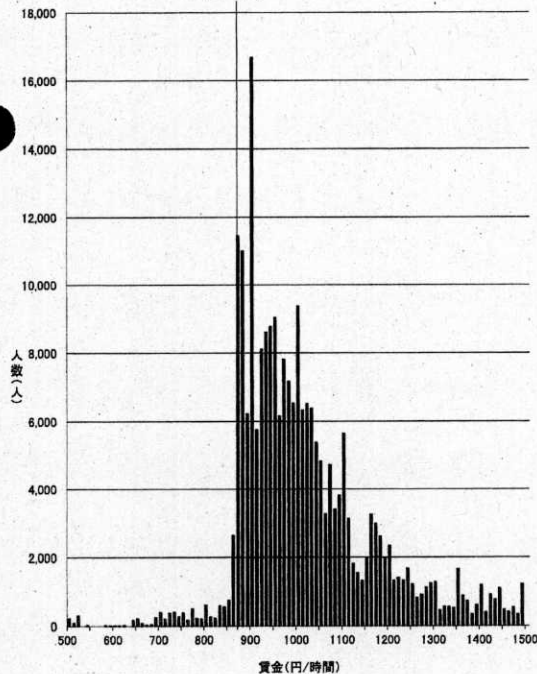
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

871円



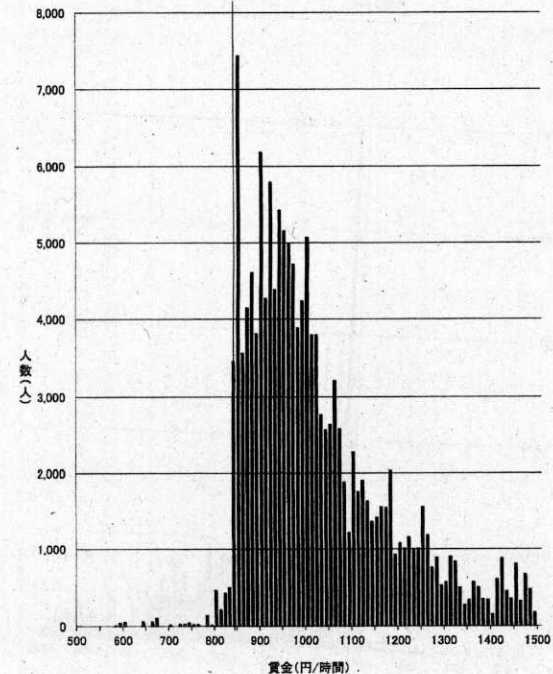
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

848円



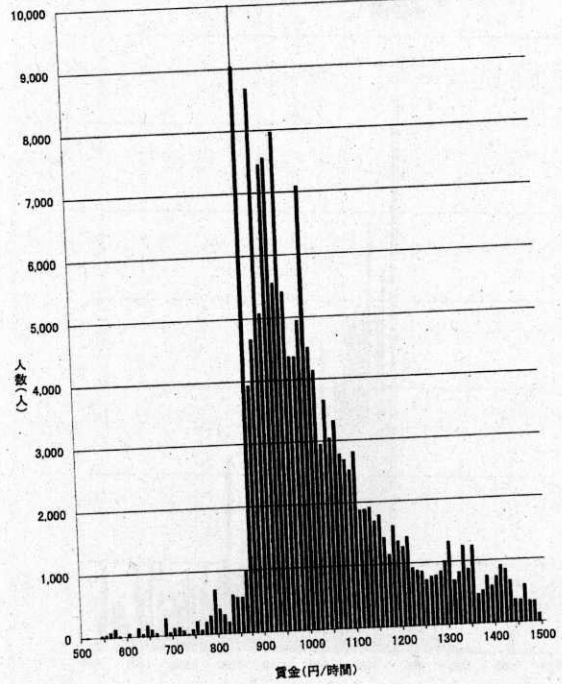
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

873円



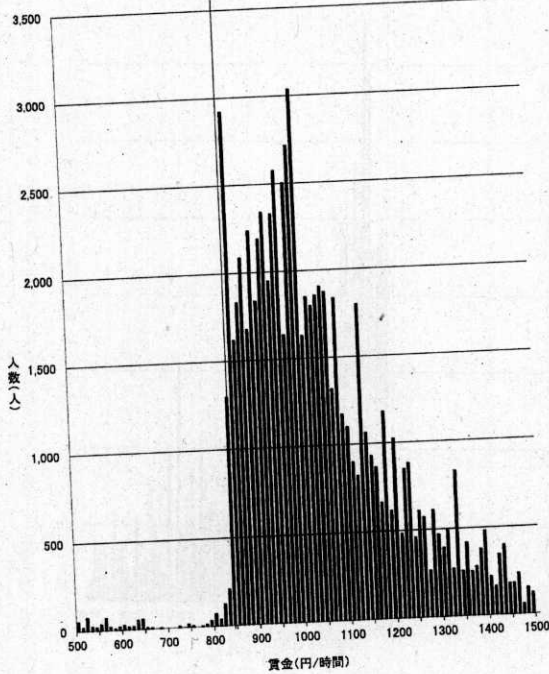
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

848円



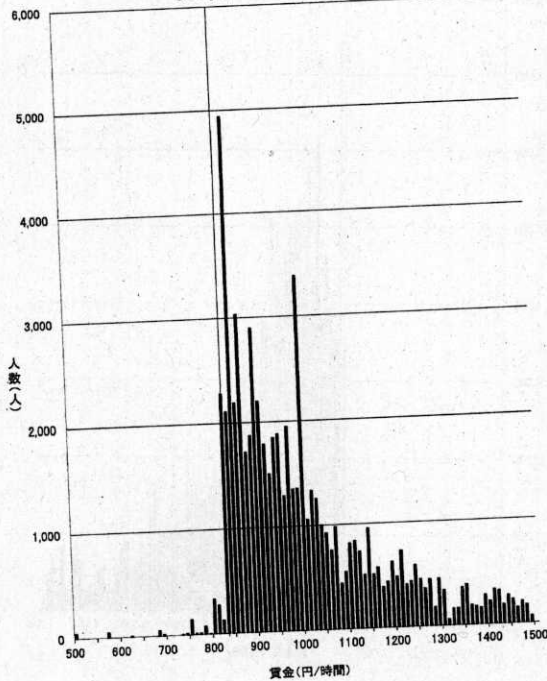
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

837円



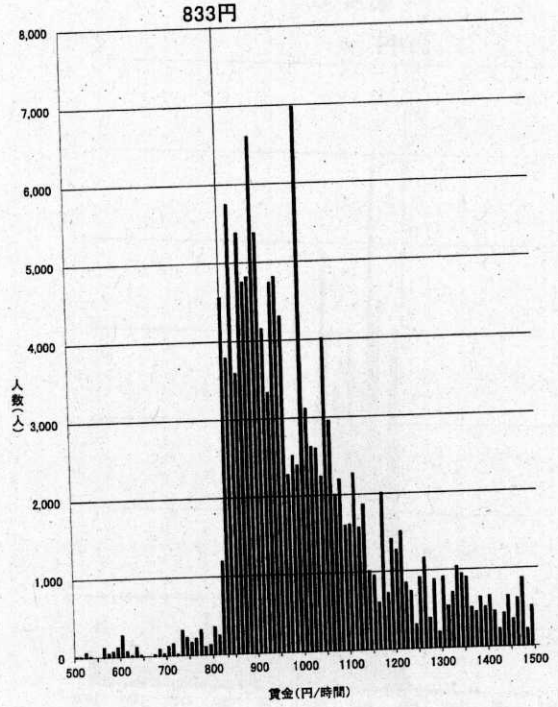
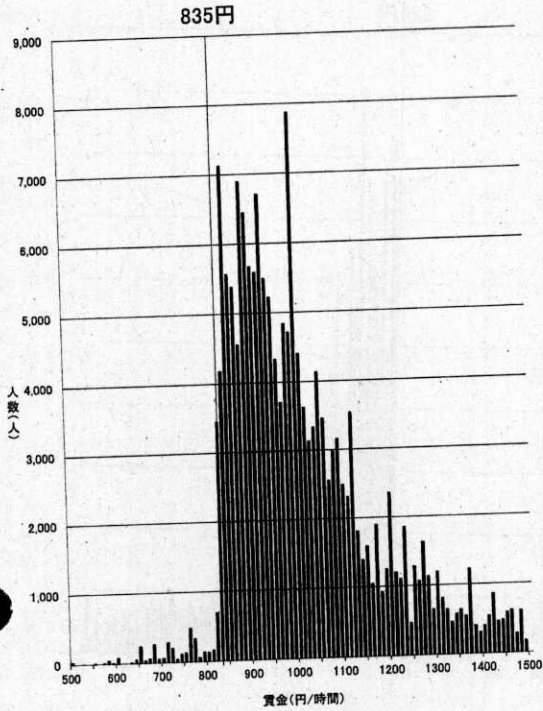
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(C)

岡山(C)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

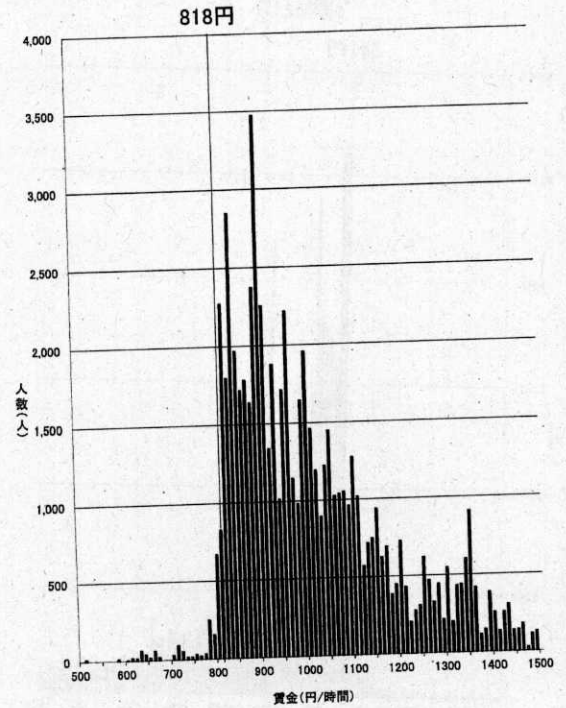
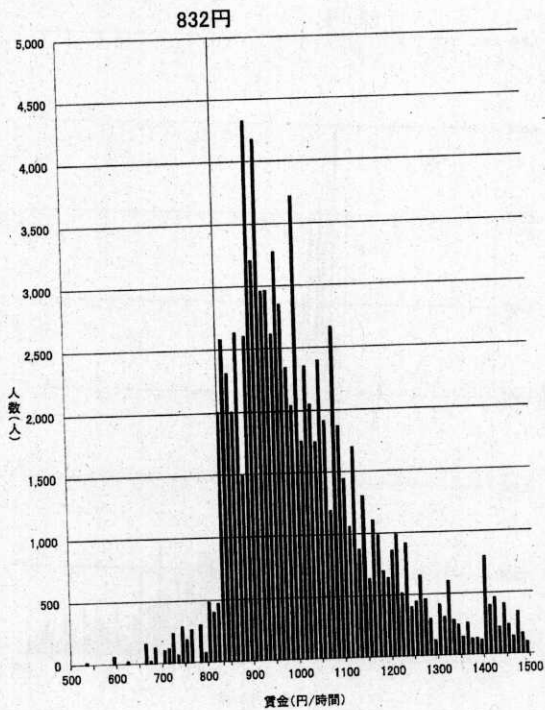
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 短時間労働者

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 短時間労働者

石川(C)

香川(C)



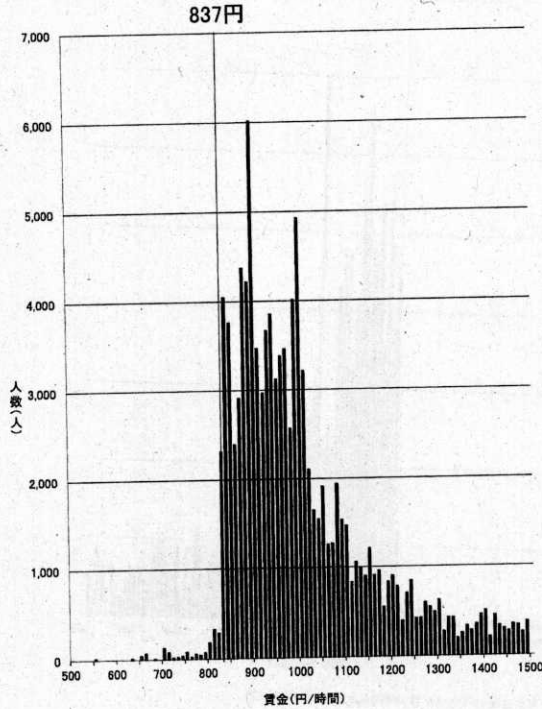
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 短時間労働者

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。 短時間労働者

奈良(C)

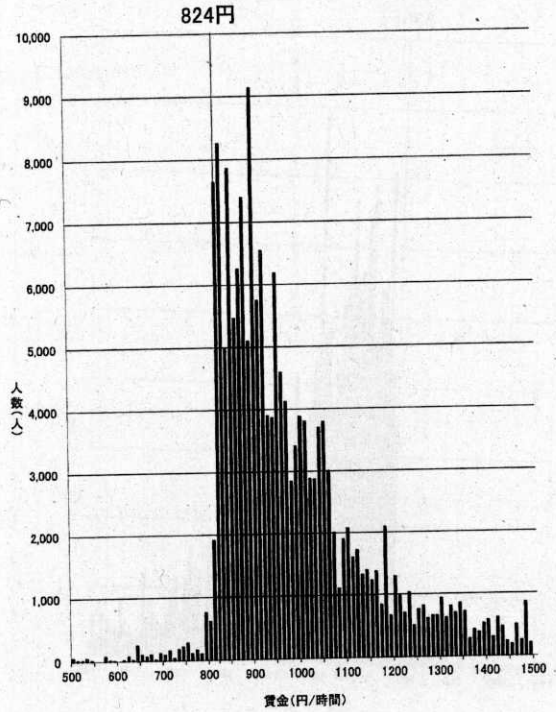


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(C)

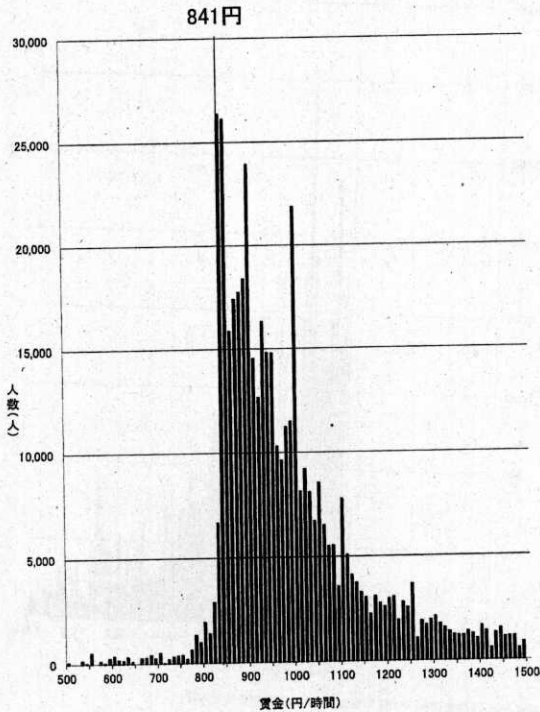


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(C)

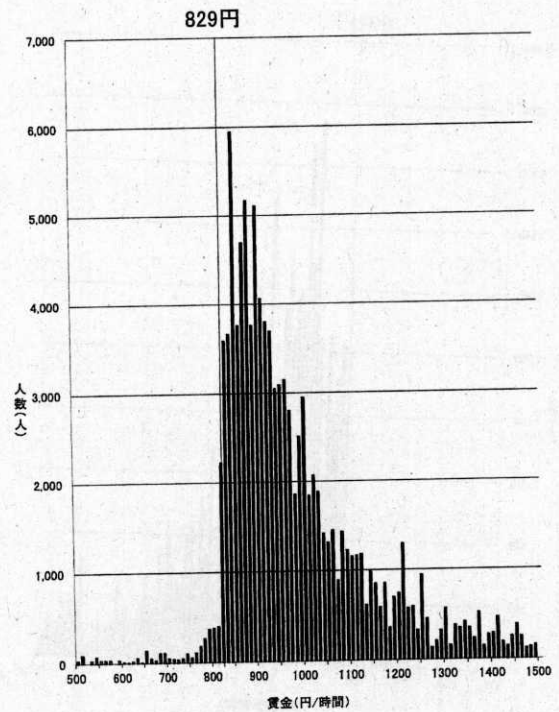


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(C)

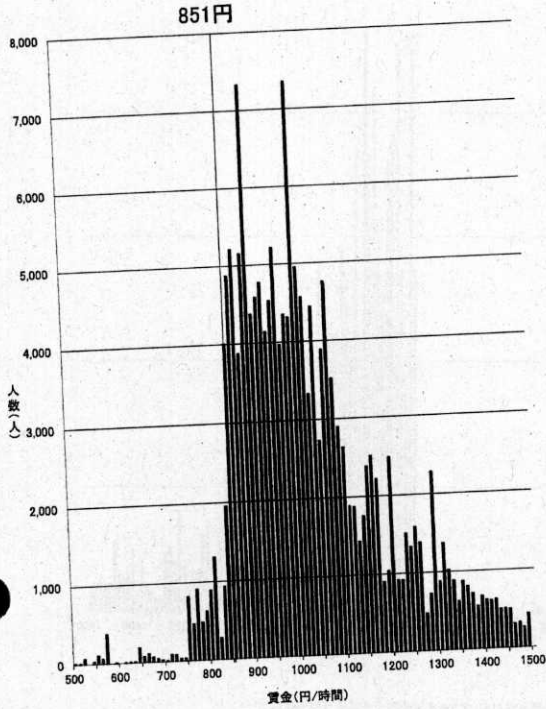


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(C)

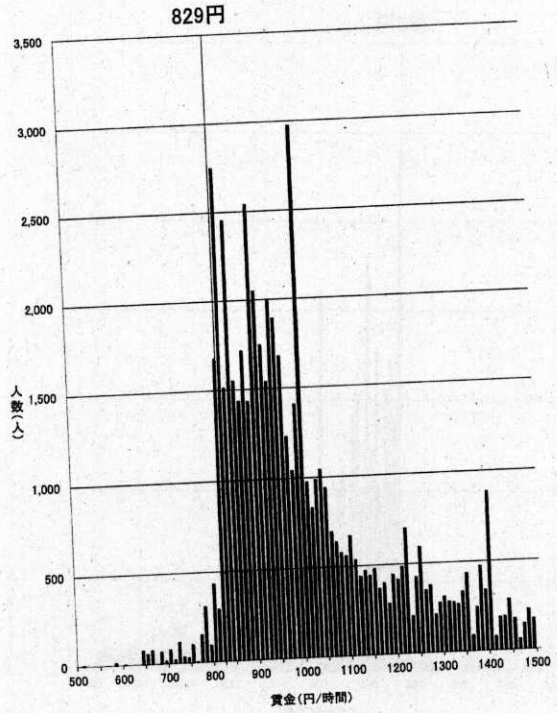


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(C)

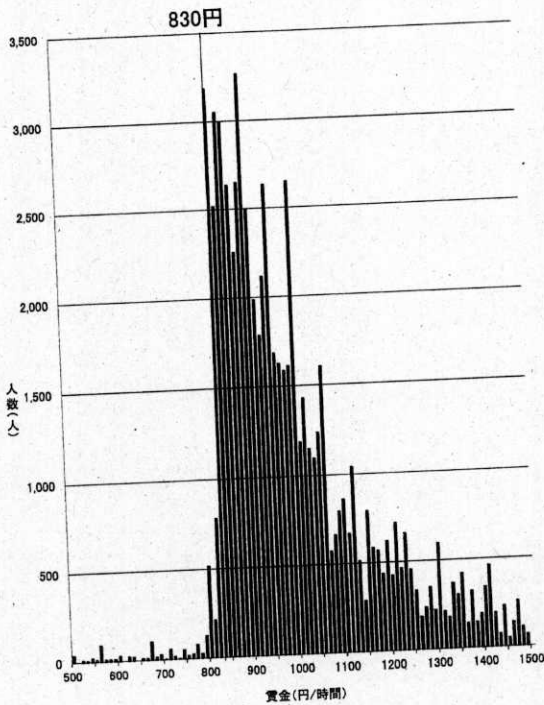


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(C)

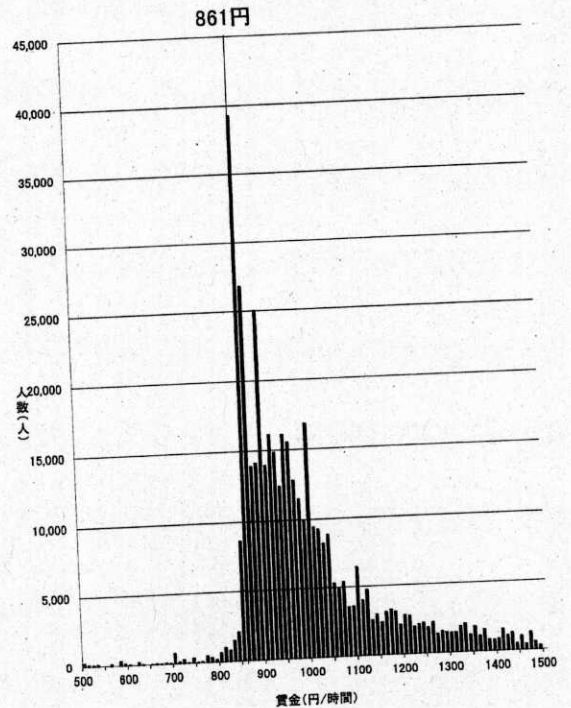


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(C)

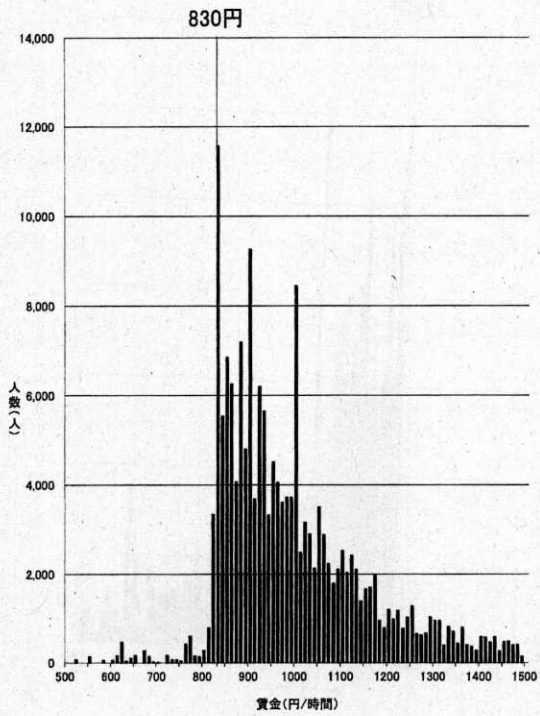


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(C)

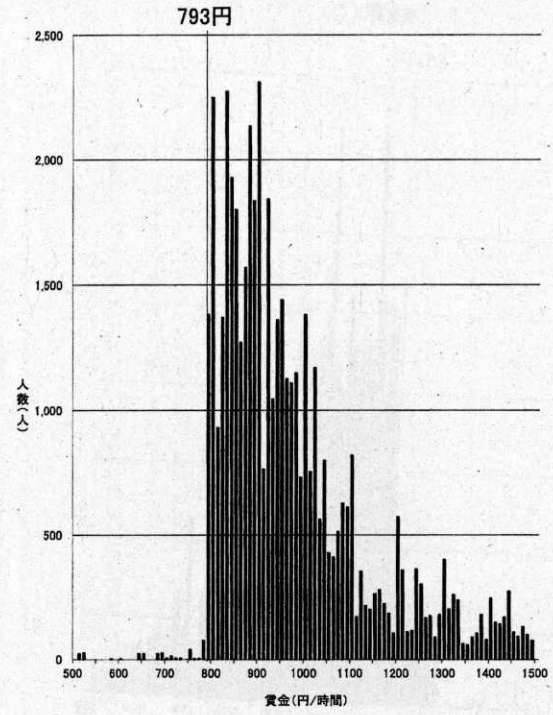


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(C)

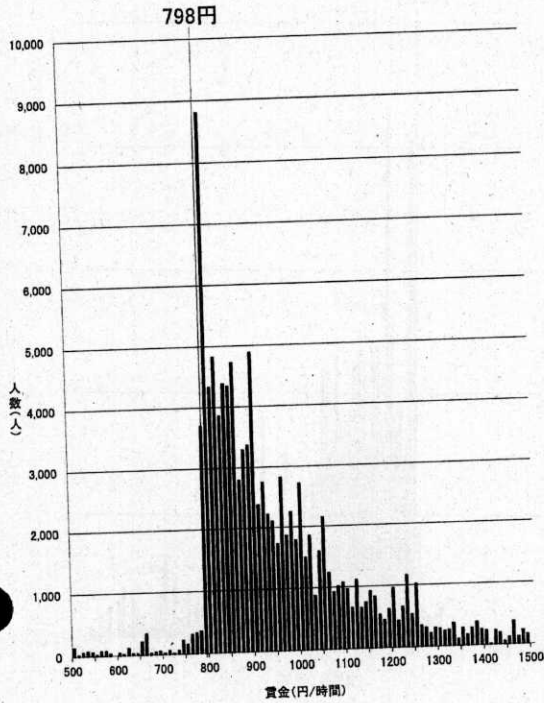


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(D)

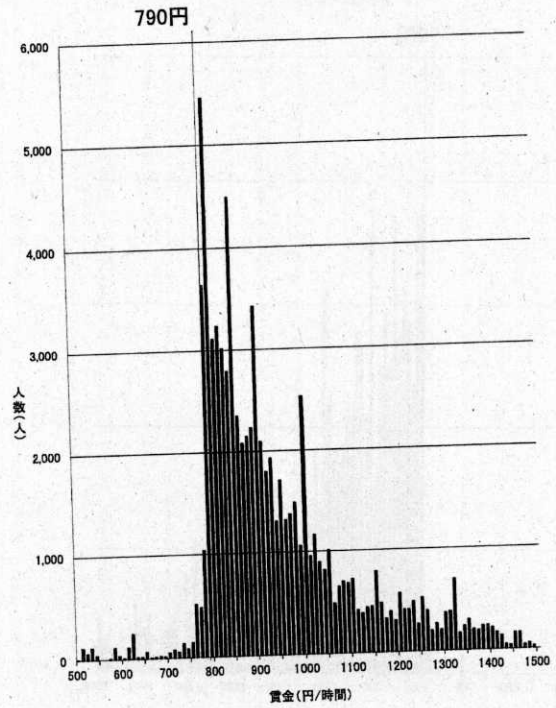


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(D)

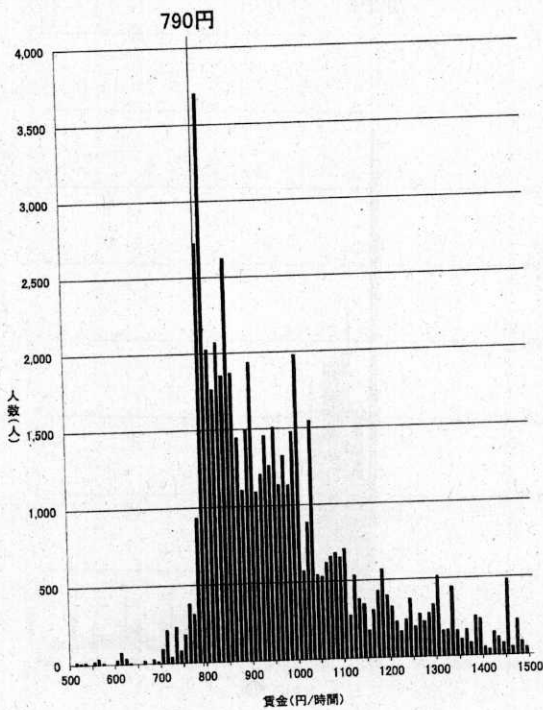


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(D)

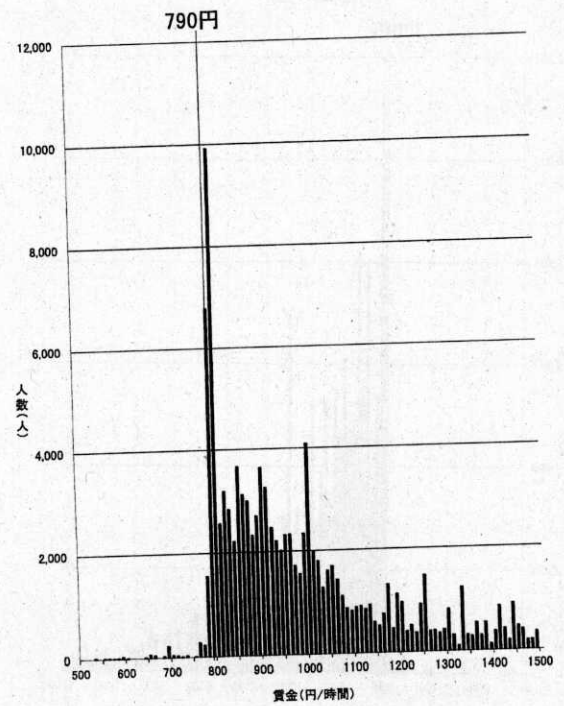


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(D)



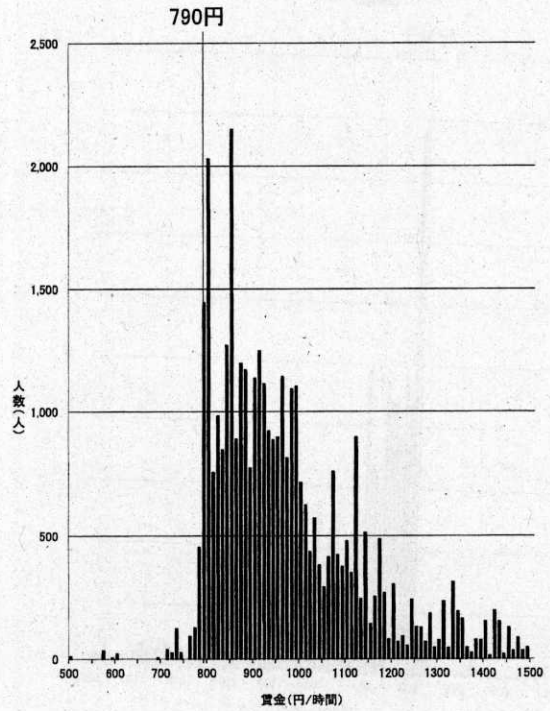
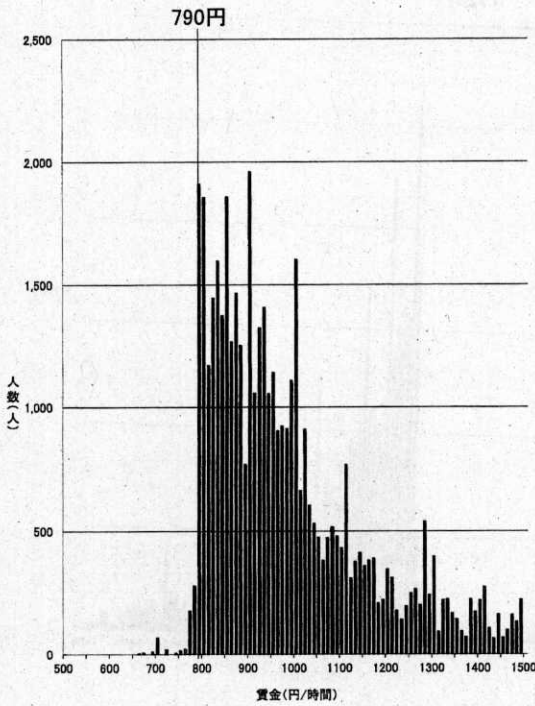
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥根(D)

鳥取(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

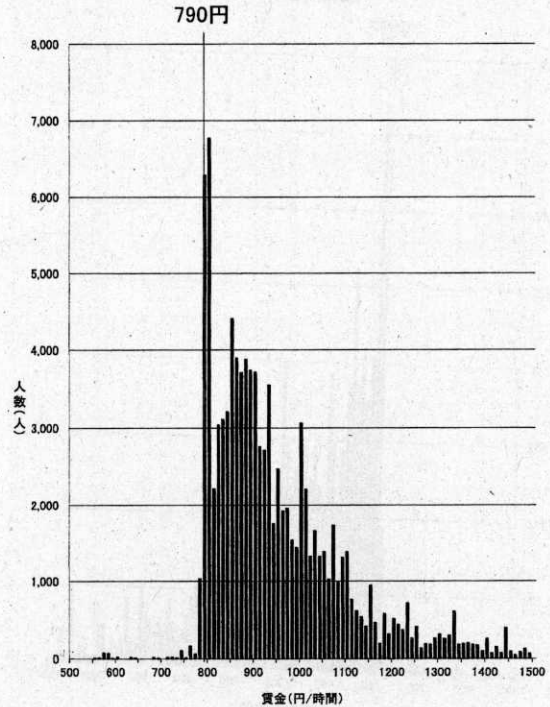
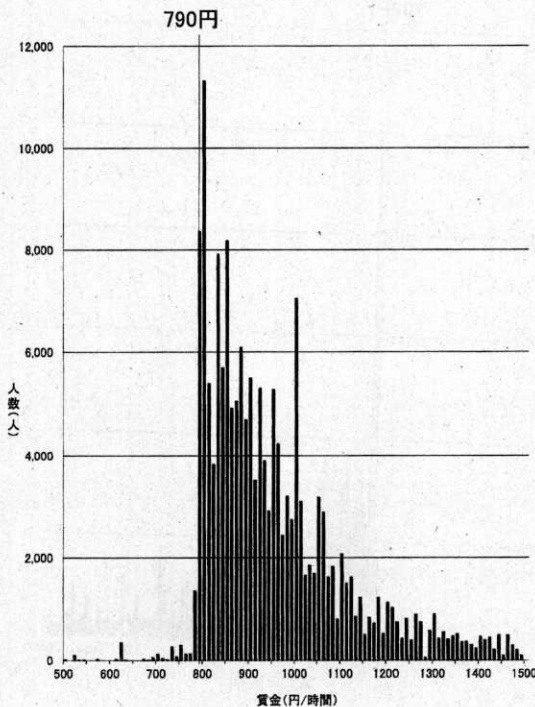
短時間労働者

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(D)

長崎(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

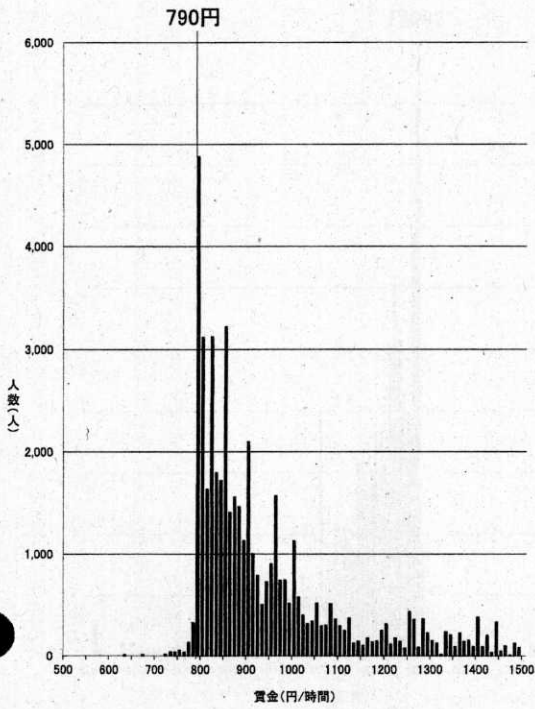
- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(D)

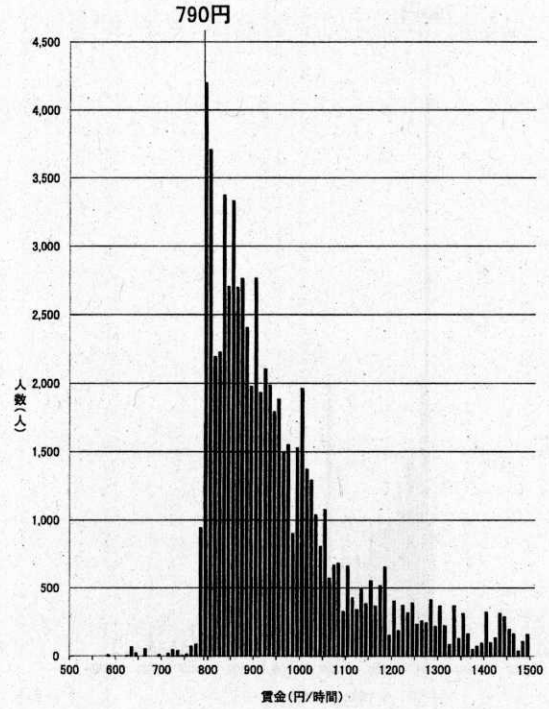


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(D)

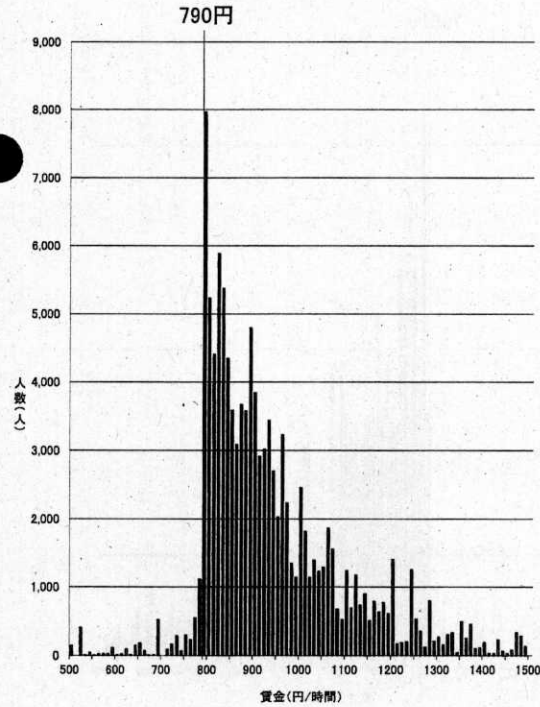


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(D)

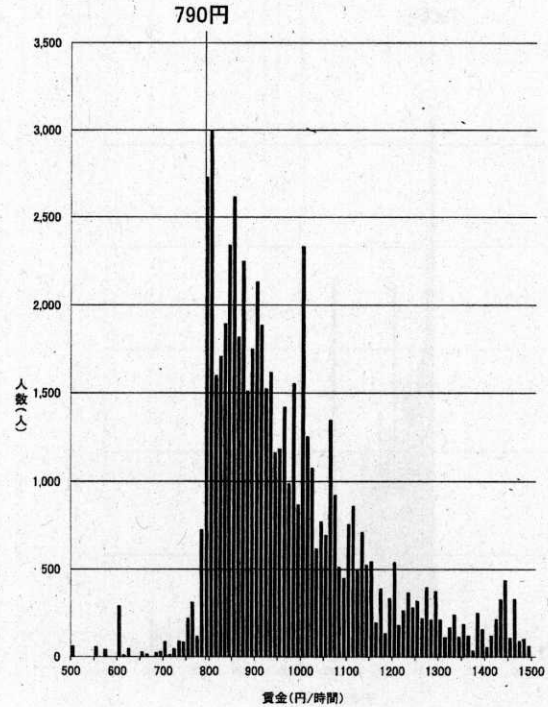


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(D)



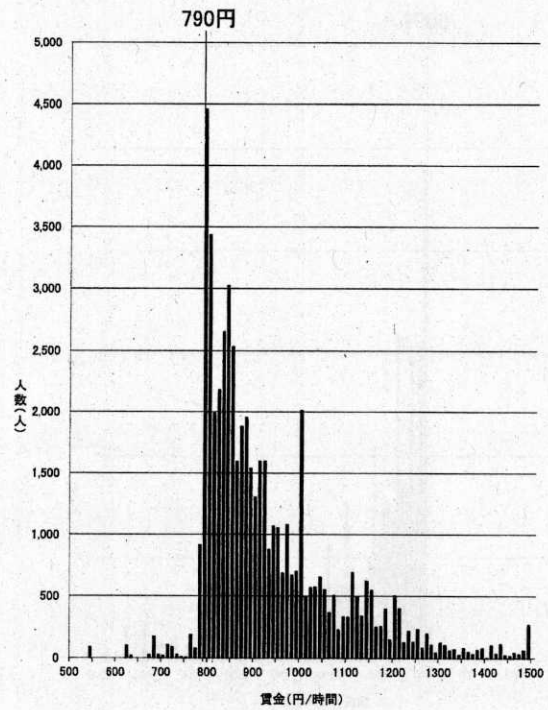
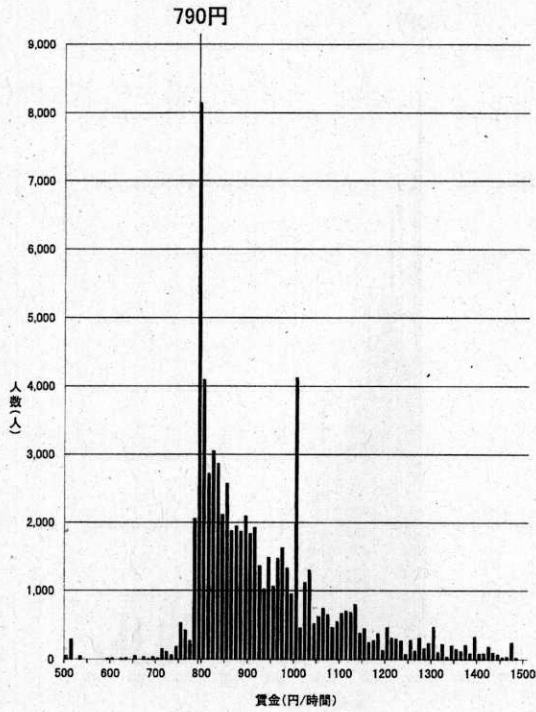
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(D)

秋田(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

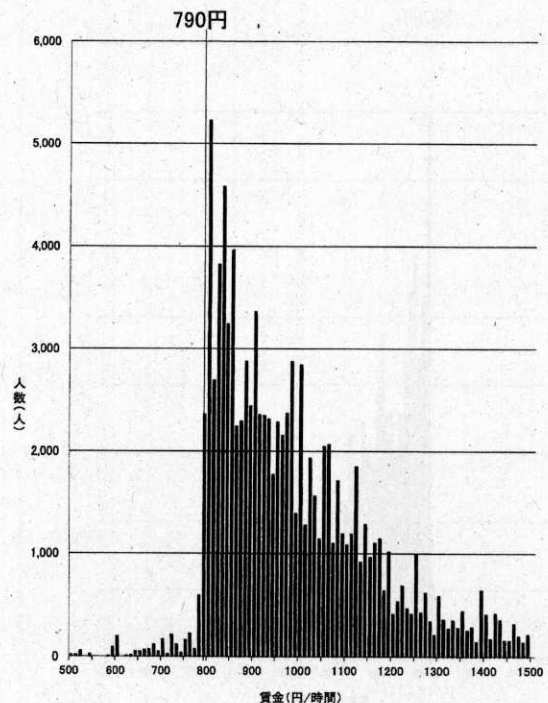
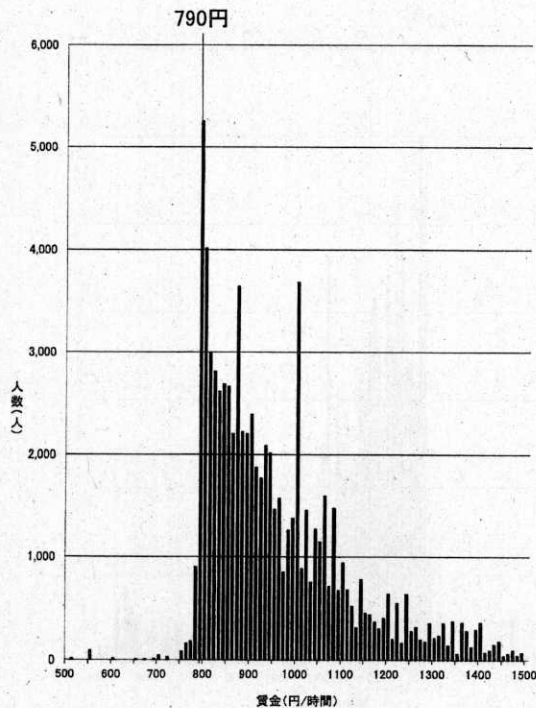
短時間労働者

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(D)

沖縄(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡県最低賃金額・影響率及び未満率（過去5年）

年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
福岡県最低賃金（円）		765	789	814	841	842
（対前年度差）（円）		（22）	（24）	（25）	（27）	（1）
福岡	改定前最賃額	743未満	765未満	789未満	814未満	841未満
	未満率（%）	2.1	1.3	1.1	1.17	1.94
	影響率（%）	11.40	11.51	14.08	11.44	4.32

- ※1 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
- 2 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正額の最低賃金額を下回るようになる労働者割合である。

【参考】

令和3年 賃金改定状況調査結果（全国版：抜粋）

賃金改定状況調査 第4表①

一般労働者およびパートタイマー労働者の賃金上昇率（全産業：男・女別）

区分	ランク	一時間当たり賃金（円）			賃金上昇率（%）	
		R2年6月	R3年6月	差額	R2年	R3年
男・女 合計	全体	1,349	1,354	5	1.2	0.4
	C	1,276	1,282	6	1.3	0.5
	(参考) D	1,211	1,215	4	0.8	0.3
男	全体	1,582	1,588	6	0.7	0.4
	C	1,515	1,518	3	1.0	0.2
	(参考) D	1,424	1,427	3	0.5	0.2
女	全体	1,175	1,181	6	1.6	0.5
	C	1,106	1,113	7	1.8	0.6
	(参考) D	1,053	1,059	6	1.2	0.6

賃金改定状況調査 第4表②

一般労働者およびパートタイマー労働者の賃金上昇率（全産業：一般・パート別）

区分	ランク	一時間当たり賃金（円）			賃金上昇率（％）	
		R2年6月	R3年6月	差額	R2年	R3年
一般・パート合計	全体	1,349	1,354	5	1.2	0.4
	C	1,276	1,282	6	1.3	0.5
	(参考) D	1,211	1,215	4	0.8	0.3
一般	全体	1,553	1,561	8	0.9	0.5
	C	1,474	1,480	6	0.9	0.4
	(参考) D	1,341	1,348	7	0.7	0.5
パート	全体	1,069	1,071	2	1.7	0.2
	C	988	992	4	2.1	0.4
	(参考) D	966	964	-2	1.4	-0.2

※上記に掲げた数値の一部については、「賃金改定状況調査結果の訂正について（令和3年7月7日開催（第3回目安に関する小委員会における資料）」に基づいて、すべて訂正済である。

令和3年度「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等

設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10 (※1)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 (※1)
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和3年4月現在) 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

⇒

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県にある「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。
【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～・業務改善助成金の活用事例～

事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能



さらなる工夫
受発注は電話のみで行うことが多かったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を回りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮



さらなる工夫
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和3年7月14日

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は0.1%となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られる

こと、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること、

- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すとされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとは言いえないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 3 年 7 月 14 日

1 はじめに

令和 3 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から 1 年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第 1 条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成すべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1 年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの 50 倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、「誰もが時給 1,000 円」を実現するため、今年度は「800 円未達の地域をなくすこと」「トップランナーである A ランクは 1,000 円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地

域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇いを維持したいという切実な想いを切り捨てるものにはかならないとの認識を示した。

以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記 1 の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙 1 と同じ)